

# 經濟經營研究

年 報

第 17 号 (I)



神 戸 大 学

經 濟 經 営 研 究 所

1966

# 經濟經營研究

17 (I)



神戸大学経済経営研究所

1966年度の「経済経営研究年報」第1冊を刊行いたします。

これは1961年まで別々に発刊していましたが「国際経済研究」と「企業経営研究」の2つを統合したものです。

神戸大学経済経営研究所

We are issuing "Annual Report on Economics and Business Administration I" for 1966

This is a combined edition of the two publications, "International Economic Review" and "Business Review", which had been published separately until 1961.

The Research Institute for  
Economics and Business Administration,  
Kobe University

## 目 次

法人税法における減価償却資産原価の期間的配分 ..... 渡 邊 進	1
政府勘定の改訂と問題点..... 能 勢 信 子	23
地域経済と主体的エネルギー..... 米 花 稔	49
発展途上国の輸出多様化と経済技術協力 ——タイの場合—— ..... 川 田 富 久 雄	69
〔書 評〕	
G. ステューフェル著「社会勘定の体系」 ..... 能 勢 信 子	95
研究会記事	
所 員 研 究 会	
金 融 専 門 委 員 会	
国 際 経 済 専 門 委 員 会	
企 業 経 営 科 定 例 研 究 会	

# 法人税法における減価償却資産原価の 期間的配分

渡 邊 進

## 1

減価償却資産（減価償却の対象となる資産）の原価を構成するものとして集合された原価は、原則として期間的原価配分の方法を通じて費用化される。企業会計原則が「資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。有形固定資産は、その取得原価を当該固定資産の耐用期間にわたり、一定の減価償却方法によつて各事業年度に配分し」といっているのはこのことである。尤も期間配分された減価償却資産の原価は直ちに配分された期間の費用となるものではない。販売及び一般管理活動に係る減価償却資産については期間配分された原価はその期の費用となるが、製造活動に係る減価償却資産については、期間配分された原価は原価計算の原則に従って先ず製品原価とし集合され、のちその製品が販売された時に売上原価として費用化する。したがって製品原価に算入された減価償却費は製品の原価に含まれそれが販売されるまでは資産として取扱われ、それが販売された時期の収益と対応せしめられることとなる。

減価償却によって費用化されない原価部分は、その減価償却資産が除却・廃棄・滅失又は譲渡（以下除却等という。）された場合に清算されるのが原則である。しかしながら総合償却が行なわれており、当該総合償却の対象となっている償却資産グループに属する個々の資産の除却等があった場合に、除却等された個々の資産の未償却残額が明らかでないことによって、除却価額等をいか

にすべかについて問題を生ずる。

以下本稿においてはわが国法人税法（以下単に税法という。）におけるこれらの問題の処理を企業会計原則との関連において取上げ、減価償却資産原価の期間的配分を繞る諸問題を検討したいと考える。

## 2

基本的な減価償却の方法として税法は（1）定額法（2）定率法（3）生産高比例法の三つを認めている。それらはおの次の方法を意味する（施行令第48条）。

**定額法** 減価償却資産の取得価額からその残存価額を控除した金額にその償却費が毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却範囲額として償却する方法をいう。

**定率法** 減価償却資産の取得価額（第二回目以後の償却の場合にあっては、当該取得価額から既にした償却の額で各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものを控除した金額）にその償却費が毎年一定の割合で通減するように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却範囲額として償却する方法をいう。

**生産高比例法** 鉱業用減価償却資産（鉱業経営上直接必要な減価償却資産で鉱業の廃止により著しくその価値を減ずるものをいう。）の取得価額からその残存価額を控除した金額を当該資産の耐用年数（当該資産の属する鉱区の採掘予定年数がその耐用年数より短い場合には、当該鉱区の採掘予定年数）の期間内における当該資産の属する鉱区の採掘予定数量で除して計算した一定単位の金額に各事業年度における当該鉱区の採掘数量を乗じて計算した金額を当該事業年度の償却範囲額として償却する方法をいう。

あらゆる減価償却資産についてこれらの方法からの選定が認められるのではなく、減価償却資産の種類に応じて選定される方法が限定されている。すなわち次の如くである。

1 施行令第13条第1号から第7号までの減価償却資産（有形減価償却資産をいう。但し次の2に掲げる鉱業用減価償却資産を除く。）については定額法又は定率法の選定が認められる。

2 鉱業用減価償却資産（4に掲げる鉱業権を除く。）については、定額法・定率法又は生産高比例法の選定が認められる。

3 施行令第13条第8号に掲げる無形固定資産（4に掲げる鉱業権を除く。）及び第13条第9号に掲げる生物については、定額法によらなければならない。

4 鉱業権については定額法又は生産高比例法の選定が認められる。

定額法・定率法・生産高比例法のほか、「特別な償却率による償却」の方法が認められている。それは (1)なっ染用銅ロール (2)映画用フィルム (3)非鉄金属圧延用ロール (4)漁網・活字に常用されている金属等に対して適用される方法であって、定額法・定率法又は生産高比例法に代えて選定することが認められるものである。これらの減価償却資産は標準的な耐用年数を定めて償却する方法によることが必ずしも適当でないので、当該資産の取得価額に当該資産につき国税庁長官の認定を受けた償却率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却範囲額として償却するのである（施行令第50条①）。この償却率は、例えばなっ染用銅ロールの場合には、各事業年度におけるロールの実際彫刻回数 of 彫刻可能回数（ロールの種類異なるごとに、かつ、彫刻模様異なるごとに算定する。）に対する割合として求められ、活字に常用されている金属（活字地金という。）の場合には、活字地金が活字の鑄造その他によって1年間に減量する率として求められる。また映画用フィルムの場合には上映日から経過した月数ごとに収入累計額の全収入予定額に対する割合によるのである。

減価償却ではないが取替資産については、納税地の所轄税務署長の承認を受けて、定額法又は定率法に代えて、取替法を選定することが認められている（施行令第49条①）。ここに取替資産とは、軌条・まくら木その他多量に同一の目的のために使用される減価償却資産で、毎事業年度使用に耐えなくなったこ

これらの資産の一部がほぼ同数量ずつ取替えられるもののうち大蔵省令で定めるもの<sup>(1)</sup>をいうのである(施行令第49条③)。

税法では取替法とは、次に掲げる金額の合計額を各事業年度の償却範囲額として償却する方法をいうのである(施行令第49条②)。

1 当該取替資産につきその取得価額(当該事業年度以前の各事業年度に係る次の2に掲げる新たな資産の取得価額に相当する金額を除くものとし、当該資産が昭和27年12月31日以前に取得された資産である場合には、当該資産の取得価額にその取得の時期に応じて定められた資産再評価法別表第3の倍数を乗じて計算した金額とする。)の100分の50に達するまで定額法又は定率法のうちいずれかの方法により計算した金額。

2 当該取替資産が使用に耐えなくなつたため当該事業年度において種類及び品質を同じくするこれに代わる新たな資産と取替えた場合におけるその新たな資産の取得価額で当該事業年度において損金経理をしたもの。

「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」第3「有形固定資産の減価償却について」(以下、単に連続意見書という。)によれば、「取替法は、減価償却法とは全く異なり、減価償却の代りに部分的取替に要する取替費用を収益的支出として処理する方法である。取替法の適用が認められる資産は取替資産と呼ばれ」云々となっている。すなわち減価償却に代わり費用として処理される金額は上記2の金額のみが考えられている。税法においては更に1の金額が考えられている点において、会計理論上の取替法と税法上の取替法では、費用とされる金額について多少相違する。要するに取替法を適用する場合に、上記2によって損金経理されなかった「基礎的な減価償却資産」について、全く減価償却をしないか、或は税法のように二分の一まで減価償却すべきかという問題である。この点についてはわれわれは税法の考え方の方が正しいと思う。このようにしなければ、「基礎的な減価償却資産」は、取替が行なわれるまで常

---

(1) 具体的には法人税法施行規則第10条で定められている。

に新品の状態で存在するものと考えられていることになるからである。

税法においては（1）期間を配分基準とする方法として定額法及び定率法（2）生産高を配分基準とする方法として生産高比例法（3）その他の配分基準によるものとして、「特別な償却率による償却」が認められており、取替資産については償却法に代えて取替法を用いることが認められている。しかしながら連続意見書は期間を配分基準とする方法として定額法及び定率法のほか級数法・償却基金法及び年金法<sup>(2)</sup>を挙げ、税法が認めている方法のほか「一般に認められているその他の償却法をも選択することができることとすべきである。」といっている。しかしわが国においては、期間を配分基準とする方法としては定率法が多く用いられており、定率法及び定額法のほか級数法・償却基金法等の償却方法を認むべしとする要求のあることを聞かない。

なお、連続意見書は生産高比例法に類似する方法として減耗償却を掲げ「減耗償却は、減耗性資産に対して適用される方法である。減耗性資産は、鉱山業における埋蔵資源あるいは林業における山林のように、採取されるにつれて漸次減耗し涸渇する天然資源を表わす資産であり、その全体としての用役をもって生産に役立つものではなく、採取されるに応じてその実体が部分的に製品化されるものである。したがって、減耗償却は減価償却とは異なる別個の費用配分法であるが、手続的には生産高比例法と同じである。」といっている。税法においては自己所有の鉱山・山林等から採掘・伐採等する資源は減価償却に類するものとしては考えられていない。それらは減価償却の問題とは離れて、売上原価・譲渡原価等の問題として取扱われるのであろう。

---

（2） 連続意見書は「年金法は利子を原価に算入する方法であるため、一般の企業においては適用されていない。しかしながら、利子を原価に算入することが法令等によって認められている公益企業においては、この方法を用いることが適当であると考えられる。」といっている。

### 3

税法は、各事業年度の所得の金額の計算上償却費として当該事業年度の損金の額に算入する金額は、法人が当該事業年度において償却費として損金経理をした金額（損金経理により償却に係る引当金勘定に繰入れた金額がある場合には、その金額を加算した金額）のうち、法人が選定した償却の方法に基づいて計算した金額に達するまでの金額とすると規定し（法第31条）、各事業年度の償却範囲額を規制することにより、この金額を最高限度とする任意償却制度をとっている。各企業を通じて同種の減価償却資産には一律の償却範囲額が定められているのは次の原因から生ずるものである。

1 耐用年数の法定 耐用年数とは、減価償却資産の効用持続年数であって、同種の減価償却資産であっても、使用の頻度・維持修繕の程度・その減価償却資産が設置されている環境等によって、耐用年数は企業ごとに異なるべきものであるが、税法は税務運営上の便宜のために耐用年数を法定する立場をとっている（施行令第56条）。耐用年数は具体的には、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（以下、単に耐用年数省令という。）別表で定められている。かかる耐用年数法定主義に対して連続意見書は次のようにいっている。

もともと固定資産は操業度の大小・技術水準・修繕維持の程度等のいかんによって耐用年数を異にするものであるから、標準耐用年数表を発表して法人に一応の基準を示すにとどめ、耐用年数の決定は、税務当局の承認を条件として法人の自主的判断を認めることとすることが望ましい。

2 残存価額の法定 残存価額とは当該減価償却資産が耐用年数を経過した後廃棄されるに至ったときこれを処分することによって回収が予期される価額であって、個々の場合により異なるべきものであるが、税法は耐用年数の場合と同様にこれを法定する立場をとっており（法第56条）、具体的には耐用年数省令別表で定められている。これに対して連続意見書は残存価額は「一律に定め

ず、個々の資産の特殊性を考慮して実情に即するように規定を改めるべきである。」といている。

税法上の残存価額については次の事項を考慮しなければならない。

連続意見書もいっているように「固定資産の取得原価から耐用年数到来時におけるその残存価額を控除した額が、各期間にわたって配分されるべき減価償却総額」であって、この残存価額は定率法又は定額法による償却率の算定に影響を与える要素となるものであると共に、それを限度として減価償却することが認められる限界を示すものである。しかしながら税法では残存価額なる語は減価償却できる限度額とは考えられておらず、償却率算定の要因としてのみ考えられている。すなわち、残存価額は、無形減価償却資産及び坑道については零、その他の減価償却資産（耐用年数省令別表第4に掲げる生物を除く。）については取得価額の100分の10、耐用年数省令別表第4に掲げる生物については生物の種類・用途によりそれぞれ別個に定められている。他面これらの残存価額は減価償却の限度額を意味せず、償却可能限度額は別個に定められている。すなわち (1)有形減価償却資産（坑道を除く。）についてはその取得価額の100分の5に達するまで (2)坑道及び無形固定資産についてはその取得価額に達するまで (3)生物（施行令第13条第9号の生物）についてはその取得価額から耐用年数省令別表で定める各生物の残存価額を控除した金額に達するまで減価償却することが認められている。したがって、(2)及び(3)の場合には償却率算定の要素としての残存価額は同時に償却の限度額であるが、(1)の場合には残存価額は償却の限度額を意味しない。これは残存価額を100分の5とする場合には定率法の償却率に与える影響が甚大であるため償却率算定の要因としての残存価額を取得価額の100分の10に止めたのである。何れにしても税法では減価償却の限度額は法定されており、個々の資産の特殊性に即応するものとはなっていない。

4

耐用年数及び残存価額が画一的に法定されていることについては前述した通りである。しかしながら各事業年度の償却範囲額の計算について微かの弾力性も認められないというわけではない。

(1) 青色申告法人は、その有する減価償却資産が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、その該当する減価償却資産の使用可能期間を基礎としてその償却範囲額を計算することについて国税庁長官の承認を受けたときは、当該資産のその承認を受けた日の属する事業年度以後の各事業年度の償却範囲額の計算については、その承認に係る使用可能期間をもって法定耐用年数とみなすこととなっている（令第57条①）。

イ 当該資産の材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の減価償却資産の通常の材質又は製作方法と著しく異なることにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこと

ロ 当該資産の存する地盤が隆起し又は沈下したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと

ハ 当該資産が陳腐化したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと

ニ 当該資産がその使用される場所の状況に基因して著しく腐しよくしたことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと

ホ 当該資産が通常の修理又は手入れをしなかったことに基因して著しく損耗したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと

ヘ 前各号に掲げる事由以外の事由で大蔵省令で定めるものにより、当該資産の使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこと又は短いこととなっ

たこと

へにおいて大蔵省令で定める事由とは次に掲げる事由である(施行規則第16条)。

a 耐用年数省令に定める一の耐用年数を用いて償却範囲額を計算すべき減価償却資産の構成が当該耐用年数を用いて償却範囲額を計算すべき同一種類の他の減価償却資産の通常の構成と著しく異なること

b 当該資産が機械及び装置である場合において、当該資産の属する設備が耐用年数省令別表第2（機械及び装置の耐用年数表）に特掲された設備以外のものであること

c その他前掲イからへまで及び上記 a 又は b に準ずる事由

上記のいずれかの事由に該当する場合には国税庁長官の承認を受けて短縮された耐用年数により償却範囲額を計算することができる。

法定耐用年数は通常材質・製作方法・構成等を前提として社会的平均的に定められたものであるから、耐用年数の短縮の規定はそれらの前提と異なるものがある場合には申請によって耐用年数の短縮を認めようとする趣旨の規定である。

以上述べたのは耐用年数そのものの改訂であるが、当該減価償却資産が通常の使用時間をこえて使用され損耗が著しい場合には、それに応じて償却範囲額を拡大することが認められる。すなわち、

(2) 青色申告法人が、その有する減価償却資産の使用時間がその法人の営む事業の通常の経済事情における当該資産の平均的な使用時間を著しくこえるためその損耗が著しい場合において、国税庁長官の承認を受けたときは、その承認を受けた減価償却資産のその承認に係る期間内の日の属する各事業年度の償却範囲額は、通常の償却範囲額に、当該償却範囲額のうちその承認に係る期間に対応する金額にその承認を受けた割合を乗じて計算した金額を加算した金額とされる（令第60条①）。

これは操業度の上昇により償却範囲額の拡大を認めたものであって、増加償

却と呼ばれる。増加償却は償却の方法として定額法又は定率法が選定されている場合に限って認められる。生産高比例法が選定されている場合には、操業度の上昇は生産高の増加となって現われるので償却範囲額は自動的に拡大されることとなるからである。

法定耐用年数は通常の経済事情における平均的な使用時間を基礎として定められているのであるから、増加償却の規定は、実際の操業時間が法定耐用年数の算定の基礎となった使用時間を著しくこえる場合に、申請によって償却範囲額の拡大を認める趣旨のものである。

このように法定の耐用年数・残存価額から算定された償却範囲額が常にそのまま用いられるわけではなく、税法上の償却範囲額算定の前提となった諸要因と異なる要因を考慮しなければならない場合には、それが考慮されるのである。

連続意見書は、各企業が自己の固定資産につきその特殊的条件を考慮して自主的に決定した耐用年数を個別的耐用年数と称し（これに対し、耐用年数を左右すべき諸条件が社会的平均的に考慮して決定され、固定資産の種類が同じであれば、個々の資産の置かれた特殊的条件にかかわらず全国的に画一的に定められた耐用年数を一般的耐用年数と称している）、「元来、固定資産はそれが同種のものであっても、操業度の大小・技術水準・修繕維持の程度・経営立地条件の相違等によってその耐用年数も異なるべきものである」から、「企業を単位とする個別的耐用年数の制度を確立し、わが国の減価償却制度を合理化する必要がある。」といている。理論的には、同種の固定資産であっても諸種の原因により、その耐用年数は異なるべきものである。しかしながら各企業が自己の固定資産につきその特殊条件を考慮して自主的に決定することは困難な業務であって容易に行なわれ難い。

連続意見書は「耐用年数の決定」に関して次のようにいっている。

「固定資産の耐用年数は、物質的減価と機能的減価の双方を考慮して決定されねばならない。物質的減価は技術的に比較的正確に予測されうるが、機能的減

価は偶然性を帯び、これを的確に予測することははなはだ困難である。このために、従来、耐用年数は主として物質的減価を基礎として決定され、機能的減価はあまり考慮されないのが実情であった。しかしながら、今日のように技術的革新がめざましい勢いで進行しつつある時代においては、機能的減価を軽視することは許されない。したがって今後における耐用年数の決定に際しては、機能的減価の重要性を認め、過去の統計資料を基礎とし、これに将来の趨勢を加味してできるだけ合理的に機能的減価の発生を予測することが要求される。」

連続意見書も認めているように耐用年数の決定は困難な業務である。それは将来に係る問題であるからである。理論的には各企業に応ずる個別耐用年数の設定は望ましいものではあるが、実際問題としてそれは不可能に近いであろう。かかる業務は税務当局と雖も容易になし得るところではなく、個々の企業が「過去の統計資料を基礎とし、これに将来の趨勢を加味してできるだけ合理的に機能的減価の発生を予測」して耐用年数を決定することもまず不可能というべきであろう。

したがって連続意見書もいっているように「標準耐用年数を発表して法人に一応の基準を示すにとどめ、耐用年数の決定は、税務当局の承認を条件として法人の自主的判断を認めることとすることが望ましい。」という程度におち着かざるを得ない。しかしながらあらゆる場合において法人の自主的判断が認められるわけではなく、「税務当局の承認」を必要とするものであるから、標準耐用年数と異なる耐用年数を用いることにつき合理的客観的な根拠がなければならぬのは当然である。もしそうであるとすれば、現行の法定耐用年数を標準的耐用年数と考え、この耐用年数（又は償却範囲額）からの離脱が必要とされる場合には、申請によって是否認する現行制度と大差のないものとなるのではないか。標準からの離脱は現在では耐用年数の短縮及び増加償却の形で認められているが、もしそれ以外にも標準からの離脱を認めるべき要因（又は耐用年数の短縮に当って現行税法が認めている事由以外の事由）を追加する必要があ

ればそれについて具体的に指摘する方がこの問題を改善する上でより实际的であろう。

## 5

すでに第3項で述べたように現行税法は各事業年度の償却費の限度額を定め、その金額以内での任意償却を認める建前をとっている。

更に税法においては、青色申告法人について、償却不足額の繰越が認められている。すなわち、青色申告法人の有する減価償却資産の青色申告書に係る事業年度の償却範囲額は、次に掲げる資産の区分に応じ1, 2, 3, のいずれかの金額に当該資産に係る償却不足額を加算した金額である(施行令第58条②)。

1 よるべき償却の方法として定率法を採用している減価償却資産 当該資産に係る償却不足額が既に償却されたものとみなして当該資産につき定率法により計算した場合の当該事業年度の償却範囲額に相当する金額

2 よるべき償却の方法として取替法(取得価額の100分の50に達するまでの償却費を定率法により計算すべきものとされているものに限る)を採用している減価償却資産 当該資産に係る定率法による償却範囲額についての償却不足額が既に償却されたものとみなして当該資産につき取替法により計算した場合の当該事業年度の償却範囲額に相当する金額

3 よるべき償却の方法として上記1又は2の方法以外の償却の方法を採用している減価償却資産 当該資産につき当該償却の方法により計算した当該事業年度の償却範囲額に相当する金額

1, 2, 3, のいずれかに加算する償却不足額とは、当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度(当該事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合の各事業年度に限る。)において生じた減価償却資産の償却費に係る不足額(法人の各事業年度における減価償却資産の償却費の額が当該資産の上記各号の規定に準じて計算した額に満たない場合のその差額をいう)

のうち、当該不足額を生じた事業年度の翌事業年度から当該事業年度の前事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額以外の金額をいうのである（施行令第58条④）。

このように税法は償却不足額の3か年繰越を認めている。

連続意見書もいうように、減価償却の最も重要な目的は「適正な費用配分を行なうことによつて、毎期の損益計算を正確ならしめることである。このためには、減価償却は所定の減価償却方法に従い、計画的・規則的に実施されねばならない。利益におよぼす影響を顧慮して減価償却費を任意に増減することは、正規の減価償却に反するとともに、損益計算をゆがめるものであり、是認し得ないところである。」

減価償却費は既に発生した費用であり、これを控除しないで算出された期間損益は正しいものとはい難い。

商法は「固定資産に付ては其の取得価額又は製作価額を附し毎決算期に相当の償却を為すことを要す」るものと規定している（第285条の3①）。ここに毎決算期になすべき「相当の償却」の額と税法上の償却範囲額とが必ずしも一致しないのは当然である。「相当の償却」は各企業が各自の特殊的条件を考慮しての自主的決定に基づく償却と考えられ、税法上の償却範囲額は社会的平均的なものとして画一的に定められたものであるからである。しかし両者を一致せしめることが全く不可能なわけではない。すなわち、

1 「相当の償却」の額が税法上の償却範囲額をこえる場合には、既に本稿第4項で述べたところにより償却範囲額を拡大することが認められる。現在認められている償却範囲額拡大の事由以外の事由を認める必要があればそれらの事由を税法に追加することによって両者を一致せしめることができる。

2 「相当の償却」の額が税法上の償却範囲額に満たない場合には問題の解決は至って簡単である。各企業は償却範囲額一ぱいの減価償却を行わず、「相当の償却」に止どめればよいからである。

現在の問題は実はそのようなところにあるのではない。問題は現行税法によれば、例えば利益の比較的少ない時期には少額の償却に止どめ、償却不足額を繰越し、利益の大なる翌業年度以降において一括して減価償却することができる点にある。企業会計理論上、当期利益の算出前に「相当の償却」の額が控除されていなければならないのは当然である。然るに税法上は、不十分な償却しか行わず、その金額だけ利益を大ならしめてこれを配当等に用いることもできることとなっている。しかも償却不足額は次期以降に繰越して償却することができるのである。したがって減価償却は「任意的」ではなく「強制的」であることが要望される。連続意見書も「正規の減価償却の見地から、税法においても任意償却制度を改め、企業が正規の減価償却制度を採用することを促進するように改めるべきである。」<sup>(3)</sup> といっている。しかし「企業が正規の減価償却制度を採用することを促進する」にはどのように税法の規定を改めればよいのであるかは具体的には示されていない。

税法の規定は果して正規の減価償却制度の採用の促進——強制償却——に役立つものであろうか。もし強制償却が可能であるとしても、現行の償却範囲額だけの償却が強制されるべきものでないことは明らかであろう。真に必要なのは当該企業の実態に応じた「相当の償却」なのであって、社会的平均的に定められた償却範囲額ではないからである。したがって強制償却が可能であるとすれば税法上、償却費の限度額としてではなく、当該企業に適合した「相当の償却」の額を定めなければならない。しかもこのことは税務当局といえども容易になし得るところでないことについては既に述べた。

更に翻って税法上償却の強制は如何なる方法によって達せられるであろうかに就いて考えてみる。

---

(3) ここに引用した文章にすぐ続いて「かかる制度を前提として、税法上の減価償却に対する具体的意見を述べれば次のとおりである」として、残存価額・耐用年数・償却の方法・除却損益に関する意見が述べられているが、その何れもが正規の減価償却制度の採用の促進に役立つものとは考えられない。

1 企業において十分な償却を行わず、当期利益を多く計算し、これを配当等として社外流出を行なった場合に、税法上は、十分な償却が行なわれたものとみなして、償却不足額を会社計算外の損金として課税所得を計算することは、何等強制償却の趣旨に合致しない。減価償却が実際に行なわれた場合には原則として固定資産の流動化がそこにみられるのであるが、上述の場合には減価の事実が無視されているのみであつて、償却は事実上行なわれていないからである。

2 「相当の償却」は、企業における会計意識の高揚及び商法の規定の面から実現すべきものであつて、税法の規定のみによって「相当の償却」を実現せしめることは不可能であろう。

3 税法は「相当の償却」の実現に向つて協力することはできる。しかしそれはその年度で償却しなければ償却不足額の繰越を認めない（償却を十分に行ない、当期の損益計算では欠損が出て、その欠損金を次期に繰越すことは当然認められるところであつて、これは償却不足額の繰越とは話は別である。）という程度の消極的なものである。償却不足額の繰越を認めないことによって、その年度で十分な償却を行なわない者に不利を与えることにより、企業が正規の減価償却制度を採用することを促進するに役立つものと考えられる。

## 6

商法は「固定資産に付予測することは能はざる減損が生じたときは相当の減額を為すことを要す」と規定しており（第285条の3②）、連続意見書にいう臨時償却と臨時損失による減額とを含んでいるようである。連続意見書は次のようにいっている。

「減価償却計画の設定に当たって予見することのできなかつた新技術の発明等の外的事情により、固定資産が機能的に著しく減価した場合には、この事実に対応して臨時に減価償却を行なう必要がある。この場合生ずる臨時償却費は、所定の計画に基づいて規則的に計上される減価償却費と異なり原価性を有しな

いととも、過年度の償却不足に対する修正項目たるの性質を有するから、これを剰余金計算書における前期損益修正項目として処理する。

一般に、過年度の減価償却について過不足が認められる場合には、これに対して修正を加えなければならない。かかる修正は、これを剰余金計算書における前期損益修正項目として処理する。

なお、災害・事故等の偶発的事情によって固定資産の実体が滅失した場合には、その滅失部分の金額だけ当該資産の簿価を切下げねばならない。かかる切下げは臨時償却に類似するが、その性質は臨時損失であって、減価償却とは異なるものである。」

税法上、固定資産を評価減して損金算入することができるのは、次の事実が生じた場合である（法第33条②、施行令第68条3）。（災害等により固定資産の実体が滅失したような場合には、評価減としてではなく、損失として当然帳簿価額を減額することができるものと考えられる。）

- イ 当該資産が災害により著しく損傷したこと
- ロ 当該資産が一年以上にわたり遊休状態にあること
- ハ 当該資産がその本来の用途に使用することができないため他の用途に使用されたこと
- ニ 当該資産の所在する場所の状況が著しく変化したこと
- ホ 会社更生法の規定による更生手続の開始決定又は商法の規定による整理開始の命令があったことにより当該資産につき評価換をする必要が生じたこと
- ヘ イからホまでに準ずる特別の事実

「イからホまでに準ずる特別の事実」とは、例えば次のような事実をいうものとされる。

- (1) 固定資産が事故により著しく損傷したこと
- (2) 電話加入権にかかる電話加入区域に電話取扱局が増設されたため従前に比し加入電話の加入が容易にできるようになったこと

(3) 法人について和議法の規定による和議の開始決定があったことにより固定資産につき評価換をする必要が生じたこと

税法上評価減ができる事由の中に旧式化・陳腐化による評価減はみられない。<sup>(4)</sup>かかる場合には耐用年数の短縮によって対処すべきものと考えられているようである（本稿第4項(1)ハ参照）。しかしながら旧式化・陳腐化の発生が認められたときは、その認められた時期において評価減（名称は評価減であろうが臨時償却であろうが）できるものとするのが合理的である。

減価償却資産につき税法上認められる評価増減を行なった場合のその後の償却範囲額の計算の基礎となる金額は、定率法の場合には、評価換後の帳簿価額により、定額法の場合には、実際の取得価額によるのである。各事業年度の償却範囲額の計算の基礎となる残存価額は実際の取得価額の100分の10とし、償却可能限度額は実際の取得価額の100分の5とするのである。合併法人が合併により受入れた資産の受入価額を被合併法人の当該資産の合併直前の帳簿価額をこえる価額とした場合は、税法上評価益には該当しないのであるが、その後の償却範囲額の計算については、評価増減の場合と同様に取扱われる。

## 7

個別償却が行なわれている場合の譲渡損益又は除却損益の計算は比較的簡単である。譲渡された場合には売却代金が譲渡原価（税法上の未償却残額）をこえる場合には譲渡利益を生じ、逆の場合には譲渡損失を生ずる。しかしそれが総合償却の対象となっている資産である場合には、譲渡（又は除却）された資産の未償却残額（逆にいえば当該譲渡又は除却された資産に係る償却額）をいくばくの金額とみるべきかについて問題を生ずる。

総合償却は連続意見書では次のように理解されている。

---

(4) 機械及び装置が製造方法の急速な進歩等により旧式化したことによる価額の低下は、評価減の対象とならない旨が通達（昭34年直法1—150「97」）で明示されている。

「総合償却法のもとでは、個々の資産の未償却残高は明らかでないから、平均耐用年数の到来以前に除却される資産についても、除却損は計上されないで、除却資産原価（残存価額を除く。）がそのまま減価償却引当金勘定から控除される。このため総合償却法では、平均耐用年数の到来以後においても、資産が残存する限りなお未償却残高も残存し、したがって、減価償却費の計上を資産がなくなるまで継続して行ないうるのが通常である。」

「もともと、総合償却法においては、個々の資産の償却額や未償却残高は明らかにならない建前であり、従って除却損益を除却時に計上することもないはずである。現行のように、個々の資産について償却額をあん分して割り当て除却時に除却損益を計上するのでは、個別償却法と異なるところなく総合償却法の趣旨に反するから、これを改めるべきである。」

このように連続意見書は総合償却法の下において償却額を個々の資産に割当てることは総合償却法の趣旨に反するものとみている。

他面、企業会計原則は注解11において「貸借対照表完全性の原則によれば、決算日において企業の所有するすべての資産並びに企業の債務に属するすべての負債は、貸借対照表に記載されなければならないが、正規の簿記の原則に従って処理された場合に生ずることのある簿外資産は、その例外として認められる。」といい、通常簿外資産を生ずる場合の例として、「総合償却法を採用している場合、特定の資産の帳簿価額が零となった場合に生ずる簿外資産」を挙げている。この場合には総合償却法の下において特定の資産の帳簿価額が零となることが考えられている。特定の資産の帳簿価額が零となるとは、減価償却費が配賦されたことの結果として生ずるのであろう。そうであるとすれば、連続意見書にいう「もともと総合償却法においては、個々の資産の償却額や未償却残高は明らかにならない建前」であることとの関連を如何に理解すべきであろうか。すなわち総合償却法が採用されている場合に算出された償却費を個々の資産に配賦することがあるのかどうかは明らかでない。

税法は通達により、総合償却資産の一部の除却・廃棄・滅失又は譲渡（以下除却等という。）をした場合における当該除却等による損益計算の基礎となる帳簿価額を次の金額とすることを認めている。

(1) 定率法が採用されている場合

イ 5%除却方式 除却等した個々の資産の取得価額の100分の5に相当する金額をもって除却価額等とするのである。5%除却方式をとる場合にも、次のような場合には、除却等された資産の個別耐用年数を基礎として計算される除却等の時における未償却残額をもって除却価額等とすることができる。

a) 個別耐用年数の100分の50に相当する年数を経過する前に除却等があったとき

b) 災害により滅失したとき

c) 事業内容の転換に基因して一の工場に設置されている総合償却資産の全部又は大部分が一時に不用に帰し、又は系列企業に一括して譲渡（現物出資を含む。）されることとなったとき

d) 生産方法の急激な変化により生産系列の一部を構成する個々の資産が不用に帰し、もしくは著しい陳腐化に陥ったため当該個々の資産について除却等をする事となったとき、又は生産方法の急激な変化により特定の生産系列が不用に帰し、もしくは著しい陳腐化に陥ったため当該系列を構成する個々の資産の全部もしくは大部分について一時に除却等をする事となったとき

ロ 個別簿価除却方式 これは (a)配賦簿価除却方式と (b)個別償却簿価除却方式とに分れる。

(a) 配賦簿価除却方式 総合償却資産の償却額を、それに含まれる個々の資産の個別耐用年数により計算される償却範囲額の比その他個々の資産の実情に応ずる合理的な基準により個々の資産に適正に配賦している場合には、その配賦計算されている帳簿価額を除却価額等とする。但しこの場合、個々の資産の帳簿価額がそれぞれの取得価額の100分の5に相当する金額に達したときは、

当該個々の資産は爾後減価償却の対象とならないのであるから、その取得価額及び帳簿価額は、当該総合償却資産の償却範囲額の計算の基礎となる取得価額及び帳簿価額から除かなければならない。取得価額及び帳簿価額から除くべきことは次の場合においても同様である。

1 次に述べる (b)個別償却簿価除却方式が採られている場合において、個々の資産の帳簿価額が償却可能限度額に達した場合

2 ハの未償却残額除却方式が採られている場合において、個々の資産の個別耐用年数が経過した場合

(b) 個別償却簿価除却方式 償却額を個々の資産に配賦することに代えて、総合償却資産に含まれる個々の資産について当該個々の資産ごとに個別に当該資産の個別耐用年数を基礎として当該総合償却資産に係る償却範囲額の計算方法に準ずる方法により計算される償却範囲額に、次に掲げる割合を乗じて計算した金額に相当する金額の償却をしたものと仮定して当該個々の資産の帳簿価額を計算している場合には、その帳簿価額を除却価額等とすることができる。

$$\frac{\text{当該総合償却資産の償却額のうち損金に算入された金額}}{\text{総合償却資産の償却範囲額}}$$

ハ 未償却残額除却方式 償却額の配賦をしていない法人が総合償却資産の一部を除却等をした場合、その除却等のつど当該除却等をした個々の資産に係る個別耐用年数を基礎として計算される当該除却等の時における未償却残額に相当する金額を当該個々の資産の除却価額等としているときは、その計算が継続している限り、認められる。

(2) 定額法又は生産高比例法が採用されている場合

総合償却資産で定額法又は生産高比例法によっているものにつきその一部が除却等された場合の除却価額等は個別簿価除却方式又は未償却残額除却方式に準じ、償却可能限度額に達した資産を除却等する場合における取得価額及び帳簿価額は前記ロ(a)で述べたところに準じて取扱われる。

このように総合償却資産に含まれている個々の資産の除却価額等の税法上の

計算はやや複雑である。

もともと総合償却法が適用される資産グループに含まれている個々の減価償却資産の未償却残高が必要となるのは、それが除却等される場合に生ずる損益を計算するためのものである。総合耐用年数は、個別的には耐用年数を異にする多くの個別資産の耐用年数を総合して算出されたものである。すなわち、個々の減価償却資産の耐用年数を基礎として総合耐用年数が算定されているのである。したがって、ある資産が総合耐用年数の算定の基礎となった当該個別資産の耐用年数に達するまでの間に除却等された場合には、一律の残存価額をもってせず、個別償却が行われていたとすればそうになっていたと考えられる当該資産の未償却残額を推算して除却等による損益を計算することを認める通達のやり方は合理的であるとわれわれは考える。一律に残存価額（又は取得価額から償却可能限度額を控除した金額）をもって除却価額等とすることは、確かに計算の簡便化に役立つが、計算の簡便な方法のみを認め他の方法を認めないことは不合理な結果をもたらすこととなる。

# 政府勘定の改訂と問題点

能 勢 信 子

## 第一節 開 題

国家の経済的地位の増大と二重経済の進展の副産物の一つとして、各国政府は、近時、政府勘定の改訂問題に当面している。けだし従来の予算、すなわち政府会計の形式と構造および測定原則は、法規制のもとに公共資金の収入・支出について会計責任を遂行するという伝統的目的に役立つためにつくられており、予算の数値から政府が行いつつある経済活動の意義を正確に判定することが、困難であるからである。

1948年、サー・ジョン・ヒックスが予算改革問題に指針を与えて以来、<sup>(1)</sup> 応用経済学者および社会会計学者は、ヒックスの考えにそって国家会計に社会会計の立場からする政府取引の分類・計測・配列形式を設定することに、努力を続けて来た。<sup>(2)</sup> そしてその一つの頂点を、われわれは国連刊行の小冊子「政府取引の経済的・機能的分類にたいする要覧」<sup>(3)</sup> に見ることができるのである。

---

(1) J. R. Hicks, *The Problem of Budgetary Reform*, (Oxford: Oxford University Press, 1948, pp. 95).

(2) U. K. Hicks, *Public Finance*, (Cambridge: Cambridge University Press, 1st ed., 1947, rev., ed., 1951, pp. xxii+392). F. S. Bray and R. Stone, *The Presentation of the Central Government Accounts*, (Cambridge: Cambridge University Press, 1948.) 筆者未見。U. K. Hicks, *British Public Finance, their Structure and Development. 1880-1952*. (Oxford: Oxford University Press, 1958, pp. xii+225.) A. T. Peacock, *Problems of Government Budgetary Reform*, *Lloyds Bank Review*, Jan., 1964. pp. 20-34. UN., *Budgetary Structure and Classification of Government Accounts* (New York: Department of Economic and Social Affairs, UN., 1951, pp. iv+100).

小論は、社会会計論の立場から、政府会計、とくに中央政府の予算形式とその測定原則とがどのように改訂されるべきであるかを、日本と英国の現行予算制度に例をとりつつ明かにするものである。

## 第二節 政府会計の伝統的形式と測定原理

各国の予算は、それぞれの社会制度および歴史的発展段階の特異性に規定され、その勘定形式および取引分類の範疇が同一ではない。しかしながら、近代国家の予算の主目的が、一般に議会に対する会計責任の遂行にあるところから、そこにいくつかの共通性を見出すことができる。すなわち、政府会計の会計原則は、イ 当該国家の法律によって制定せられる。ロ 議会に対して議決に対応する公共資金の収支であることを報告・立証して会計責任を遂行することを第1の目的とし、中央政府当局の各部局に対する予算統制に役立つことを第2の目的としている。そこで、公共資金の収支の正確かつ慣行に則した表示を行うことが、予算の勘定形式・項目の選定の基準となっている。ハ 政府取引は、行政単位別に分類集行せられる。行政単位を統合して政府部門のサブセクターとする基準は、各国固有の制度的慣行によっており、経済活動別基準はとられない。ニ 政府取引の測定原則として、i 財政年度を会計期間とし、ii 単年度制 **annuality** の原則がとられ、iii 現金主義基準によって取引の計上が行われる。以上を要約すると、政府会計は、一般に、典型的な「報告会計」である。そして、政府会計が伝統的目的というべき議会への報告と国庫からする各省の予算統制の手段として有効である反面、経済的情報の提供という点からすれば、効果が大ではないことが、近時各国において論議され、予算改革の問題が登場したのである。

みぎの政府会計の一般的性格を、日本とイギリスの事例についてふえんする

- 
- (3) UN., *A Manual for Economic and Functional Classification of Government Transactions.* (New York: Department of Economic and Social Affairs, UN., 1958, pp. x+188).

とつぎのようである。

まず日本の場合、<sup>(4)</sup> 予算の会計原則を規制する法律は、財政法および会計法である。そして、中央政府の予算は、形式上、一般会計と特別会計とに分類せられる。ちなみに一般会計は、政府の本来的收入すなわち税金と政府の本来のサービスすなわち教育・治安・防衛等の一般行政に対する支出を計上する会計をいい、他方、特別会計は、特定の政府資金の保管と運用および公共事業に準じる特定事業に関する収入・支出を計上する会計<sup>(5)</sup>である。この二つの会計の他に、政府関係機関の収支があって、この三つが「国の予算」として議会に提示される。ここで政府関係機関とは政府の出資を受け、その経理が所管大臣を通して議会の審議を受ける公共事業体である。特別会計のうち事業を営む特別会計（以下これを事業特別会計という）は、生産活動を営むという経済活動面からすれば、政府関係機関と同一であるが、予算の構成要素として后者より厳重な統制を受け、制度的取扱い面で差異がある。他方、一般会計と特別会計とくに事業を営まない特別会計（以下これを非事業特別会計という）とは、ともに一国の社会的構造 *social framework* の維持に必要な公共サービスに関する公金の収支を経理するという点からすれば本質的に差異がないが、予算の異なる構成要素として分類せられる。一般会計、特別会計、政府関係機関の会計の定義および相互の境界設定は、財政法によってなされている。ゆえに、日本の予算の部門分類は、典型的な制度的分類であるといえよう。

日本の予算に記録される取引の測定原則は、つぎのとおりである。イ 会計期間は財政年度、すなわち四月一日にはじまり翌年三月三十一日におわる期間をいう。ロ 才入・才出の年度所属を決定する基準は、会計年度独立の原則によって、単年度をもってする（ただし議会の議決を経た継続費等の例外を除く）。ハ 一般に収支の認識・計上は、現金主義基準による。特別会計のうち事業部

（４） 佐佐木達夫編、「官庁会計要覧」、大蔵省大臣官房調査課「国の予算」昭和40年度版、および小峰保栄「財政法会計法講義」参照。

（５） 現在特別会計は、43ある。上掲「国の予算」参照。

門は、近年政府関係機関と同様に企業会計原則が適用され、発生主義基準が採用される。ニ 支出の評価は、物品の取得原価を基準とする。ホ 政府の資本消費すなわち固定資産の減価償却費と棚卸資産払出額の測定については、一般会計と非事業特別会計では、資本的支出と経常的支出の区別がなく、また減価償却を行なわないという慣行によって、その表示がなされない。事業特別会計では、政府関係機関に準じた経理が行われるから、両者ともに企業会計原則に拠った減価償却と棚卸資産払出額との計上が行なわれる。へ 投資すなわち資産形成と貯蓄は、一般会計、特別会計、政府関係機関の会計のいずれにおいても計上されない。このことは、つぎに述べる日本の予算の勘定形式と関係する。

第1表 日本の予算(報告書形式)

昭和〇〇年度一般会計歳入歳出決算

昭和〇〇年度における

歳入決算総額は 円

歳出決算総額は 円

である。

第2表 歳出予算の目的別・所管別表示形式

(イ) 目的別

区 分	歳出予算現額 円	支出済歳出額 円	翌年度繰越額 円	不用額 円
国家機関費				
皇室費				
国会費				
.....				
地方財政費				
.....				
合 計				

(ロ) 所管別

区 分	歳出予算現額 円	支出済歳出額 円	翌年度繰越額 円	不用額 円
〇 〇 〇 (所管別)				
〇 〇 〇				
〇 〇 〇				
合 計				

日本の予算の勘定形式は、以上のものである。一般会計では第1表のような公共資金の収支および残高を示す報告形式のほか、第2表のような主要目的別分類、所管別分類をそれぞれ行った勘定が作られる。これらの勘定における項目は、議会への報告および公金収支の統制機能の遂行という慣行上の便宜が大である。しかしながら反面、政府の行う経済活動の解説という面では、イ 經常収支、資本収支の区別がなく、ロ 勘定における項目は、政府取引を分類集合した意味ある経済的集計値であるということができない。

事業特別会計および政府関係機関の会計については、その経常的活動は、民間企業のそれと同様に、その損益計算書から大体の判断ができる。ただし次節に見るように、損益計算書の範疇と測定原則自体が、経済的成果の計算という点では問題がある。しかも一般会計、特別会計、政府関係機関の会計のすべてを通じて、資本勘定すなわち資産形成とその資金源泉たる貯蓄を示す勘定は存在しないので、これらの予算から政府部門の貯蓄・実物資産形成・金融資産形成のような、国民予算において主要戦略変数に当る数値を知ることができない。

つきに、イギリスの場合、予算の特徴はつぎのごとくである。<sup>(6)</sup>

イギリスの予算原則は、才入については、*The Finance Act*、才出については *The Appropriation Act* によって規定がなされている。そして、地方政府を除く政府部門全般に対する大蔵省の統合国庫金 *Consolidated Fund* の収支を計上する国庫勘定 *The Exchequer Accounts* は、社会保障基金と、中央政府の予算とから成る。ここで問題とする中央政府の予算 *Budget Accounts* は、イ・

<sup>(7)</sup>  
 アダム・スミスのいわゆる君主の三つの任務——国際正義の保障、国内正義の保障・維持、交易の促進・教育の振興のために一般的収入たる租税を配分する会計である。この中には伝統的な行政管理サービス、教育・保健などの社会関係サービス、土木・道路事業等の経済関係サービスを一括している。中央

(6) Lady Hicks, *ibid.* 特に Ch 6. Ch 20 参照。なお, A. T. Peacock, *ibid.*

(7) A. Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, Book V, Chap. 1. 1776, pp. 186-301.

第3表 イギリスの予算形従

第1部——画線上

歳 入 予 算	歳 出 予 算
1 租 税 収 入	3 既 定 費
2 租税以外の収入	4 議 定 費
	5 剰 余 金
合 計	合 計

第2部——画線下

6 剰 余 金	10 国債利子に対する利 子支払額
7 利子受領額	11 借入を財源とする貸 付およびその他の支出
8 貸付償還金	
9 純借入必要分	
合 計	合 計

政府予算の会計単位は、省別の行政単位である。ロ。会計年度としては、財政年度が用いられる。ハ。勘定形式は、第3表のごとく、伝統的に「画線上」Above the Line「画線下」Below the Line にわかれた形式をとっている。この勘定形式は1875年の The Sinking Fund Act によっている。画線をもってする勘定の分類は、i 基本的収入（主に租税）に対する既定費 Consolidated Fund Services および議定費 Supply Services の支払と、ii 借入金収入と借入金による支出を示すものである。この画線上・画線下の分類は、決して経常勘定と資本勘定の分類と一致するものではない。ニ。支出の大分類は、議定費と既定費とである。議定費は、その支出水準に議会の議決を要する項目（例、軍事費）であって、政府サービスの供給費の大部分がこれに属し、既定費は、議決を要しない項目であって、王室費、継続費等が含まれる。この分類法は、上掲 The Appropriation Act によっている。ヘ。予算作成上要求される特質は、取引を表示する際、イ。真実に理解し易く truly comprehensive ロ。全部局の年度毎の清算 annual clearing of the decks を行うことである。この二つは、イギリス政

府会計の目的である会計責任統制 **accountability control** の要件であるからである。<sup>(8)</sup> 元来イギリスの政府会計は、議会の承認を越える君主の私的浪費を統制することに起源をもっており、これから、議会への報告責任が政府会計の第1の目標となった。ついで、統合国庫金支出を介する各省統制の手段という機能が予算に求められ、政府の予算統制が、政府会計の第2の目標となった。こうした伝統からする報告会計であるところに、政府会計の原則の特徴がある。トウエの原則の典型的なあらわれとして、取引記録における現金基準と、単年度制 **annuality** の原則が貫かれる。これらは、国庫金配分時における不正の検出の機能を果すものである。支出の分類は、遂行した用役にしたがってではなく、事項別になされ、部 **classes**、款 **votes**、項 **heads**、目 **sub-heads** に細分される。項目は資本項目と経常項目の正確な分類をもっていない。なお、減価償却は行なわれない。また、資本勘定はない。以上から、イギリスの予算は典型的な現金収支報告書であることが理解できる。

こうした慣行的形式に対して、郵政事業などの国営事業において、民間企業の営業勘定に倣う商業勘定 **commercial accounts** を作成し、その経営活動を測定することが1917年以来提唱され、<sup>(9)</sup> 国営事業では、さきに見た慣行形式のほか商業勘定を併せ公表している。この商業勘定についても、それが民間企業の会計原則に倣うかぎり、勘定形式、取引評価の原則について民間企業のそれを踏襲しており、経済的成果と資産形成との指標となり得ないことは、日本の事業特別会計の場合と同様である。

以上の日本とイギリスの事例は、さきにも述べた政府会計に共通する制度的性格があることを立証する。このことは、予算改革実施後のスウェーデンとオランダを除き、<sup>(10)</sup> 各国の予算にみられる共通の現象である。

(8) **Lady Hicks, ibid., pp. 337.**

(9) 1917—20年の国費調査委員会の勧告による。これは、1946年仕事の尨大さのゆえに廃止されたが、1958年以後復活した。

(10) 1938年以来、スウェーデンは経常予算と資本予算から成る複式予算を採用し、政

### 第三節 社会会計における政府部門の取扱い——予算改革の方向

制度的性格の濃厚な政府会計とは対照的立場にある会計が、社会会計である。社会会計の中でも最も歴史が古い国民所得会計は、政府会計に対する批判論を最初に提起した体系である。現在の予算改革論を代表する「政府取引の経済的・機能的分類に対する要覧」(以下「要覧」という)も、国民所得会計からする予算批判を、さらに発展させた体系である。われわれは、まず国民所得会計の会計原則と、この立場からする改革論を整理し、つぎに要覧のそれを要約することにする。

#### 1. 国民所得会計の予算改革論

以下われわれは、国民所得会計の会計原則を、その整備の最も進んだ体系である「国民勘定体系」<sup>(11)</sup> **System of National Accounts** (以下 **SNA** と略称する) にしたがって述べる。まず国民所得会計の目的は、一年間、ただし暦年での一年間に発生した国民所得の循環すなわち付加価値の形成・処分・消費・蓄積に関する一切の取引活動を計上・表示することであり、勘定組織はケインズ恒等式  $Y=C+I$ ,  $Y=C+S$ ,  $S=I$  (ただし  $Y$ ,  $C$ ,  $I$ ,  $S$  は、それぞれ所得、消費、投資、貯蓄) を会計恒等式とする生産勘定、処分勘定、資本調正勘定から構成せられる。一国の取引は取引目的となった経済活動に応じて上の勘定毎に集計せられる。一国の一切の会計単位は、推行する経済活動にしたがって、企業部門、家計部門、一般政府部門に統合せられる。これらは、それぞれ、生産に関する意思決定を行う会計単位、消費に関する意思決定を行う会計単位、一般的

---

府勘定改革の先駆者となった。UN., *Budgetary Structure and Classification of Government Accounts*, *ibid.*, pp. 51-100. Country appendix. 参照。なお、Lady Hicks, *ibid.*, pp. 339-340.

(11) UN., *A System of National Accounts and Supporting Tables*, (New York: Department of Economic and Social Affairs, UN., 1952. pp. x+45.)

行政と集合的消費に関する意思決定を行う会計単位の集合体である。なお、つぎに述べる政府会計の分割と関係するので、SNA 企業部門の内訳を見ると、政府企業、公共事業、法人でない民間企業、民間法人、協同組合、企業に用役を提供する民間非営利機関、不動産所有者として家計に用役を提供する家計・非営利機関が、生産意思決定を行うとの解釈によって同一の部門に統合される。他方、みぎの部門分類基準によって、SNA の一般政府部門は、社会保障基金、中央政府、および地方政府から成立つ。

国民所得会計の部門勘定のうち、企業の勘定と政府の勘定は、それぞれ第4表、第5表のごとくである。<sup>(12)</sup>

第4表 企業部門の勘定

1. 生産勘定

財貨・用役購入	×	財貨・用役の売上	×
棚卸資産払出額	×	棚卸資産形成	×
賃金俸給	×	固定資産形成	×
賃貸料	×		
帰属費用	×		
減価償却費引当金	×		
間接税	×		
(減) 補助金	×		
残高：生産余剰	×		
	××		××

2. 処分勘定

支払利子・配当	×	生産余剰	×
直接税	×	帰属収入	×
残高：企業貯蓄	×	受取利子・配当	×
	××		××

(12) 企業部門の勘定は、SNA 方式を、R. Stone がデザインした部門勘定群によって、詳細にしたものである。R. Stone, *Definitions and Measurement of National Income and Related Totals* の Appendix である *Measurement of National Income and the Construction of Social Accounts* (Geneva: UN., 1947, pp. 33-34). 参照。政府部門の勘定は、UN., *A System of National Accounts*, *ibid.*, rev., ed. 1962. p. 23.

3. 資本調正勘定

固定資産形成	×	企業貯蓄	×
棚卸資産形成	×	減価償却引当金	×
債権純増加	×	純資本利得	×
現金の増加	×	資本金の純増加	×
残高：金融資産増加	×	借入金の純増加	×
	××		××

第5表 SNA一般政府部門の勘定  
経常勘定

消費支出 補助金 家計への経常的振替 海外への経常的振替 政府貯蓄	政府財産と政府事業からの所得控除 公債利子 間接税 法人に対する直接税 家計に対する直接税 家計に対するその他の振替 海外からの経常的振替
経常収入の支出	経常収入

資本調正勘定

非法人公共部門の粗資本形成への資金供与 法人に対する純資本的振替 非法人民間部門に対する純資本的振替	政府貯蓄 固定資産消費用の引当金 海外からの純資本的振替 純借入
支出	受取

つぎに国民所得会計の評価原則は、収支の認識に対する付加価値生産原則と、資本消費に対する実物資本維持原則の二つが基本となっている。前者については、ある会計単位の所得の計算は、販売基準によらず生産活動を基準とした収支の発生額をもってすべきことを意味する。この場合収支とは、現金受け払いではなく債権の受取 **receivables**、債務の支払 **payables** であることが強調される。この原則は、(イ) 社会会計独自の発生主義の解釈であり、(ロ) 同原則は、

このほかに市場で実現した実際取引以外に市場に現われなかった取引の帰属推計額をも記録対象とする、いわゆる「帰属計算」**imputation**を要請する。これは、会計単位が生産した生産物または所有する生産要素の当該会計単位自身による利用という活動に対してなされる。

つぎに、実物資本維持原則による資本消費の計算とは、会計単位の資本消費が実物資本をそのまま維持できるだけの額であるべきこと、このため物価水準・技術水準の変動を考慮して現在価値を基準に資産の更新可能額を算定することを意味する。この系として、(i) 棚卸資産払出額の時価表示、(ii) 現在価値基準による固定資産の減価償却費の計上が必要とされ、取得原価主義が排されることとなる。なお、社会会計では、制度的擬制を収支計算について用いる必要がないから、政府会計にみるような単年度制の原則は存在しない。

上述した国民所得会計の方法を、政府会計に適用する場合、考えられる修正手続は、つぎのごとくである。

まず、政府活動は、行政とサービス生産との混合した性格をもっている。上記 SNA 方式によると、一般政府部門は純粋に公共に対する行政目的にだけ関係する部門を残して、生産活動を遂行する部門を企業部門に統合することが必要である。政府の生産単位のうち、公共企業と政府企業との間には、議会の統制力の差という制度上の差異があるが、これは無視され、企業として一括せられる。他方 SNA の企業部門は、生産活動を営む単位と資金供給・媒介活動を営む会計単位を無差別に含んでいる。それ故、現行の政府部門から企業部門へ移項される政府ないし公共事業体は、運輸、郵政等の生産事業と、資金供給・媒介事業体とを一括統合したものである。いま SNA 方式による部門設定基準を日本に適用すると、一般会計は、行政目的のみに関係するので一般政府部門に、特別会計は、一般会計を補助する準行政活動と、準ビジネス活動とを含んでいるので、前者は一般政府部門、後者は企業部門に、また政府関係機関は企業部門にそれぞれ所属せしめられることとなる。イギリスについては、中央

政府部門のうち、純行政部門は一般政府部門に、他は一括して企業部門に移項せられる。両国いずれの場合にも、政府事業体、公共事業体のうちの金融媒介機関と生産事業単位とが統合されて企業部門に移項せられることは、さきののべた SNA 会計原則と対応するものである。

なお、政府予算の勘定形式については、企業部門に入る政府事業体・公共事業体は、国民所得会計企業部門の三勘定システム（上掲第4表参照）を採用することが明かである。他方、一般政府部門の勘定組織は、同部門に生産活動がなく、集合的消費を行う部門であるので、処分勘定と資本勘定との二勘定システムとなる。政府会計の一切の取引は、以上の活動別部門勘定に配列される。この場合、勘定における個々の範疇は、その集計値が、ケインズの所得循環の一環となるような、経済的範疇であることが注目せられよう。かくて、SNA 方式を適用するとき、政府会計は、伝統的な勘定にかわって三勘定システムを、また款、項、目にかわって取引の経済的分類を行った勘定項目を用いることとなり、形態を一変する。

第三に、SNA の立場からする政府取引の評価方法は、つぎのごとくである。生産発生主義と帰属計算、固定資産と棚卸資産の現在価値による資本消費計算が、国民所得会計の主要な評価基準であることを先にのべた。そこで、調正計算としては、まず現金主義基準によって計上されている項目の生産発生主義基準への調正計算が必要となる。SNA では、帰属計算のために、一般に市場利子率を所有資産に適用して当該資産のサービスの流れを計上する方法がとられ、政府部門の所有する財産収入と使用する政府資本利子の計算については、長期公債の利子率が推計に用いられる。つぎに資本消費の計算は、企業部門に移項される政府事業体・公共事業体については、棚卸資産払出額の時価による修正と、取得原価を基準に計上された減価償却費の現在価値基準による価額の修正とが必要である。一般政府部門においては、これらの項目がないので計算は推計にとどまると解される。減価償却費については、一般政府部門が保有す

る固定資産を取得年度別に分類して、年度別、種類別に消耗分を推計するか、または修繕費・取替費の数値を時価に修正するかのいずれかが考えられる。棚卸資産については、その払出数量を推計して時価で計上する。

前節において日本およびイギリスの政府会計の取引評価原則は、共通して現金基準であり、所有資産の収入と同使用コストの推計がなく、減価償却を実施していないこと、また、いずれの政府企業・公共事業も、企業会計原則に拠った経理がなされていることを見た。それゆえ上記 SNA の評価原則——生産発生主義と帰属計算、現在時価による資本消費計算は、日本とイギリスの各政府勘定について調正計算を行う場合、共通の一般基準を与えるのである。この原則にしたがって調正を行うとき、一般政府部門および政府・公共事業において生産された付加価値の大きさ、および形成された資産の大きさが得られ、前者は当該部門の生産能率の、後者はおなじく資本蓄積の各指標を与えることができる。かくて社会会計の評価原則は、伝統的な政府会計とはもとより、企業会計のそれとも異なる効果をもつことが理解できるのである。これは、次節で触れる社会会計の政府部門に対する導入の義と関係する。

なお、一般政府部門の会計にとって、特殊の評価問題が残っている。それは、防衛目的のための支出の処理である。SNA の解釈は、一切の防衛関係費を經常支出とし、防衛目的が明確ではない建物（例、軍人家族の宿舍建設費）だけを資本的支出すなわち資産形成と見做している。これは、イギリスの青書方式と同じであって、イギリスの政府部門勘定に適用される。他方、日本の軍事費の処理について、自衛隊等の防衛関係費を集团的消費に属する国内サービスとして解釈することが、日本の憲法論的にも望ましいこと、したがって、軍事費のうちの資産形成分を上例のように限定することは適切でないとの解釈がな<sup>(13)</sup>されている。この問題の検討も次節に譲らう。

(13) 経済企画庁経済研究所国民所得部、国民経済計算調査委員会基礎資料第二巻。  
p. 17, 20. 会計検査院による試算がそれである。

## 2. 「要覧」の予算改革案

現在の予算改革案を代表する見解である「要覧」の基準および政府会計修正案を、以下、国民所得会計の予算改革論との異同に焦点をおいて要約する。

要覧が伝統的政府会計に対してとる一般的立場と政府取引の測定原則および調正基準とは、国民所得会計の改革論とその基盤を等しくしている。両者の相異は、ディテイルすなわち政府部門とサブセクターの設定基準、勘定形式、対象とする政府取引の範囲、取引分類基準にみられる。

まず部門について。最も広い政府部門の解釈は、公共部門 **public sector** であって、これには、1. 最高の行政・司法機関（内閣と内閣に直属する機関）2. 予算に属さない公共基金（例、社会保障基金）、3. 1の補助機関、4. 政府企業（生産事業、資金供給・媒介機関）、5. 独立の公共機関、および6. 独立の公共企業が含まれる。SNA方式では、このうち1と2が一般政府部門に、それ以外が企業部門に統合せられる。他方「要覧」ではSNA一般政府部門が中央政府と地方政府とを統合しているのを分解して、中央政府部門となる。これは、うえの公共部門のうち1から4まで（ただし地方政府関係を除く、以下同様）である。他方、5と6とは、独立公共企業部門となって企業部門に統合される。結局、SNAと要覧の部門分割面の差は、イ. 政府部門の外延について、要覧では政府企業を企業部門に属せしめないこと、ロ. サブセクターについて、1と2が合して一般政府機関となり、3は補助機関として残り、4は、政府事業体と政府金融機関としてさらに分解されることである。ちなみに社会会計では、独立した部門勘定の間の取引は相殺されないで表示されることを原則とするので、サブセクターが増大することは、セクター内部の取引連関の詳細が明示されることを意味する。これは「要覧」とSNAとの相異の第1点である。つぎに、政府企業を政府部門に入れることは、政府が直接統括する会計主体は活動のいかんを問わず把握するという「要覧」の観点から来ており、ここにもSNAの経済活動基準による部門分類法との第2の相異がみられる。また、「要

覧」が政府企業を生産事業と金融媒介機関に分類することは、政府資金の流れを独立して観察の対象とする「要覧」の立場から来ており、実物の流れを重視する SNA 方式と相異なる第3の点である。これらは、個々の部門よりも国民経済全体を、経済活動にそくして観察し、かつ実物の流れを大づかみに分析する SNA 方式と「要覧」の部門分割の方式とが喰いちがうことに由来している。

第2に、政府部門の取引の範囲は、財貨用役購入という実物の流れ、租税公課という移転の流れ以外に、金融資産・負債増減取引を含んでいる。この資金フローは、上述したセクター勘定の性質から、SNA 方式よりも詳細に示される。

第3に、政府取引の分類基準として、経済活動別基準と、取引が遂行する目的に分ける機能別基準と組合せた「経済的・機能的分類」法 **economic-functional classification** がとられる。SNA では、取引の分類が、たとえば経常的財貨購入、また資産形成という経済範疇によってのみなされるが、要覧は、政府用役が遂行する諸機能すなわち、イ。一般管理用役（例、一般行政）ロ。共同的用役（道路、防災等）ハ。社会的用役（例、教育、保険等）ニ。経済的用役（例、運輸、金融等）別に取引を分類する機能分類をさらに併用して表示する方法をとる。これが経済的・機能的分類であって、たとえば、政府の一般管理用役のうちの行政目的用の経常的財貨購入というごとく分類する方式である。

第4に、「要覧」の勘定は、全中央政府部門に共通して、経常勘定と資本勘定があり、それぞれに補助勘定と主要勘定がある。経常勘定と資本勘定の分類は、SNA の二分法と同じである。なお政府事業体は、必要があれば、SNA の企業部門の勘定と同じ三勘定システムを作ることができる。主要勘定に現われない明細を示す勘定を補助勘定という。すなわち、経常主要勘定の収支差と資本主要勘定の収支差が計上されるまでの各取引連関を経常補助勘定、資本補助勘定がそれぞれ示すのである。この4勘定システムは、SNA と形態を異にしている。さらにこの勘定項目は、上述の経済的・分類がなされた取引の集計値で

ある。第6表は「要覧」による一般行政部門のための4勘定システムを(ただし経済的分類のみ)要約し、第7表は中央政府部門の取引連関を行列形で示す。<sup>(14)</sup>

第 6 表

A <sub>1</sub> 主要補助勘定			
財貨・用役の購入	×	財貨・用役の売上	×
減価償却費	×	無償で提供された財貨・用役	×
棚卸資産の純払出 (+)	×	同部門で行った資本財生産の価額	×
又は純追加 (-)	×	残高：経常収支差	×
賃金俸給	×		
賃貸料	×		
帰属費	×		
	××		××

  

A <sub>2</sub> 主要経常勘定			
経常収支差	×	帰属収益	×
支払利子および配当	×	受取利子および配当	×
補助金	×	直接税	×
家計への振替支出	×	間接税	×
地方政府への振替支出	×	社会保険料	×
海外への振替支出	×	地方政府からの振替所得	×
残高：経常余剰	×	海外からの振替所得	×
	××		××

  

B <sub>1</sub> 補助資本勘定			
新資本財の購入	×	棚卸資産の純払出 (+)	×
中古資産および土地の購入	×	または純追加 (-)	×
固定資産形成費に付加される財		余剰棚卸資産の特別処分	×
貨・用役	×	中古資産および土地の売却	×
棚卸資産形成	×	減価償却費	×
		残高：純固定資産形成	×
		純棚卸資産形成	×
	××		××

(14) UN., Manual, *ibid.*, Table 17, pp. 118-113. Table 26, pp. 159-160.

B<sub>2</sub>

## 主要資本勘定

純固定資産形成	×	経常余剰	×
純棚卸資産形成	×	国内資本勘定からの振替所得	×
国内資本勘定への振替支出	×	海外からの資本的振替所得	×
社債および地方債の純購入	×	貸付回収金	×
外国債の純購入	×	政府貯蓄機関における予金増	×
受取債権の純増分	×	借入金	×
現金・予金の純増分	×	海外からの純借入	×
残高：金融資産増	×	国債発行および売却	×
		その他の有価証券発行額	×
		通貨発行の純増分	×
		恩給支払債務の純増分	×
		支払債務純増分	×
	××		××

上述した「要覧」方式による政府会計の修正手続きは、次のごとくである。

イ. 部門およびサブセクター設定について。日本の場合、一般会計と特別会計とが、中央政府部門に入り、他方政府関係機関は企業部門に移項される。イギリスの場合、中央政府部門に属する会計単位と、社会保障基金とが統合せられる。つぎに、サブセクターの設定は、一般政府、補助機関、政府企業（生産事業と政府金融機関）という分類法、とくに、金融媒介機能を生産機能とあわせ重視する「要覧」方式の方針にしたがうとき、日本の予算は、一般会計と非事業特別会計が、1と2に、また事業特別会計が生産事業と金融機関に分割せられる。イギリスの予算に「要覧」を適用する場合、注意すべきは、現行制度上中央政府から区別されている社会保障基金が、中央政府部門に統合され、そしてその一般行政部門に所属せしめられ、金融機関には入らないということである。この理由を「要覧」は、社会保障機関が中央政府部門就中一般行政部門に固有の「強制的性格」をもち、かつそれ自体は資金保有機関 **reserve** としての性格をもち、直接他の部門に資金を供給しないということ<sup>(15)</sup>で説明している。

(15) UN., *Manual*, *ibid.*, p. 49.

第7表 一般政府の支出の

経済的分類 機能的分類	経 常 支 出						
	財貨・ 対経出 1	控除 外部品 の販売 2	財貨・ 対経出 3=1-2	公債利 子 4	補助金 5	家計得 への替 振 6	経常 の地方 へ 振替 7
A. 一般的用役:							
1. 一般的管理							
2. 防衛							
3. 司法・警察							
B. 共同体用役:							
4. 道路水路							
5. 防火・水道・衛生							
6. その他の共同体用役							
C. 社会的用役:							
7. 教育							
8. 保健							
9. 社会保障と特定福祉用役							
10. その他の社会的用役							
D. 経済的用役:							
11. 農業および鉱業以外の資源							
12. 燃料・動力							
13. その他の鉱業資源・製造工 業・建設事業							
14. 輸送・倉庫・てい信							
15. その他の経済的用役							
E. 分類できない支出項目:							
合 計							

ロ. 勘定形式の改訂については、日本の場合、上掲の報告書形式が、またイギリスの場合、上掲の画線上・画線下形式が、経常勘定・資本勘定に各補助勘定を付ける4勘定システムにそれぞれ改訂せられる。勘定項目の設定は、SNA式の経済的分類に、さらに機能別分類を加えた方式が採用される。

#### 第四節 政府勘定改訂の意義と問題点

前節で示された政府勘定の改訂案が論じられる意義および問題を吟味する。

経済的・機能的分類

資 本 的 支 出										合 計
海外への振替 8	粗固定資産形成		純在庫形成 11	資本的振替			直接貸付および前払い			
	政府事業補助 9	中央・地方 金融機関 10		地方 政府へ 12	他の 内部 門 13	国 海外へ 14	地方 政府へ 15	他の 内部 門 16	国 海外へ 17	
										18=3-17

1. 政府勘定改訂案の背景

現行予算の特徴は、議会に対する報告会計たることにある。そして一国において政府の経済的役割の占める比重が小であった時代には、制度的な政府会計について問題の発生する余地は存在しなかったのである。戦後、二重体制が進展するにつれて、予算は単に議会への報告会計としての機能にとどまることができず、政府活動——財貨・用役の需要、移転による所得の再分配、現物の生産・資金媒介・投資活動を計画的に遂行するに伴い、政府による経済活動の成

第8表 GNP に対する一般政府部門の財貨用役への支出の百分率 1954年

オーストリア	ビ ル マ	カ ナ ダ	デンマーク	エクアドル	U K
16.2	20.7	18.2	14.1	17.1	19.2

果についての情報を供給する機能が要求されざるを得なかった。これを第8表<sup>(16)</sup>によると、1954年のGNPに対する政府支出の比率は、デンマーク14.1%、カナダ18.2%、イギリス19.2%であって、古典的資本主義下に不可避の悪としての位置だけが与えられていた政府予算の規模は一変したことが、理解できる。政府の経済に対する主導的地位は、経済成長を計画的に遂行しつつある後進国では、とくに著しい。なお、国民予算の作成には、政府貯蓄・投資の確定と、それらが政府以外の部門におよぼす乗数効果の分析が不可欠である。しかも、信用取引の増大は、古典的現金主義基準による収支記録に代る方式を必要とし、継続的に推行される政府投資の増大は、単年度制に代る方式を要請する。こうした地盤に立った経済情報の供給の要請に対して、伝統的な予算は必然的に改革を余儀なくせられたのである。

つぎに、予算改革論の二つの型が出現した事情を見よう。

まず、国民所得会計による予算改革論は、1940年代以降の投資を戦略とするケインジアン<sup>(17)</sup>の財政政策が盛行した経済事情の産物である。国民所得会計自体、この期に出現した実物的な所得の流れの計算体系であって、社会会計は、その発足当時には国民所得会計にほかならなかつた。ところで復興経済が一段落し生産が正常化した1950年代以降、戦時・戦後には背景に押しやられていた「貨幣の役割」が改めてとり上げられ、金融政策復活の傾向が生じた。かくて実物的なフローの調正者にとどまらず、資金フローの調正者としての政府活動をそ

(16) UN., Manual, *ibid.*, Table 1. General government expenditure on goods and services, 1954, p. 11.

(17) E. Hicks, *The Theory and Use of Financing Accounts*, IMF Staff Papers, Oct., 1959, pp. 159-160.

の金融資産構造から分析する体系が要請されてきた。この事情は、一国の資金フローの分析が出て来た背景と全く同じ地盤の上にある。この上に、社会会計論自体では、(イ) 資金分析を実物分析と調正・総合するマクロ経済会計の総合システム(18)の構想が創られ、(ロ) この体系に入る部門勘定の整備がすすめられた。他方予算改革論も、国民所得会計型の政府勘定から資金分析をも可能とする政府勘定に、また、政府勘定の一層詳細な分析を可能とする体系へと発展した。かくて「要覧」にいたる予算改革論の発展は、一方で社会経済事情の変化、他方で社会会計論自身の発展の産物であるといえることができる。

## 2. 二つの予算改革論の効用

SNA 型予算改革論は、何よりも改革という問題を最初に設定した意義が大である。ただし、それが国民所得分析の目的にのみ向けられるために、一国全体の国民所得循環を構成する経済範疇についてだけ政府取引が分類され、政府取引がいかなる政策目的に役立つために支出がなされるかという機能別の視点がない。このため勘定設計が粗放である。部門分類についても同様で、生産活動の遂行者即企業部門という解釈がとられるために、政府企業を企業部門にふくめており、全体として政府部門を、その遂行する機能別に分析することはない。この点で「要覧」方式は、詳細なサブセクターを持つ故にすぐれている。とりわけ「要覧」方式では、政府の資金取引の分析が可能となる。ゆえに「要覧」方式は、国民所得会計による SNA 型政府勘定に対して、より総合的かつ詳細な国民勘定・地域勘定体系の部門勘定となることが理解できる。なお、「要覧」方式の測定原則は、SNA のそれを完全に踏襲しており、変化はない。

以上要するに、「要覧」型政府勘定は、予算改革論における最も進化した体系であるといえよう。

(18) 例えば、G. Stuvell, *Systems of Social Accounts* (Oxford: Oxford University Press, 1965. pp. xiv+270).

### 3. 政府勘定改定案に残された問題

政府勘定の改訂において、それを回避してすまずことのできない経済学上の問題がある。それは、SNA においても、また「要覧」においても正当にとりあつかわれることなしにすまされて来た政府支出の位置付けについてである。これは、政府支出がもつ特殊の経済的性格に由来しており、本来の政府支出である防衛、行政等の経費が、民間企業が家計の支出とはことなり、国民所得すなわち経済的厚生への純増加と直接関係がないという問題であって、クズネツツの問題提起<sup>(19)</sup>以来、繰返し論争点となった概念である。この典型は政府の軍事費であって、これを社会的一般管理費 **social overhead cost** とするか、あるいは国民支出の一部とするか、また軍事用資産形成を、投資の一部とするかいなか論議されてきた。SNA と、計測面では全くこれを踏襲する「要覧」とが、軍事費の一切を国民支出の要素として扱い、また直接軍事目的でない建造物を投資とする「現実的解決法」をとってきたことは前節でみたところである。こうした処理法自身説明抜きでなされ得ないものであるが、さらに、日本への適用において、「日本の軍事的建設・装備の一切は、戦闘目的を放棄した自衛の用役を遂行しており、憲法論的にも軍事的経常費と見做すことができない。したがって政府資産形成の限度を狭く解する必要はない」という見解がとられている<sup>(20)</sup>。しかしながら、本来、軍事費は何よりも経済学的次元で分析すべきであって、その上で計測技術上の制約問題を考慮することが、予算改革論として必要な一切である。憲法の解釈や価値判断をいれる余地はそこに存在しないのである。

### 4. 政府会計改革の政府部門管理上の効用

以上、政府勘定の改善には経済分析上意義と問題点とがあることを見たのであるが、他方、政府会計それ自体にとって意義があるかどうかは問われねばな

---

(19) S. Kuznets, *Government Product and Nationand Income, Income & Wealth, seris I* (Cambridge: Bowes & Bowes, 1951), pp. 178-244.

(20) 上掲国民経済計算委員会基礎資料第2巻。 p. 17, 20, 42. 同委員会はこの会計検査院の方式に反して経常費にいれることを支持している。

らない。

これについて、レディ・ヒックスは、中央政府の諸機関が創造した付加価値およびその余剰貯蓄の正確な数値を計上し、支出発生額を現在価値基準によって正確に算定することが、官庁の能率測定の手段となることを多年主張している。彼女によれば、伝統的な政府会計は、予算統制による不正の検出の機能をもつ反面、政府部門の不能率の検出を行う機能を全く持ちあわさないという。勿論彼女は、伝統的予算のもつ議会に対する報告責任の遂行という機能を無視するのではなく、この制度的機能とあわせ、各省の能率測定と有効な管理という目的をともに達成するために、予算を一方で慣行的な体系と、他方で社会会計原理による体系という複合形式とすることを提案している。<sup>(21)</sup> 伝統的形式による予算を、社会会計的な予算との二つを作成公表する方法は、「要覧」自体も勧奨するところである。<sup>(22)</sup> われわれは、社会会計の生産管理上の効果に注目する立場<sup>(23)</sup>の学者に、F. S. ブレイがあり、伝統的企業会計とは対照的な付加価値計算を可能とし企業の生産能率検定の手段となり得るという見地から、社会会計原理による所得計算・表示方法を企業会計に導入しつつあることを知っている。レディ・ヒックスの観点は、政府会計を対象とするものではあるが、ブレイの考えと相通じるものがあると理解せられるのである。

## 結 び

以上を要約すると、つぎの如くである。

1 伝統的政府会計が改訂される背景には、40年代以後の政府の経済的役割の増大がある。そして、この地盤は、社会会計が発展したそれに相当する。わ

(21) Lady Hicks, *Public Finance*, *ibid.*, p. 340. p. 348.

(22) UN., *Mannual*, *ibid.*

(23) F. S. Bray, *Four Essays in Accounting Theory* (London; Oxford University Press, 1953. pp. xi+94). とくにその Appendix である *The Measurement of Productivity Efficiency*, pp. 84-94.

れわれは、社会会計の国民所得会計から総合国民勘定への発展に対応して、政府勘定の改革論の発展があることを理解することができる。

2 現在の予算改革論を代表する「要覧」は、計測原則と、資本勘定・経常勘定の分割表示について、国民所得会計からの改革案を踏襲し、これに、サブセクターと、取引分類範疇の経済的・機能的分類を加えた体系であって、中央政府の実物的・資金的フローを詳細に明示する点で、いずれも制度的性格が強い日本およびイギリスの予算に適用することに、十分な意義が認められる。

3、ただし、SNA方式、要覧方式ともに、概念規定と検討が不充分であって、軍事費の処理はその典型である。とくに日本の軍事用資産に対する解釈は、価値判断を政府勘定設計の技術にもちこむものである。

4 伝統的な政府会計は、議会に対する固有の報告責任と予算統制の機能があって、これ自体は有用である。ゆえに、経済的情報を与える政府部門の勘定を少くとも政府予算の補足表として公表することが、制度的目的と経済的目的とを同時に遂行するに役立つと考えられる。なお、社会会計方式による政府勘定は、経済分析上有効であるのみならず、官庁管理上支出の能率を明示し得る点で有効である。

ところで、こうした政府予算改訂案は、理念上はともかく、実施上多くの困難が存在している。レディ、ヒックスの言葉をかりれば、「大蔵省自体、グラッドストーン時代の制度のもとで完成された責任統制を攪乱させたくないというもっともな<sup>(24)</sup>念願」をもつことが、その一因である。また、国によって改革論の地盤が異り、イギリスでは、つとに1948年、サー・スタッフォード・クリップスによって、予算改革の必要が公式に確認されているが、日本ではいまだにこれがなされていないという状態にある。なお、郵政事業のように生産勘定を当然に成要とする部門さえ、民間企業の会計システムが近年漸く導入されたにすぎないのであって、これらの社会会計形式への移行にはなお時間を必要とする

---

(24) Lady Hicks, *British Public Finances*, *ibid.*, p. 164.

であろう。

ただしこうした制度的慣行の惰力や、クリップスの代替予算案の挫折のよう<sup>(25)</sup>な経験があったとしても、政府勘定の改訂は、おそらくは社会会計の進歩と同じ早さで進むことを、われわれは予想するものである。

---

(25) サー スタッフォード クリップスは、蔵相就任後、伝統的予算と、代替的予算とを1948年公表した。後者は、画線上・画線下の各項目を入れかえ、經常予算・資本予算システムとしようとしたものである。これは1951年に廃止された。Lady Hicks, *British Public Finance*, *ibid.*, p. 164. Hicks, *Public Finance*, *ibid.*, p. 340. A. T. Peacock, *Problems of Government Budgetary Reform*, *ibid.*, p. 23. このほか、イギリスの中央統計局による青書と予算の調正に関する試論が公表されている。 *The Reform of the Exchequer Accounts* (Cmd, No. 2014, 1963).

# 地域経済と主体的エネルギー

米 花 稔

## 1. 地域のいわゆる経済地盤沈下について

### ——企業単位と工場単位の問題

地域の経済地盤の沈下という用語がつかわれることがある。その典型的な場合は、10年程前に関西経済の地盤沈下ということがとりあげられた時であろう。関西についていえば、この数年このような問題意識は、実態の変化推移のなかであまり目立たなくなっているけれども、底流としては依然としてあるようである。筆者の身近かにより限定していえば、関西のなかで、とりわけ神戸経済の地盤沈下という問題が、地域社会みずからでとりあげられたりした。一般にいわれるこれらの場合の地域の経済地盤沈下というのは、どういうことであろうか。そのこと自体をここで問題にするのではないけれども、地域開発なり地域経済を考察する場合の、一の問題点にかかわるという意味から、とりあげるねうちのある問題であるといえよう。

この地域の経済地盤沈下というのは、具体的にはその地域の経済活動の相対的比重の低下をいうのが一般的のようである。製造活動に従事する従業者数、製造出荷額、貿易、商業取引高、あるいは地域に関する金融上の諸指標などにおいて、絶対数の増加をみつつも、全国あるいは他地域との関係で、相対的比重の低下をみつつある場合に、これを問題としているのである。より具体的に、本社の他地域への移転、本社機能の一部の移転、特定企業の製造活動の比重の他地域への移動などが問題になるのである。関西経済、神戸経済の場合の問題は、まさしくこれらの諸指標によってとりあげられたのである。ここで注意し

なければならないのは、これらの諸指標の多くが、事業所単位にとらえられ、その集計をマクロ的に問題にしているという点である。

ここで問題にしたいのは、地域経済を把握するのに、事業所単位の場合のほかに、企業主体単位の場合もあるという点である。地域経済の中心がなんといっても産業活動に依存することから、製造工業について、特にその工場事業所単位の統計資料がよりどころになるのが普通である。具体的な物資の生産、あるいは施設という観点からはそのとおりであるけれども、そのような産業活動を推進する主体は企業主体であるという意味において、産業発展の主体的エネルギーという観点からは、企業主体によって観察する側面もなければならないはずである。中小企業に関する限りは、その大部分が、企業主体でみても、事業所単位でも、地域経済的に大きな相異はないはずであるが、中堅企業から、大規模企業になるにともない、この両者は、地域的に相当のくいちがいがでてくるはずである。事業所単位による地域経済の相対的比重の低下を、経済地盤の沈下というが、その場合一体企業主体単位による地域経済の問題をどのように考えるのであろうか。

最近大都市の再開発なり整備が、地域問題の重要なものの一つとしてとりあげられている。その場合、工場事業所の周辺なり地方への分散が重点施策の一つとなっているが、それと対照的に、再開発を中心にその大都市のもつ管理中枢機能の強化ということがうたわれている。その管理中枢機能といわれるものにはさまざまなものがあるはずで、そのこと自体十分その内容を検討することが必要であるけれども、上来みてきた製造活動における企業の視点からする主体的エネルギーは、まさしく管理中枢機能の一であるはずである。

このようにみえてくると、地域経済の実態把握、問題抽出、将来予測などについて、マクロ的に計量経済学的手法なり、産業連関分析など、最近の進展は著しいが、これとあわせて、地域経済を形成する個別の主体の側面からの考察もまた、地域のもつ問題を明らかにするために欠くことができないはずである。

以上のような問題意識から、地域経済のうち、産業活動、特に製造工業に限って、地域について、企業主体単位と工場事業所単位とによる地域の製造活動の比較を行ない、そのもつ問題考察によって、この側面よりする地域問題への接近の一の試みとしたいのである。

これを具体的にいうと、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県、京都府の三大経済中心地域について、さらにその他の地域について企業主体単位の資料として、取引所一部上場、二部上場の製造会社の本社所在地別の年間売上高、工場事業所単位の資料として工業の製造出荷高統計の地域別をも、その年次比較は昭和34年と同39年について行なうこととした。このうち企業主体別は、会社年鑑によって、年間上期と下期の売上高合計をとった。決算期は暦年と若干のくいちがいがあり、また、その売上高には社内取引高もふくまれていたりして、これを工場出荷高と直接に比較するところに若干の留保をしなければならぬ上に物価の変動もそのまま排除してはいないけれども、傾向的検討にはまず支障はないであろう。

さらに、地域経済の主体的側面の考察をより明らかにするために、たまたま別にこの点をより詳細にほりさげる機会をもった神戸市について、補足的ないし事例的にとりあげることができた。神戸市の場合のより詳細な資料については、神戸市経済局「神戸市経済機能実態調査結果について」(昭和41年刊)にまとめられてあることを附言する。

## 2. 地域の企業単位と工場単位の活動の対比と問題点

地域の産業活動を、工場事業所別統計と、企業単位別統計とによって、比較考察することから、地域の主体的エネルギーの問題、またいわゆる地域の経済地盤沈下といわれる問題、進んでこれらとの関連から地域開発における問題点への接近の一つの試みとしたいと思う。

はじめに、本論展開に必要な諸表を作成して表示しておく。これらをよりど

ここに、逐次問題点の考察を進めることとする。これらの表は、工場統計表によって、地域別の工場事業所単位の製造出荷額を示すとともに、証券取引所一部、二部上場企業の本社所在地別の売上高集計を表示した。この場合、34年度と39年度の比較可能な企業のみ限定したので、その間に新規企業の多くふく

第 1 表

		売上高又は出荷高		昭和34年 (百万円)	昭和39年 (百万円)	倍 率
大 阪 府	本社 企業	1 部 上 場	103	1,076,237	2,706,740	2.51
		2 部 上 場	38	50,799	101,937	2.00
		計	141	1,127,036	2,808,678	2.49
	工場製造出荷高			1,346,070	2,889,761	2.14
兵 庫 県	本社 企業	1 部 上 場	21	209,844	482,246	2.30
		2 部 上 場	19	39,413	65,307	1.65
		計	40	249,258	547,554	2.20
	工場製造出荷高			848,495	1,703,278	2.00
京 都 府	本社 企業	1 部 上 場	8	49,786	96,083	1.93
		2 部 上 場	9	8,942	21,177	2.39
		計	17	58,729	117,261	2.00
	工場製造出荷高			189,531	456,544	2.41
京 阪 神 三 府 県 計	本社 企業	1 部 上 場	132	1,335,867	3,285,069	2.46
		2 部 上 場	66	99,054	188,421	1.90
		計	198	1,434,921	3,473,490	2.42
	工場製造出荷高			2,384,096	5,049,583	2.12

（註） 本社企業の集計については、41年現在の1部、2部上場製造会社のうち、39年について資料上比較可能なものみの集計である。従って、2部上場企業については34年時点で資料的に比較の困難なものを加えていない。その分が39年については上表以外に次のような追加がされねばならない。

	社	百万円
大 阪 府	58	122,672
兵 庫 県	10	19,410
京 都 府	12	27,259

いうまでもないが本社企業集計の売上高は、他府県所在工場の分をもふくみ、工場出荷高は、上記府県所在工場の分の合計である。

まれる二部上場企業の相当部分は表にふくまれない結果となった。そのために、その分については、ほぼそのていどを知るために表外に注記しておいた。これらの表を軸とし、さらに本文中において、適宜資料を補充することによって、考察を進めることとする。

第 2 表

			売上高又は出荷高	昭和34年 (百万円)	昭和39年 (百万円)	倍 率
東 京 都	本 社 企 業	1 部 上 場	197	2,673,940	5,837,312	2.18
		2 部 上 場	105	157,724	363,349	2.30
		計	302	2,831,664	6,200,661	2.19
	工場製造出荷高			1,571,838	3,231,607	2.05
神 奈 川 県	本 社 企 業	1 部 上 場	16	287,016	726,665	2.53
		2 部 上 場	11	9,274	23,036	2.48
		計	27	296,290	749,701	2.53
	工場製造出荷高			948,948	2,713,652	2.86
京 浜 二 都 県 計	本 社 企 業	1 部 上 場	213	2,960,956	6,563,977	2.21
		2 部 上 場	116	166,998	386,385	2.31
		計	329	3,127,954	6,950,362	2.21
	工場製造出荷高			2,520,786	5,945,259	2.34
愛 知 県	本 社 企 業	1 部 上 場	24	198,538	464,022	2.34
		2 部 上 場	17	20,976	41,505	1.98
		計	41	219,515	505,527	2.30
	工場製造出荷高			881,910	2,093,856	2.37
京浜、京阪神、中京、本社企業 売上高（568社）				4,782,390	10,929,379	2.28
全 国 工 場 製 造 出 荷 高				10,047,767	23,200,425	2.31

(注) 39年2部上場企業で資料上比較ができずにふくまれないのは次の如し、

	社	百万円
東 京 都	177	488,401
神 奈 川 県	25	77,387
愛 知 県	20	60,204

第3表 京阪神, 中京, 京浜の1都2府3県以外の地域における本社企業

		34年	39年	
	社	百万円	百万円	倍
1 部 上 場	27	164,998	522,588	3.17
2 部 上 場	31	35,371	79,007	2.24
計	58	200,369	601,595	3.00
工場製造出荷高		4,260,975	10,111,727	2.37

(注) 39年2部上場企業で比較資料を欠いて上表にふくまれないものはほぼ次の如くである。

78 社 156,007 百万円

### (1) 京阪神地域について

関西経済の地盤沈下ということがひとしきりいわれたが、それが経済活動について、地域の相対的比重の低下を意味しているようであるので、ここに製造工業について、昭和34年と39年とを、工場統計による出荷額によってみることにする。次の如くである。

	34年	39年	
	百万円	百万円	倍
全国製造出荷高	10,047,767	23,200,425	2.31
関東1都6県出荷高	3,165,433	8,062,110	2.55
近畿2府4県出荷高	2,613,424	5,575,410	2.13

すなわち近畿地方の工業活動は、この5年間、全国に比しても、関東地方に比しても、その伸びが劣って、全国対比34年に26%を占めていたのが、39年には24%と、相対的比重を低下し、この分野に関する限りいわゆる地盤沈下を示したことになる。

しかしながら、これらの統計は、既にふれたように、地域毎の工場事業所についてのものである。従って、地域に本拠をもつ企業主体からみる結果とは、別の問題であるはずである。そのような意味から、第1表にもとづいて、企業単位の統計と、工場事業所単位のそれとを比較してみよう。すなわち、

	1 部上場会社	39/34 対比売上高		39/34 対比
大阪府に本社をもつ企業の売上高	103	2.51 倍	大阪府工場出荷高	2.14
兵庫県 "	21	2.30	兵庫県工場出荷高	2.00
京都府 "	8	1.93	京都府工場出荷高	2.41
計	132	2.46	計	2.12

これによってみると、大阪府、兵庫県ともに、所在本社企業の売上高の中では、それぞれの地域の工場出荷高の伸びより相当大きく、大阪府は全国平均よりさらに大きく、兵庫県もほぼ全国並みの伸びを示していることが知られる。

この場合、工場事業所の伸びより、企業の伸びの大きいことは、これらの中心地域が、いわゆる管理中枢機能を相当ていど果していることを示しているといえる。それらの企業の製造活動の増加部分の相当分が、本社所在地域以外の地域においてみられたことになるからである。施設的な工場事業所の製造活動の伸びが相対的に低く、企業活動全体の伸びの大きいことこそ、大都市の中心機能を示しているのである。従ってこのような主体的エネルギーからする限り、構造の問題を一応別にして、いわゆる経済地盤の沈下というにはあたらないのでなからうか。

さらに、この京阪神都市圏の大阪府、兵庫県、京都府それぞれのもつ特徴的な点の考察に及ぶこととする。

(ア) 大阪府、兵庫県ともに、企業単位統計の伸びが、工場単位統計の伸びよりはるかに大きいけれども、そのもつ意味については、土地利用の実態との比較において、両地域若干の相異があると思われる。すなわち、大阪府の場合その土地利用の実態から、現在既に工場事業所単位の伸びに相当の制約があるとみることができ、それをこえて、企業主体としての伸びが示されているとみられる。これに対して、兵庫県の場合はそのもつ自然的条件なり土地利用の実態からみて、工場事業所単位の伸びになお相当のポテンシャルティがあるにかかわらず、現状はその伸びが全国に比して低く、むしろ所在本社

企業主体の伸びのみが全国並みの伸びを示しているという問題点をもっている。このことは、後に首都圏ならびに中京地域との比較においてさらに明らかになるであろう。

- (イ) 京都府の場合、1部上場企業の伸びが、工場事業所単位のそれより相当低いということ、その工場事業所単位の伸びが全国平均を上廻っていること、しかも2部上場会社の伸びのみほぼそれと同水準を示していることに注意せられる。このことは、京都のもつ従来の産業構造の特徴とするところと異なる分野において、一方には京都に本拠をおく企業が相当の伸びを示し、他方にはそのような分野において立地上優位をもつものとして工場事業所の発展がみられつつあるものとみられるのである。この点はここの地域経済問題として看過してはならない点である。

以上の考察において、この地域所在の本社企業が、広域に工場事業所をもって活動するうち、そのどの位の割合がこの地域の工場事業所であるかは明らかでない。しかしながら、大阪府の場合、1部2部上場会社の売上高が、大阪府の工場事業所の製造出荷高と偶然ながらほぼ同じいどであること、これを第2表によって東京都についてみると、工場事業所出荷高統計より本社企業売上高の方がはるかに大きいのと対比して、推測すると、大阪府の工場事業所の製造活動のうち、かなりの部分が本社企業によるものであるとともに、またかなりの部分が他地域（主としては東京）企業のこの地域所在の工場事業所の活動によるものであるとみられる。これに比すると、兵庫県、京都府の場合、本社企業のそれより工場事業所のそれがかなり大きいことは、他地域企業の比重が相当高いことを示すものとみて差支えないであろう。このような関係のより具体的な接近は、神戸市の場合について、アンケート調査にもとづいて知ることができる。後にふれることとする。

なお大阪府と兵庫県の2部上場会社の売上高合計の5年間の伸びが表によるとかなり低く示されている。これは34年と39年との比較可能な企業に限定した

ため、これ以外に比較的最近に新規に2部上場された企業が相当数あり、それらの伸びは相当高いとみられるのであるが、比較ができないので、第1,2表の注記に示すにとどめた。それにかかわらず、京都府の場合は2部上場会社売上高の伸びが高く、後にとりあげる東京都、神奈川県においても、同様の伸びの傾向がみられることを考えあわせると、大阪府、兵庫県の産業構造なり、主体的エネルギーに関する地域の一の問題点であるともいえよう。さらに、検討を必要とする点の一である。

## (2) 京浜地域について

関西経済における産業活動の以上のような実態を背景として、首都圏、中京地域その他の地域について、関連的にこの問題がどのように展開されているかをみてみよう。やはり第1, 2, 3表をよりどころに考察を進める。

前節のはじめにみたように、関東1都6県の工業活動は、この5年間に全国が2.31倍に対して、2.55倍を示している。しかしながら、このうち東京都は2.05倍にとどまり、従って相対的比重を低下したのに対して、他の6県はいずれもその比重を相当大きくしていることになる。このような推移と、企業単位の動向とを対照的にみると次の如くなる。

	一部上場 会社 社 倍 (対比)		二部上場 会社 社 倍 (対比)		工場出荷対比 倍
	東京都	197	2.18	105	
神奈川県	16	2.53	11	2.48	2.86
計	213	2.21	116	2.31	2.34

(ア) 東京都についてみると、工場出荷額に比して企業主体による売上高のはるかに多いことは、わが国の産業の管理中枢機能としていうまでもないところで、また地域内の土地利用の実態からみて、工場出荷額ののびより企業主体のそれが大きいことも当然である。ただわが国の基礎産業的部分を大きくしている結果、絶対額に比してその伸び率は、高くない。なおまたこれを大阪

府等とのちがいとしてみるとそれぞれの構成産業の相異，その産業の価格変動の程度の相異などに起因するところもあることが推測せられるので，これらを地域別に直接比較する際留保しなければならないであろう。

- (イ) 東京都，神奈川県共通して，二部上場会社の伸びがきわめて高く，その上比較のできない新規の第2表外注記にみる部分の比重が京阪神の場合にくらべてとりわけ高いこともふくめて，産業構造のなかの新しい部分の企業発展のシェアがこの地域においてとりわけ高いことが知られる。
- (ウ) 阪神地方における兵庫県と対照的な，京浜地方における神奈川県をみると，兵庫県の場合と異って，工場出荷高の増加の割合が，企業主体単位のそれよりも高く，しかも企業主体単位のそれも，一部，二部上場会社ともに相当の伸びを示していることが注意せられる。この地域の産業構造の高度化が，構成企業面からも，土地利用面からする工場事業所の活動からもうかがえるのである。

### (3) 中京地域について

転じてこれを中京地域について，愛知県の場合をみてみよう。

		社	倍率 39/34
愛 知 県	1 部 上 場 会 社	24	2.34
	2 部 上 場 会 社	17	1.98
	計	41	2.30
	工 場 製 造 出 荷 高		2.37
	(全 国)		2.31

愛知県の工場製造出荷高は，全国平均よりやや高く，愛知県に本社をもつ企業単位の売上高も，ほぼ同程度の増加を示している。大まかにみて，京浜地方と阪神地方との中間的な特徴を示しているといえよう。

- (ア) 工場出荷高が，企業主体単位よりややのびが大きいこと，ならびに絶対額の比重よりみて，これはこの地域の工業発展が，地元企業もさることながら，

この地域の立地条件上の特徴から、それ以上に他地域企業の工場の発展をみてきたことを示すものといえるようである。このことは、さきにふれた兵庫県の場合とくらべて、より目立っているといえよう。

(イ) この地域においても、2部上場会社ののびは、それほど高くない。しかしながら比較資料を欠くために除外した部分かなりの絶対額を示している点から、新しい分野の発展をあるていど推察することができる。

このようにみてくると、愛知県は、地域の企業活動としても、地域所在工場の製造活動としても、全国なみ、あるいはそれをすこし上廻わる伸張度を示していることが知られるとともに、いわゆる管理中枢機能としての中京地域の、京浜地方ならびに阪神地方に比して、製造活動に関する限り相対的な比重はなお高くないといえることができる。

#### (4) その他の地域について

京浜、阪神ならびに中京という三大中心地域における企業単位と工場事業所単位との製造活動の状況が以上の如くであるのに対して、その他の地域はどのようなであろうか。第1, 2, 3表と補充資料によって考察することとする。すなわち、

三中心地域（1都2府2県）以外の地域

1 部上場会社	27 社	3.17 倍
2     "     "	31	2.24
計	58	3.00
工場製造出荷高		2.37
全国工場製造出荷高		2.31

京浜、阪神、中京の三中心地域の1都2府2県以外の地域各県の工場製造出荷高を集計すると、この5年間2.37倍、全国平均の2.31倍より高い。もっともこれは、このなかに三中心地域周辺の県を含んでいるからで、これら周辺県の

最近の工業活動の発展は目覚しく、とりわけ関東において著しい。中心地域の土地利用上の制約もたらしたものである。従ってそれ以外の地方の県の工場出荷額の伸びは必ずしも高くない。その詳論はここではさける。問題はこれらの地域に本社をもつ製造企業の、その全体の比重は、第1, 2, 3表の比較でもわかるように、きわめて低いけれども、それら企業のこの5年間の売上高の伸びは、1部上場会社においてとりわけ目立っていることは注意せられねばならない。2部上場会社ののびも、高いとはいえないけれども相当の水準を示している。殊に、表にふくまれていない新しく加わった2部上場会社が第3表のように相当数あり、その売上高の比重も高いことから、この段階における発展も相当の実績を示しているとみてよい。地方における地域開発の主体的エネルギーとして、これらが尊重せられねばならぬことを明らかに示しているのである。

#### (5) 地域経済における主体的エネルギーの視点

以上、三中心地域ならびにその他の地域について、工場単位の地域別製造出荷高と、企業の本社所在地別の売上高とのくいちがいを焦点にして考察したところを、とりまとめて結論づけよう。この両者の資料を、全国集計してみると次の如くである。

	会社数	昭和34年	昭和39年	倍
全国工場製造出荷高		百万円 10,047,767	百万円 23,200,425	2.31
一部上場会社	396	4,660,359	10,835,656	2.32
二部上場会社	230	322,399	695,318	2.15
計	626	4,982,758	11,530,974	2.31

(注) 昭和39年2部上場会社、その他に390社、951,340百万円

上表で、工場の製造出荷高と、製造企業の営業報告書で発表する売上高とは、まえにふれたように、性格を異にするので、直接的に比較することについて、若干の留保を配慮しなければならないことは当然である。それにかかわらず、

上表にみると、手元の資料で求め得る製造企業の売上高集計の伸びと、工場の製造出荷高の伸びとが、ともに2.31倍を示していることは興味深い。またこれら企業の売上高をそのまま製造出荷高と比較すると、ほぼ半ばを占めることとなる。このような全体的状況のなかで、前2章でみたような工場活動と、企業主体の活動との関係がみられたのである。すなわち、

- (ア) 工場出荷高を中心とする地域経済の盛衰なり、相対的地位の問題と、その地域の主体的エネルギーとしての企業活動の相対的地位の問題とは、別個の性格をもち、地域経済を論じる場合、この両側面をみる必要があることが明らかになった。とりわけ地域経済における産業発展の主体的エネルギーとしての企業主体の側面は、従来看過され勝ちであった。
- (イ) 地域の産業構造の推移についても、企業主体、特に2部上場企業の動向が、その特徴を明らかにする役立ちになることも明らかである。
- (ウ) 地域の経済地盤沈下といわれる問題も、このような側面からも検討することが必要である。
- (エ) このような工場活動と、企業活動とのくいちがいの問題を、地域経済の問題としてどのように考えるかという点が、次に残された問題である。

以上のような全般的考察をよりどころに、より具体的にこれらの問題に、接近するために、たまたまこの問題を明らかにするための調査の機会があった神戸市について、さらにほりさげることとする。

### 3. 神戸経済における企業活動と工場活動

#### ——アンケート調査による事例研究

神戸市は、さきにふれたいわゆる経済地盤沈下の論議が近年とくにふれとりあげられる。また阪神都市圏の西の中核として、広域に対する管理中枢機能が期待せられつつ、その点についても問題視されてきた。

これに対して、市当局は、広域機能として神戸市が第一に重視しなければな

らない港湾機能の拡充のために、ポート・アイランド構想を具体化し、また土地の狭隘ななかで東部、西部の埋立地造成ならびに西北神戸の未開発地域の整備などによって神戸市の産業構成の体質改善を意図しつつある。

このような現実問題を前にして、一体大都市の広域に対する、また地域住民に対する経済機能はどのようなものであるか、という実態を具体的に把握しようとする目的をもって、「神戸市経済機能実態調査」を実施したのである。筆者はそれについて関与する機会をもった。ここではその全容をのべることをやめて、本論の目的とする企業主体と工場単位の製造活動の地域を中心とする相互関係を、アンケート調査結果と、既存の統計資料とを関連づけて考察することとする。

この調査は、神戸市内に本社をおいている製造業で、1部、2部上場会社と、

第 4 表

	昭和31年	昭和39年	39/31	
神戸市本社所在製造企業	35	38		
内 神戸市に工場をもつ製造企業	27	31 (31年の27企業に限定すると)		
製造出荷高	148,062百万円	461,316 (447,434)	3 倍	
内 {	神戸市内分	113,723	213,456 (202,876)	1.8倍
	同 %	76.8%	46.3% (45.3%)	
	神戸市外分	34,339	247,860	7 倍

第5表 五大市における製造出荷額

	昭和31年	昭和39年	39/31
	百万円	百万円	倍
横 浜	259,391	1,038,047	4
名 古 屋	345,154	1,000,696	2.9
京 都	140,188	444,868	3.1
大 阪	717,615	1,851,888	2.6
神 戸	229,562	506,217	2.2
全 国	億円 86,919	億円 232,004	2.2

未上場会社のうち資本金 5,000 万円以上、従業員 300 人以上の会社を対象として実施した。その時期は昭和40年7—8月で、該当企業は38企業、その回答はその全企業から得られたものである。アンケート結果の集計は本論に関する限りにおいて要約第4表の如くで、これに工場統計を第5表として比較のためにかかげた。

### (1) 神戸市における本社企業の製造活動の実態

神戸市には製造業に属する企業のうち、第1部、第2部上場会社ならびに資本金 5,000 万円以上、従業員 300 人以上の本社企業は、既にふれたように38企業、業種は、鉄鋼、機械、造船などから港湾都市的産業まで、各分野にわたっている。この神戸の本社企業の神戸市域内にもつ工場事業所の製造品出荷額は、神戸市域の全工業製造出荷額のほぼ42%を占めている。従ってこれらの動向は、直接に神戸の工業活動の問題点にかかわるはずである。

第4、5表によって、結論的には次の如くなる。第5表によると、神戸市の工業活動は、昭和31年から39年まで、五大市のうちで、その増加割合が最も低く、全国平均にくらべても低い。これを神戸市所在本社企業の工業活動という点からみたのがアンケートによる第4表である。

これによって、昭和31年と39年を比較すると、昭和31年当時、35企業のうち神戸市内に工場をもつ27企業の神戸市内にもつ工場の占める割合は、他地域工場をふくむ全社に対して76.8%であったのが、昭和39年38企業のうち、神戸市内に工場をもつ31企業の神戸市内の比重は46.3%となり、市域外での比重が過半を占めている。従ってこの間の増加のあり方は、神戸市内で1.8倍神戸市域外で7倍、あわせて企業としては3倍となっている。これが、神戸に本社をもつ企業自体としての相当な発展に対し、神戸市域内製造工場としてののびの停滞という結果をもたらしているのである。

いいかえると、神戸市の主要企業は、その発展の大きな部分を周辺地域（特

に播磨地域)およびその他の地域において実現しており、神戸市域外の工業発展の推進的役割をになってきたことを示す。阪神都市圏の中核機能の一部をになっていることの証左であるといえる。

このような機能は、アンケート調査でみられる次の点にも関係がある。対象38企業の研究開発部門をみると、その8割の企業が研究開発部門をもち、その施設のうち6割を神戸市内に設置して、その中枢的役割を示しているのである。この分野は今後一層重視されねばならない点である。

## (2) 神戸市企業の市内工場と市外工場

以上のように、神戸市という同一地域において、企業単位と工場単位との製造活動のくいちがいに関連する問題として、このような中心地域の工場の製造活動が、同じ企業の発展部分を主としてその地域外において消化することにもなるとどのように変化しつつあるかという点がある。

調査対象企業が、域外の工場において発展部分を消化することによって、既設の神戸市域内のみずからの工場の生産にどのような影響を、あたえているかを、アンケート調査結果からみてみよう。

結論的にみると、市域外の工場の拡張、新設によって、既設市内工場において、より量産化を進め、製品を高度化し、あるいは新製品化するなどの、工場の高度化のみられるのが18件におよぶとともに、全く変化がなく、あるいは生産量の減少を示したものも、14件あることを示している。これら企業の市内既設工場は、一方には、高度化集約化がある程度みられるとともに、問題もっている部分もすくないとはいえないことが知られる。

このような地域における企業の経済的発展と工場の具体的活動とのくいちがいが地域社会との関連で、地域性が具体的に問題になるのは、地域の雇用問題とともに、市の税収面に関係するところにあるので、この側面からさらに接近することとする。神戸の本社企業の活動と市税面との関係を、過去数年間の推

移のなかでみてみよう。

この場合、昭和34年の市の税収を100として、昭和39年までの5年間の指數的比較において、今回の調査対象企業の報告による集計と、その間の神戸市全市分とを対照的にみると、結論的に次の如くである。すなわち、

償却資産に対する固定資産税は、昭和34年を100として、昭和39年は、調査企業のみを集計では、246になっているのに対して、全市分の場合は186であり、法人税割市民税についてみると、調査企業合計では144であるのに対して、全市分は193となっている。このうち法人税割市民税は、対象企業の利益金に対して課せられる法人税（国税）を基準に定率を乗じ、その企業の事業所所在地別にそれぞれの工場の従業者数によって各市町村に比例配分されることになっているのである。

従ってきわめて粗雑な推定ではあるけれども、大都市の既存工場が設備を高度化して、資本集約化がある程度進められているとみることが、償却資産についての税収の相対的増加と、利益配分が従業者数別になされる法人税割市民税の相対的減少とによって知られるのである。

要するに、神戸市の経済地盤沈下の問題は、製造工業に関する限り、本社企業としては、相当エネルギーに全国的発展以上の歩調を示しているということと考えなおされねばならない部分がある。しかも市域内の施設という視点に関する限りは、その比重の低下が、雇用の減少と地方財政への圧迫となって結果している。土地利用ないし大都市機能という点からは、その程度はなおつかみにくく問題を残しているけれども、一応管理中枢機能をもって、周辺ないしその他地域発展の推進的役割を果し、かつ地域内の集約化による高度利用の方向をもある程度示しているのである。

#### 4. 地域経済における主体的エネルギーの問題

地域の経済的發展，社会的發展は，ともにその地域に関係のあるさまざまな公私主体の活動によって具体化されるものである。従って，そのような地域問題を解明するにあたっては，その具体化された結果を計数的に把握することによって，これを解析考察することが可能となる。その場合，単にその結果を，集計的に分析するにとどまらず，その具体化のいない手である主体についてもこれを考察することが欠くことができないはずである。地域の実態は，これをとりまく環境と相互関連しつつ，常に変化するものであり，しかもその変化の度合が最近とりわけ大きい。このような推移によく適応しつつ，かつ積極的に地域をよりよくするためにみずから変化をもたらすという動態的側面が，今日の地域問題の焦点の一である。これらを実践するのは，主体的活動である。

このような意味で，地域経済の問題をみるために，企業単位と工場単位との活動結果を地域的に比較してみたのである。従って事柄はきわめて単純かつ簡単な考察にすぎない。しかしながら，次の諸点は，このような主体的エネルギーの視点からの考察によって明らかになった。

(ア) 地域の経済地盤沈下といわれるものが，製造工業に関する限りは，工場単位の考察にもとづくのであるが，わが国の実態は，例外なく，その地域の企業単位による考察からは，全国平均以上の発展を示しているということである。この両者は同一地域について，ともに事実であるから，このことの意味を全国的視点から，また地域社会的視点から，なおほり下げて考えてみる必要がある。

(イ) 地域の企業単位と工場単位とのくいちがいは，すくなくとも，大都市のいわゆる管理中枢機能といわれるものと関連をもっている。地域の事例では，その企業的発展のなかで，用込地域の発展に寄与しつつ，大都市既存工場は，土地利用的にみて，より集約的利用傾向をあるていど現に示しつつあるよう

である。

(ウ) わが国の中心地域以外の地域において、地域格差是正という観点から、工場誘致が熱心に進められて久しい。その地域によって、そのもつ立地条件と、わが国産業発展の進展とによって、相当の成果をあげているが、多くの地域においては、その実績が必ずしも大きいとはいえない。そのなかで、そのような地域に本社をおく企業が、絶対量なり額はとにかく、この数年相当の発展、とりわけ全国の平均以上、あるいは中心地域における企業以上の伸びを示しているものすくなくないことが注意せられる。一部上場会社とともに二部上場会社にみられるところである。このような地域の発展において、これらの地域既存の主体的エネルギーは有力な手がかりであるはずである。工場誘致にいそがしく、このような地域の主体的エネルギーが看過せられ勝ちであることもすくなくないようである。

以上のような地域経済の主体的エネルギーの問題は、本小論にみた製造工業における企業単位と工場単位の比較にとどまらず、他の分野においてもみいだせるはずである。機会をみてとりあげたいと思っている。

# 発展途上国の輸出多様化と経済技術協力

—タイの場合—

川田 富久雄

## 1. 序 説

発展途上国の多くは通常モノカルチャー型の貿易構造をもっている。この不安定な構造を変化させて、輸出を多様化させることはこれら諸国の経済政策上の一つの目標である。この輸出多様化は一次産品の輸出の多様化にはじまり、工業品の輸出を目的とするものであるが、差当りは工業は輸入代替がその主要目的となり、輸出多様化は農産物の面で農業生産の多様化を通じて行なわれることが普通である。

タイはこの一次産品の輸出多様化を実現した数少ない国の一つである。すなわち、米のモノカルチャー型の輸出構造を克服して、今日ではかなり多くの種類の一次産品を輸出するようになっている。これが成功するには需要に対して生産をうまく、適合させること、国際競争に耐えること、先進工業国の経済・技術協力が得られることなどいろいろの条件が考えられる。特に先進国の協力というこの最後の条件が肝要である。

以下ではタイにおける輸出の多様化について若干の考察を行ないたい。

## 2. 総 論

近年のタイの輸出商品構成に見られる大きな特徴はその多様化の傾向である。すなわち、従来よりタイの主要輸出品としては米、ゴム、錫およびチークの4

品目が代表的輸出品であつたが、最近ではとうもろこし、タピオカ、ケナフなど新しい品目の輸出が著しく増加したのでこれら旧4品目の相対的地位は低下して来ている。

これらの旧4品目のうちでも米が特に重要な地位を占めており、1920年代まで輸出総額の約7割を占めていた。もつとも米は1850年頃にはタイの輸出総額の僅かに3%弱を占めていたに過ぎなかつたといわれる。<sup>(1)</sup>米の輸出が急速に増加したのは1855年の Bowring 条約によってタイの開国が行なわれ、貿易が自由化されてからのことであつた。

1930年代になるとゴムの輸出増加もあって、米の比重は低下傾向を示し、さらに最近ではとうもろこし、タピオカ、ケナフなど新輸出品目の増加によってタイの輸出総額に占める米の割合は3割台に下落している。

ゴムは現在米について第2位にあるが、ゴムが栽培されはじめたのは20世紀の初期であり、これが輸出品として重要な地位を占めるようになったのは1930年代に入ってからのものであつて比較的新しいことである。ゴムの輸出の比重は第2次大戦後は増加して一時は約30%にも達し、1960年には米と比肩する程までに増加したが、その後は低下傾向にあり、1965年には15%にまで下落している。

錫は今世紀のはじめ頃は、輸出総額の6~10%程度を占めていたが、1935—39年頃には約2割を占めた。しかし現在は1割以下となっている。

チークが主要貿易商品となつたのは19世紀の終頃からであつて、今世紀の初頭には輸出総額の1割以上の比重を占めたこともあつた。しかし、その後は低下傾向にあり、最近では約1~2%程度を占めているに過ぎず、新輸出品目であるとうもろこし、タピオカ、ケナフなどに追越されている。

次にこれら旧4品目が輸出総額に占める比重の変化を示せば次表の通りであ

---

(1) Ingram, J. C., *Economic Change in Thailand since 1850*, Stanford, 1954, p. 22. の表より算出

る。（第1表参照）

旧4品目の合計ではタイの輸出の9割近く占めた時期もあつたが、現在（1965年）ではこれらの4品目の合計は59%に低下しており、約1世紀前の1867年における米と錫の比重の合計に大体等しくなっている。

第1表 主要4品目の輸出総額に占める比重の推移（%）

年	米	ゴム	錫	チーク	合計
1867	41	...	16	...	57
1890	70	...	11	6	86
1903	71	...	6	10	88
1906	69		11	11	91
1920-24	68	1	9	5	82
1925-29	69	2	9	4	84
1930-34	65	2	14	4	85
1935-39	54	13	19	4	89
1950	51	22	7	4	83
1957	48	19	7	4	78
1958	46	21	4	3	74
1959	34	31	6	3	74
1960	30	30	6	4	70
1961	36	21	6	3	66
1962	34	22	7	2	65
1963	35	20	8	1	64
1964	36	17	8	1	62
1965	33	15	9	2	59

（注）1950年までの数字は Ingram, 前掲書 p. 94 による。その他は Bank of Thailand Monthly Report, April, 1966 より算出。

合計欄が各項目の合計と必ずしも一致しないのは四捨五入による。

旧4品目の比重低下とは対照的に新輸出3品目の増加傾向は著しいものがある。すなわち、1959年には新3品目合計で輸出総額に占める割合は僅かに3%であったが、1965年にはこの割合は22%となっている。

とうもろこしは、輸出総額のうち1957年には僅かに1%を占めたのに過ぎなかったが、その後毎年増加し1963年には9%、1964年には11%に達して錫を追

い抜いて米，ゴムに次ぐ第3の輸出品となった。1965年には幾分減少して8%となり，錫より僅かばかり少なかった。

タピオカは1957年には輸出総額に占める割合は2%でチーク以下であったが，その後は年々増加して，1965年には5%に達しチークを追い越している。

ケナフは1958年には輸出総額に占める割合は1%であったが，1965年には急増して9%を占め，錫とほぼ同率となった。（金額では錫の11億6609万バートに対して，ケナフ11億2100万バートで，錫の方が幾分多い）

新3品目の輸出総額に占める割合の変化は次表の通りである。（第2表参照）

第2表 新3品目の輸出総額に占める割合の推移（%）

	とうもろこし	タピオカ	ジュート・ケナフ	合計
1957	1	2	...	3
1958	3	3	1	7
1959	3	3	1	7
1960	6	3	3	12
1961	6	5	6	17
1962	5	4	6	15
1963	9	4	4	17
1964	11	5	4	20
1965	8	5	9	22

（資料） Bank of Thailand Monthly Report, April, 1966 より算出。

（注） ジュート・ケナフの数字は殆どがケナフであって，ジュートはごくわずかである。

### 3. 旧商品の輸出の現状と将来

#### （1）米

米はタイの外貨獲得の最も主要な源泉であるとともに国民の主食でもある。従ってその増産は国際収支の上からも，国民生活水準の面からも望ましいことである。しかしながら，米の土地生産性は長期的に見ると低下傾向にあることが指摘されている。

すなわち，1920～26年平均に比べると1947～55年平均では全国で71%，中央

部で84%，北部で72%，南部で66%，東北部で59%と低下している。(第3表参照) このことは人口増加率が高く、(年率約2.9%)、かつ経済開発途上にあるタイにとっては重大な問題である。しかし、最近の統計では1ライ当りの収穫量は増加傾向にあるようである。(第4表参照)

第3表 タイの米作における土地生産性の低下

年次	全 国	中 央 部	北 部	南 部	東 北 部
1920-26年平均	100	100	100	100	100
1927-31 "	89	82	84	82	82
1932-36 "	86	94	84	75	77
1937-42 "	79	78	66	64	64
1943-46 "	71	75	64	58	53
1947-55 "	71	84	72	66	59

(資料) 長谷川善彦著「タイの米穀事情」アジア経済研究所, 1962, p. 293.

第4表 タイ米の作付面積と収穫量

地 域	作付面積 (百万ライ)				収穫量 (千トン)				1ライ当り収穫量 (k. g)			
	1960	1961	1962	1963	1960	1961	1962	1963	1960	1961	1962	1963
全 国	35.3	35.3	38.7	39.9	7,835	8,177	8,254	10,168	222	231	239	255
中 央 部	11.9	11.7	11.9	12.9	2,874	3,024	3,133	3,766	241	259	264	291
東 北 部	13.9	14.1	16.1	16.2	2,295	2,323	3,072	3,026	165	164	185	187
北 部	6.8	6.6	7.3	7.6	2,026	2,113	2,302	2,490	300	321	317	329
南 部	2.7	2.9	3.0	3.3	639	707	748	886	237	242	252	273

(資料) Statistical Yearbook Thailand 1964, pp 189-191.

(注) 1ライ=0.16 h. a.

第3, 4表で見ると東北部では土地生産性の低下が著しく、また、単位面積当りの収穫量も極めて低い。最近にこの地方でとうもろこしの生産が増加しつつあることはタイの農業生産にとって望ましい傾向といえる。

最近は多少単位面積当りの収量が增大しつつあるとはいえ、第3表に見るような長期的低下傾向は憂慮さるべきものである。

タイの米作面積は約650万 h.a. (1963年では約4000万ライすなわち640万 h.a.)

が大体限度と見られている。一方、経済開発に必要な外貨を調達することが必要である。さらに、人口増加による国内消費の増加を考えると単位面積当りの収穫量の増加が是非とも必要である。

単位面積当りの収穫を増加する方法は基本的には(1)品種改良と(2)化学肥料や農薬の使用である。

品種改良はタイでは既に1935以来行なわれているが、その効果の発現は遅々としている。従って単位面積当り収量を増加する最も迅速な方法は化学肥料や殺虫剤などの農薬を使用することである。問題はこれらの肥料や農薬の価格が高いか安いかということである。不幸にもタイでは化学肥料の価格は農家の籾の庭先価格に比べて相当に高いようである。いま NPK 1:1:1 の 1 kg と交換に引渡さなければならない籾の量を比較して見ると、タイでは 5.53 kg であるが、インドネシアでは 4.15kg、ヴェトナムでは 3.83 kg フィリピンでは 3.71 kg、マレーシアでは 2.84 kg. 台湾では 2.55 kg. 韓国では 1.59 kg, 日本では 1.05 kg となっており、アジアの米産国のうちでタイが籾と化学肥料の交換割合が農家にとって最も不利となっている。このことが、タイの米作農民の化学肥料の使用を妨げている一つの要因であるといわれる。<sup>(1)</sup>

次に国内消費の問題であるが、タイの米の生産と輸出の割合を見ると20世紀の初頭および1930年代頃までは生産量の約4割ないし6割が輸出されていた。しかし、1940年代にはこの数字は15~20%台に下落した。1950年代以降は約3割が輸出されていることを示している。（第5表参照）

米の一人当たり国内保有量（消費量およびストックを含む）は1920/21~1924/25年に最高水準に達したが、その後は減少し、1935/36~1939/40には最低量に落入った。これは国内消費を切詰めて輸出を増加させたことを意味している。1940~44年には再び一人当たり消費量は増加したが、それ以後は漸減傾向にあるが、一応正常な水準（一人当たり2.4ピクルと推定される）を維持している。<sup>(2)</sup>

---

(1) Bangkok Bank Monthly Review, August, 1965, p. 200.

第5表 タイ米の生産と輸出の割合と一人当り国内保有量

年次	生産と輸出の割合 (%)	一人当り国内保有量 (ピクル)
1907/ 8—1909/10	51	1.8
1910/11—1914/15	42	2.4
1915/16—1919/20	42	2.4
1920/21—1924/25	42	2.82
1925/26—1929/30	45	2.34
1930/31—1934/35	51	2.02
1935/36—1939/40	49	1.68
1940 —1944	15	2.78
1945 —1949	20	2.69
1950 —1955	28	2.50
1956 —1960	28	—
1961 —1965	28	—

(注) 1915/16—1919/20までの数字は Ingram 前掲書p. 53. 1950～1955 までの数字は長谷川善彦「タイの米穀事情」p. 260.

1956—1960, 1961—1965の数字は Banl of thailand Monthly Report の数字より算出。生産は当該年の生産量, 輸出は翌年の輸出量をとっている。

Ingram の数字は籾の白米換算率を0.7としているが, 長谷川氏はこれを0.67としている。従って Ingram の数字は幾分低く表わされる。筆者は長谷川氏の方法によった。

5表参照)

今後の問題は繰返しているが, 国民一人当りの正常な消費水準を維持しながら, 輸出を増加することである。しかし, 輸出の前途にも問題がある。<sup>(3)</sup>

その第1は米価の長期的な下落傾向である。米価は1962年以来, 下落傾向にある。この傾向には多くの理由があるが, 基本的な理由は世界の供給が需要を超過することである。また小麦との競争もこの傾向を強めている。

第2は, 米の世界貿易量の減少である。第2次大戦前には1000万トンであったが, 現在はこれが650万トンに減少している。その上に, 貿易は近隣のアジア諸国に限られており, これらの諸国では米の自給政策がとられている。

(2) 長谷川善彦前掲書 p. 268. 参照。

(3) Bangkok Bank Monthly Review August, 1965. pp. 201～202.

第3はEECの高関税である。EECは非加盟国からの米の輸入にトン当たり、15ポンドという高い関税をかけており、これがタイ米の欧州市場への進出を事実上閉鎖した。欧州市場は年々約10万トンのタイ米を輸入していたから、かなりの打撃である。ケネディラウンドが成功すれば貿易障害は低下させられるだろうが、タイが欧州市場を再び獲得するには何年も時間がかかるだろう。

第4にアメリカや中共が米輸出国としてタイの競争国としてあらわれて来たこととである。これらの諸国が世界米輸出に占める割合はアメリカが19%、中共が10%で両国を合計すると世界の米輸出の4分の1以上を占めている。

このように米の輸出の前途は必ずしも楽観を許さないものがある。米はタイの輸出の大宗であるから、生産性を向上させて輸出市場の確保と内需の充足という二つの目的を果たすよう努力が肝要である。

米の生産と輸出の状況は第6表に示すとおりである。(第6表参照) 輸出先はマレーシア、香港、シンガポールなど近隣諸国が主である。

第6表 米の輸出と生産

輸 出	1957		1961		1962		1963		1964		1965	
	千ト ン	百万 バート										
総 計	1,570	3,622	1,576	3,598	1,271	3,240	1,418	3,242	1,896	4,389	1,874	4,307
マレーシア	224	539	248	609	199	560	251	658	294	709	262	651
香 港	192	422	195	461	218	580	190	510	205	514	206	494
イ ン ド	5	11	—	—	—	—	—	—	35	73	217	465
シンガポール	269	716	195	504	173	507	177	490	228	560	173	431
セイロン	45	94	62	119	45	90	37	78	30	67	186	396
日 本	146	323	51	99	64	144	105	216	128	283	154	328
生 産	—	—	7,834	—	8,177	—	9,279	—	10,034	—	—	—

(資料) Bank of Thailand Monthly Report, April, 1966, Stat. Sec. pp. 32-33.

(注) 生産はもみ(粳)の量である。

## (2) ゴ ム

ゴムは米につぐ第2の輸出品である。タイのゴムの生産は、1955年には約13

万トンであったが、1963年および1964年には約20万トンに増加した。これはマレーシアおよびインドネシアについて世界第3位にある。

ゴム栽培に利用可能な土地はまだ多く残っているから、現在の栽培面積は容易に2倍または3倍に増加し得る。しかし、新しい栽培地を開拓し生産を増加させるには陸上輸送を大幅に改善することが必要と見られる。

タイのゴム栽培面積は1964年現在で約350万ライ（140万エーカー）と見られるが、その約3分の1は古い、産出高の少ない樹で占められており、この樹を政府は植替えようとしている。

ゴム園は小規模なものが多いたがタイのゴム産業の特徴であり、平均20エーカー程度である。このような小規模農園のうち、8エーカー未満のものは54%を占めている。30エーカー以上のものは極めて少ない。<sup>(4)</sup>

年平均生産量は現在1エーカー当り400ポンドと見積られている。最近マレーシアで開発された新しいゴム樹は1エーカー当り3000ポンドの年生産量があるといわれるから、タイのゴム樹の低生産性と好対照をなしている。高収量のゴム樹の種子と苗木は植替や植付のためにタイに輸入されている。

タイの政府は数年前にゴム産業を改善する計画を作成したが、その時以来、多くの試験場、見本農場、苗床などがそれぞれのゴム栽培地域に建設された。その上に現在のゴム園を改良する目的でゴム植替法が1960年に制定され、この法律によって小農園主が植替できるようにこれに資金的援助を与えることが規定された。小農園主は植替をするときは植替面積1ライ当り1500パートまでの援助を受けられる。この金額は植替の作業の進行に従って段階的に支払われることとなっている。しかしこの法律の効果は余り期待されない。何故ならばゴム園の多くは余りにも小さいので、一方で生産を維持しながら植替をするということは困難だからである。

---

(4) Bangkok Bank Monthly Review, May/June, 1965, pp. 158~161. 以下の記述は本資料に負うところが大きい。

ゴムは主として **RSS (ribbed smoked sheet)** および **crepe** に加工される。全ての加工工場はゴムの生産地域、特に **Trang, Haadyai** でおよび **Yala** に集中している。タイの加工ゴムは主とし、**R S S**である。輸出統計によれば加工輸出ゴムの80%は**R S S**であり、20%はクレープである。すなわち、現在タイのゴム輸出量は約20万トンであるから、年間16万トンの**R S S**ゴムと4万トンのクレープゴムが輸出されている。

加工ゴムの生産者の大多数は同時に輸出者である。しかし、重要な輸出者でありながら自己の農園を所有していないものもある。これらの加工業者は南部全域にわたって支店を所有し、広範囲の活動を行ない、小さな **smoke room** とクレープ工場をゴム産地の殆んど至るところで経営している。タイのゴム加工業者は現在原料の不足に直面している。これは主として栽培者よりも加工者の方が急速に発達したからである。ゴムの世界市場価格の低下と国内原料ラテックス・コストの増加によつて加工業者の利潤マージンは縮少しつつある。クレープゴムをつくるためにインドネシアからスクラップゴムを輸入することを許可するよう政府に要請が出されている。

**R S S**の色は淡褐色または濃褐色であり、一般的に半透明である。半透明の度合はその純度と凝固に用いる酸の質の如何によって異なっている。

**R S S**は一般に6つの品質に格付けされる。すなわち、(1) **No. XI (Super Quality Ribbed Smoked Sheet)**, (2) **RSS No. 1 (Standard Quality Ribbed Smoked Sheet)**, (3) **RSS No. 2 (Good Fair Average Quality Ribbed Smoked Sheet)**, (4) **RSS No. 3 (Fair Average Quality Ribbed Smoked Sheet)**, (5) **RSS No. 4 (Low Fair Average Quality Ribbed Smoked Sheet)** および (6) **RSS No. 5 (Inferior Fair Average Quality Ribbed Smoked Sheet)** となっている。

(1)は最高級のものであるが、これは通常エステートで生産される。タイにはエステートがなく、その他若干の技術的理由によってタイではこの種の**R S S**を産出することはできない。

(2)は(1)より色や透明度でやや劣っているが、タイではこの種のRSSは生産高の約1%を占めているにすぎない。

(3)はタイのゴム生産の約8%を占めている。

(4)はタイのゴム生産のうち量的には最も多く、40%を占めている。

(5)はタイのゴム生産の22%を占めている。

(6)はタイで生産される最低の品質のゴムに特に規定された格付であって、年間生産量の7%を占めている。

クレープゴムにも格付があり、(1) *pale crepe* (2) *thin brown crepe* (3) *thick blanket crepe* および (4) *smoked blanket crepe* に格付される。

(1)が最も高価であり、国際市場でも需要が大きい。しかしタイではこの種のクレープゴムの生産は現在は多くなく、将来も増加する見込みは少ない。何故ならばその生産には大量の純粹のラテックスを必要とし、このようなラテックスはタイのゴム園では供給されないからである。

現在生産される種類のクレープゴムは屑ゴムからつくられている。それらは(2)および(3)である。これらのクレープは品質は比較的よくないが、その生産は極めて利益が多いものである。しかし屑ゴムの供給が工場の生産能力に比べて十分でない悩みがある。

以上に見るようにタイのゴムの生産は量的には世界第3位とはいうけれども、質的にみれば最高級の品質のものは生産され得ないで低級な品質のものが比較的によく生産されているところに弱点がある。良質のゴムを生産しない限り、将来の国際競争に勝って輸出を伸長させることは困難ではないかと考えられる。

タイのゴム産業の組織上の最も大きな問題は栽培者と加工＝輸出業者との利害が完全に背離していることである。栽培者の多くは加工＝輸出業者に従属している。その結果として輸出業者の多くは世界市場価格が下落したときはその損失を栽培者に転嫁するが、世界市況が好転した場合にはその利益をもって栽培者に補償をしない。従って栽培者はその資金をゴムの生産に振向けようとする

る刺激がない。政府の補助のない限り、生産改善の効果が生産者に及ぶことはないであろう。ゴムの生産高は生産努力や資金の投入に比べて、最近数年間はむしろ低位に止まっているようである。

栽培業者を健全な財政的基礎の上におくためにこれを再編成することを政府が考えるべきときが来ている。栽培業を経営し、その産業の発展に責任をもつようなよりよい制度が考えられねばならない。マレーシアのゴム産業の例にならって、資金面の組織化のための手段としてタイでも会社形態を採用すべきではないかと考えられる。しかしこのような方法は有望な方法であるけれども、現在の小ゴム園経営に混乱を生ぜしめることはさげられないおそれがある。

タイのゴム産業は朝鮮動乱ブームによって無秩序に拡大され、それが小規模経営のものばかりであるために、生産性が低く、品質もよくなく、経営上にも欠陥が多い。タイのゴム産業が将来発展するためには何よりも生産性をあげることであり、そのためには、ゴム産業の再編成が必要であるが、このことはいうべくして実行はかなり困難のようである。

しかし、合成ゴムとの競争、他のゴム産出国における高収量品種の植替などによる生産性の向上を考えるとゴム産業の再編成合理化を行なわない限り、タイのゴム産業の将来の発展は困難ではないかと思われる。

第7表 ゴムの輸出と生産

輸 出	1957		1961		1962		1963		1964		1965	
	千 トン	百万 バート										
総 計	135	1,406	185	2,130	194	2,111	187	1,903	217	2,060	211	1,999
日 本	—	1	45	543	51	567	62	641	81	783	54	531
マレーシア	4	39	18	196	23	241	17	162	25	222	41	366
英 国	1	12	20	245	28	322	24	249	38	364	36	351
西ドイツ	2	29	21	240	19	203	23	223	23	216	26	239
アメリカ	120	1,268	46	488	44	469	33	337	14	133	7	66
生 産	136		186		195		198		211			

(資料) Bank of Thailand Monthly Report, April, 1966. Stat. Sec. pp. 34-35.

タイのゴムの生産と輸出は第7表に示すとおりである。生産されたゴムは殆ど全部輸出される。輸出の方が生産より多いのは、ストックの輸出によるものである。

最大の輸出市場は日本であるが、1957年まではアメリカが最大の顧客であった。

### （3） 錫

錫鉱は南タイ地方およびプケット島に産する。産出高は1962年より64年にかけて約2万トンであったが、1965年には2万6400トンに増加している。従来は全部が精鉱のまま、マレーシアのペナン又はアメリカに輸出されていたが、1965年より国内で精錬されることとなったので、同年7月よりは鉱石の輸出は低品質のものを除いて禁止されている。（\*米、タイ合併の精錬所が設立された）

錫は今後は主として金属錫として輸出されることとなるのであるが、錫の輸出の将来はどうであろうか、<sup>(6)</sup> 1965年8月にアメリカの食料品缶詰会社の **The American Can Company** が錫を用いない鋼板の缶の生産を間もなく開始するのであるということを声明したことによって錫産業に大きな衝撃を与えた。この新しい技術は旧来のハンダ付の継目の方法をやめて **cemented lapped seam** の使用を行なうこと、および、鋼板には錫の被覆を行わないで、独持の有機的なエナメル **"Bare cote"** で被覆するといふのである。この声明のような錫を用いない缶詰の缶が使用されることは錫の需要を減少させ、錫の価格を大幅に下落させるのではないかということが憂慮された。

**American Can Company** は新製品そのものについては殆ど公表しなかったが、この新しい技術の発明が錫の潜在的市場に及ぼす影響について興味のある情報を発表した。それによると会社はアメリカのビール醸造業者の需要の約25%を1966年末までに錫を用いない新しい缶に置きかえることを目標としている

---

(6) **Bangkok Bank Monthly Review, October, 1965, p. 259-261.**

ということである。この目標が達成されるならばアメリカの年間錫需要の減少は1200ロング・トンと見積られている。もしも1966年末までに全てのビールや清涼飲料の缶が錫を用いないものとなったとすれば、第一次金属錫 (**primary tin metal**) の消費の減少は約6200ロングトンと推定される。

1966年末までにビールの缶の25%が新しい缶に置換られるときには第一次金属錫の需要が1200ロング・トン減少するであろうと見積られているのは既述の通りであるが、この数字はアメリカの年間消費量 5万8476 ロング・トンと比べればかなり大きいものではあるけれども、ビールの缶の25%を新しい缶で置き換えるということは製造者自身が認めているように過大な見積りであって、1966年末までには達成される見込みはない。従って錫の将来は見かけほどは悪くはないようである。

錫の需給関係を見ると需要は供給を超過している。すなわち、国際錫協議会 (**International Tin Council**) の見積によれば1964年の世界消費量は16万6300トンに達したが、供給量は14万7100トンに過ぎず、1万9200トンの需要超過であった。また、1970年の錫の世界需要の見積は約18万4500トンで、生産量はトン当たり1100ポンドの価格で16万3000トンないし18万3000トンに達するであろう。従って5年後にも生産と消費の差 (需要超過) は存在するものと見られる。

世界の錫の消費は1958年に生産を超過しはじめた。主要な錫消費国、特にアメリカの錫使用産業は代用品、例えば **fibre compound**, プラスティック容器, アルミ缶など、または錫消費を節約させる技術例えば **electrolytic tinplate process** などを繰返し採用しようとした。1965年には日本の製鋼会社では錫に代って **chromic acid** を用いて鋼板をメッキする方法によって新しい缶の材料を發明している。

世界の錫市場はこれらの代用品や錫節約技術の開発という攻勢から生き残って来た。現在世界の錫生産国はその生産の増加に努力している。世界最大の錫生産国であるマレーシアは1964年に錫の精鉱6万トンを産出したが、これは前

年よりも1000トン余多く、1965年には6万2000トンを産出する見込である。鉱山の数も増加した。すなわち、1959年には417の鉱山が稼動していたが、1964年にはその数は900に達した。1965年10月現在では鉱山は1,006に達している。1959年に鉱山の雇用労働者数は2万1353人であったが、1965年3月末には3万9661人に増加した。タイでも1964年の錫精鉱の生産高は2万1635トンであって、これは1958年の生産高1万892トンの約2倍に達している。1965年には2万6419トンに達した。タイは現在マレーシアとボリビアに次いで世界第3位の錫産出国であるが、最近タイ湾の沿岸に新しい鉱脈が発見され、1966年より採掘が行なわれる予定と伝えられる。これが開発されればマレーシアに次ぐ産錫国になると予想されている。(Bangkok Bank Monthly Review, Feb. 1965, p. 50) ボリビアとインドネシアでは国内の政情不安にもかかわらず、錫産業は拡大されていると報ぜられている。

国際錫協議会（ITC）の統計によれば世界の第1次金属錫の生産は1964年1～5月において5万8400トンであったが、1965年の同期には5万8600トンとなっている。ブリキ製造業者達は新しい生産設備を設置しつつあると報ぜられている。アジア最大のブリキ製造国である日本では1965年1～5月に34万7000ロング・トンの生産高を記録したが、この分では1964年の総生産量71万2300ロング・トンを超過するものと予想されている。一方、アジア第2のブリキ生産国のインドでは現在能力を14万トンから45万トンへ拡充しつつある。

錫に対する需要の堅調はアメリカの国家備蓄の処分が増加しつつあることから認められる。この備蓄は世界の消費と生産のギャップを埋めるものである。1962年の備蓄の処分は1400トンであったが、63年には9325トン、64年には2万9093トンに増加した。1965年9月17日までの売却高は既に2万630トンに達している。錫の一般的需要は主としてブリキが缶詰生産物にとっては最良の容器材料であるということに基いている。錫の缶のよく知られた特質、例えば貯蔵期間の長いこと、内容物を熱冷乾湿等あらゆる気候において保存する能力があ

ることは現在までのところ、どの代用物にもこれに匹敵するものはない。アメリカから世界の他の諸国へ缶詰産業が急速に拡がって行くことと、錫の新しい使用分野を発見する研究によって、錫を用いない鋼板の缶 (tinless steel can) の出現は錫の消費に大幅の下落を生ぜしめることはないように思われる。以前の代用品と同じく、新しい代用品は錫の世界生産と消費の間のギャップを埋め合わせる「補助」assistance の一種として考えられるべきである。

世界の錫の生産と消費、アメリカの消費と備蓄の状況は次表のとおりである。(第8表の1, 2, 3参照)

錫の生産と輸出の状況は第9表に示すとおりである。1965年には64年に比べて錫の輸出数量が少ないのに金額では多くなっているが、これは65年よりタイ

第8—1表 世界の錫の生産と消費(千ロングトン)

年	錫 精 鉱		第 一 次 金 属 錫		
	生 産	ス ト ッ ク	生 産	消 費	ス ト ッ ク
1958	115.8	35.4	121.1	136.0	59.7
1959	119.2	36.7	114.0	148.1	63.5
1960	136.5	23.8	145.9	162.2	63.5
1961	136.5	24.6	136.5	157.5	56.5
1962	141.6	23.0	144.7	158.0	51.3
1963	141.4	19.2	143.1	160.7	46.7
1964	147.1	20.5	142.1	166.3	49.3

(資料) ITC Statistical Bulletin

第8—2表 アメリカの第一次金属錫の消費量(ロング・トン)

1958	1959	1960	1961	1962	1963	1964
47,998	45,833	51,530	50,288	54,602	55,209	58,476

第8—3表 アメリカの国家備蓄よりの錫の売却量(ロング・トン)

1962	1963	1964	1965 (9月まで)
1,400	9,325	29,093	20,630

(資料) ITC Statistical Bulletin

第9表 錫の輸出と生産

輸 出	1957		1961		1962		1963		1964		1965	
	千 トン	百万 バート										
総 計	18	531	18	617	20	685	22	741	22	962	21	1,166
マレーシア	17	492	13	429	13	457	13	448	12	563	9	465
アメリカ	—	—	—	5	—	3	—	—	—	—	3	267
オランダ	—	—	2	81	4	130	4	127	7	271	4	196
ブラジル	—	12	1	32	2	62	2	90	1	53	1	53
日 本	—	10	1	21	1	21	1	30	1	27	1	28
生 産	18		18		20		22		22		26	

(資料) Bank of Thailand Monthly Report, April, 1966, Stat. Sec. pp. 36-37.

の国内で錫の精錬が行なわれ、金属錫が輸出されるようになったからである。金属錫は主としてアメリカへ輸出されている。錫精鉱はマレーシアへ主として輸出されていたが、65年7月より低品位のものを除き、精鉱の輸出は禁止されていることは既述したとおりである。

#### (4) チ ー ク

チークは米、ゴム、錫とならんで、タイの重要輸出品であったが、過伐や火田農法によって生産は低下している。1957年には18万8000立方メートルであったが、1964年には14万3000立方メートルへと低下している。(1965年には16万1000立方メートルへと多少の増加を示している)

輸出も1957年には7万5747立方メートルであったが、1963年には3万2215立方メートルと半分以下に低下した。1964年には4万490立方メートル、1965年には4万5172立方メートルと幾分増加を示しているが、輸出品としての重要性は新しい輸出品であるとうもろこし、タピオカ、ケナフなどに比べて著しく低下している。

チークの生産と輸出は第10表に示すとおりである。ゴムや錫と異なり、生産

第10表 チークの輸出と生産

輸 出	1957		1961		1962		1963		1964		1965	
	千 C M	百万 バート										
総 計	76	262	65	252	40	170	32	137	40	179	45	201
イタリヤ	—	—	1	1	1	3	1	3	4	19	11	53
デンマーク	14	57	15	59	10	37	6	22	6	26	7	24
西ドイツ	2	8	2	9	2	10	2	8	3	16	5	23
イギリス	12	52	12	59	1	7	1	6	3	17	4	19
アメリカ	2	11	3	21	4	27	3	18	3	18	3	19
日 本	1	5	2	9	2	12	2	11	1	7	1	7
生 産	188		106		123		144		143		161	

(資料) Bank of Thailand Monthly Report, April, 1966, Stat, Sec. pp. 40-41. 62.

に対する輸出の割合は比較的小さい。主要輸出先はイタリア、デンマーク、西ドイツ、イギリスなど欧州諸国である。

#### 4. 新商品の輸出の現状と将来

##### (1) とうもろこし

タイのとうもろこしは輸出商品として最近急速に増加した品目である。タイのとうもろこしの輸出が急増したのは日本の技術指導による増産を背景としたものであり、いわゆる開発輸入の成功した例である。

とうもろこしは日本では養鶏用混配合飼料として需要が大きい。またとうもろこしは米作に比較的不適な東北部地方に産するので土地利用の面からいっても有利である。

タイのとうもろこしの生産は1950年にはわずかに2万7000トン程度であったが、1955年には6万8000トン、1960年には54万4000トンに増加し、1965年にはついに100万トンに達した。輸出量も1950年には1万2000トンであったが、1955年には7万6000トン、1960年には51万5000トン、1964年には111万5000トン、と100万トンを突破したが、1965年には81万2000トンへと多少減少している。

しかし、この数字で見てもいかにもろこしの生産と輸出が急激に上昇したかが理解されるであろう。

然らば将来の生産と輸出はどうであろうか、どのような点に問題があるかを探ってみよう。

生産の問題点としては次の点が挙げられている。<sup>(1)</sup>

(1) タイでは一部地域に広く慣用をみている原始的焼畑農耕によって、とうもろこし栽培が行なわれているが、それは適当な輪作形態をとらず、また転々と耕地を移動させるという不確定な生産状態にある。また定着農耕では連作方式によっているが、この方式を続けた場合、現在までの著しい増産がピンチにおちいるであろうとの見解が行なわれている。

とくに技術上の問題としてとうもろこしは地力消耗作物であるという生態学的な問題がある。

(2) 生産費についてはわずか2～3カ月間に労働的にはきわめて粗放でおこなわれているので問題が少ないとするが、ただ生産者価格の安定が可能かどうか、この条件の先決が必要であるとされている。この価格条件を解決する手段として、とくに緊急に品種改良をはかるべきであるとされている。

タイ国で現在栽培されている品種は在来の濃黄色の小粒フリント系品種およびやや大き目のグワテマラ種の2つであるが、今後は試験研究の拡充と試験場で育成した優良品種を統一的に採用することに大きな望みが托されている。

次に流通面での問題であるが、輸送の半分は曳船で（1隻当り30～50トン程度のを5～10隻連結して）運ばれるが、他にトラックや貨車輸送のものもある。貨車輸送のものは到着駅のバンコック駅から倉入れするまでに経費がかさむので敬遠される状態である。

倉庫は産地には適当な施設が見当たらない。とくに雨季中に収穫したものは取引上腐敗、欠斤の危険負担が大きく、これが相場の変動を大きくし、かつ取

---

(1) アジア経済研究所編「アジアの飼料産業」, 1962, pp. 193-194.

引の円滑化を阻害することとなっている。

保管施設の不備についてはタイ国政府もこれを重視し、最近小規模ではあるが、政府の公共機関倉庫としてサラブリに乾燥施設に併置した倉庫を設置したが、今後の充実に期待がもたれている。

バンコックでは保管設備は産地に比べれば格段に充実しているが、しかし、その規模が小さく、燻蒸、乾燥などの施設を欠き、さらに輸出米との保管業務区分が明確に分離、確立するに至っていないなど問題が多い。

輸出業者の問題では最近とうもろこしの輸出が活潑化するに及んで自由競争の行過ぎが生じて、下積みや不良品質のもの売込みが多くなって紛糾を生じる場合が多い。これについては売買双方の側で組合を結成し、安全取引の方式を協議し、相互に、自主的に不当な契約や売買行為が行なわれないよう協定し、協同の契約形式を作成するなど、行過ぎた競争による不当取引は是正されることとなったが、しかし、タイ側には零細な業者が多く、資金的にも、また保管などの施設の面で安定した取引がのぞみ得ない事情があるので完全な解決にはなお時日を要する。

最後に輸出検査の問題であるが、水分含有量、異質物混入などは十分に注意せねばならない。さらに欠減の問題にも十分に気をつける必要がある。欠減の問題は水分含有量の変化、品質の変化のいずれによるかの究明はされていないが、とにかく、商取引上のガンとなっていることは争えない事情である。

日本のとうもろこしの需要は300万トン以上と推定されるが、国内産は僅かに5万7000トン(1965年)で、殆ど輸入に依存している。1965年の輸入量は294万9200トンでそのうち約7割の201万8000トンをアメリカから輸入しており、タイからの輸入はアメリカに次いで2位にあり、56万980トンに達している。<sup>(2)</sup>

日本の需要は畜産振興策によって今後も上昇するであろうが、市場を維持するためにはアメリカや南アフリカ共和国、アルゼンチンなどと競争せねばなら

---

(2) 1965年通商白書各論 p. 182.

第11表 とうもろこしの輸出と生産

輸 出	1957		1961		1962		1963		1964		1965	
	千 トン	百万 バート										
総 計	64	74	567	597	472	502	744	828	1,115	1,346	812	980
日 本	36	40	405	426	229	237	453	496	845	1,010	566	672
香 港	3	4	44	47	103	111	112	218	108	133	82	105
シンガポール	10	11	82	87	92	101	79	91	74	93	82	102
生 産	137		598		665		858		935		1,000	

(資料) 輸出は Bank of Thailand Monthly Report, April, 1966. Statistical Section, p. 38.

生産は Statistical Yearbook of Thailand, 1963, p. 169. および上記タイランド銀行月報。

(注) 生産より輸出の方が多いのはストックの輸出による。

ない。またカンボジアなどよりも将来大幅に開発輸入が行なわれる見通しがあるので上述のような生産、流通、貿易上の問題点を解決することが必要である。

タイのとうもろこしの輸出状況は上表の通りである。生産の大部分が輸出されている。輸出先は日本が圧倒的地位を占めており、他に香港やシンガポールにも輸出されている。(第11表参照)

第12表 タピオカの輸出と生産

輸 出	1957		1961		1962		1963		1964		1965	
	千 トン	百万 バート										
総 計	99	138	443	446	401	423	427	439	739	653	732	686
西ドイツ	7	6	209	170	208	191	178	137	309	222	316	251
アメリカ	63	110	125	187	62	104	97	163	117	179	124	196
オランダ	1	1	41	33	93	86	81	63	146	103	233	179
日 本	1	1	9	8	8	11	15	24	64	64	19	25
生 産	418		2,026		2,077							

(注) 生産は Cassava の量。

(資料) 輸出は Bank of Thailand Monthly Report, April, 1966.

生産は Statistical Yearbook Thailand 1963, p. 168, 同書 1964, p. 186.

(2) タピオカ

タピオカは粉、ミール、チップとして輸出される。

輸出先は西ドイツ、アメリカ、オランダが主である。(第12表)日本への輸出は余り多くはない。ヨーロッパでは家畜の飼料に用いられている。

(3) ケ ナ フ

ケナフの輸出は1958年頃から増加し1958年には2万8000トン、59年には3万7000トンであったが、1965年には32万2000トンと飛躍的増大した。主要輸出先は当初はイギリスであったが、1962年以來は日本が首位となっている。

第12表 ケナフの輸出と生産

輸 出	1959		1960		1961		1962		1963		1964		1965	
	千 トン	百万 バート												
総 計	37	86	61	227	142	623	237	575	125	356	162	494	322	1,121
日 本		12		47		129		87		88				
西 ド イ ツ		12		27		32		46		37				
ア メ リ カ		2		3		11		45		24				
イ ギ リ ス		30		107		314		32		17				
生 産	50		181		339		134		221		303		370	

(資料) Bank of Thailand Monthly Report, April, 1966.

および Statistical Yearbook Thailand, (1963, p. 266, 同) 1964, p. 303.

(4) 砂 糖

とうもろこし、タピオカ、ケナフなどはいずれも生産の増加が輸出の増加となり、輸出の多様化に寄与して来たが、砂糖の場合は生産が増加したものの、輸出は金額では1965年にはかえって減少した。

砂糖の価格は変動がはげしいので世界市場で輸出を増加することはなかなか困難である。

第13表 砂糖の生産と輸出

	生産 (千トン)	輸出 (千トン)	(百万パート)
1961	150.0	1.5	2.7
1962	153.1	43.0	46.0
1963	125.0	52.8	121.8
1964	168.0	48.9	211.1
1965	320.0(6)	84.2	100.9

(注) (1)9月までの生産高

(資料) Bank of Thailand Monthly Report, April, 1966. Stat, Sec. p. 47, p. 68.

タイの糖業の問題は生産の面と輸出の面とに分けて考えられる。<sup>(3)</sup>

まず生産の面では甘蔗の単位面積当りの収量が低いことが指摘される。一ライ当りのタイの甘蔗の平均収量は5～6トンであるが、他の産糖国では14ないし15トンである。この理由は他国では耕作方法がすぐれていることである。キューバ、ブラジル、メキシコなどでは砂糖が主要輸出品目であるので、政府が砂糖の増産に力を注いでいるが、タイでは甘蔗は第2次的な作物であり、その増産には多くの努力が払われていなかった。

第二の問題はタイでは製糖 (sugar-milling) のコストが高いことである。その主要な理由はタイの砂糖工場の大多数は小規模であり、その使用する機械も旧式であるからである。その上に生産方法も非能率的でコストが高くつくばかりでなく、かなり多くの廃物 (wastage) が生じる。(歩留りは約8%と見積られ、台湾や沖縄の12%と比べて相当開きがある)

また旧式の機械を使用する結果として砂糖の品質が他の産糖国と比べてよくない。この点は輸出の面で重要な点である。タイの砂糖の純度は95.5%であるが、他国の第1級の砂糖は99.5%の純度をもっている。このように品質において劣っていることはタイの砂糖を国際市場で不利な地位におくこととなる。

タイでは砂糖の生産費が極度に高いので砂糖の世界価格が下落するときにはた

(3) Bangkok Bank Monthly Review, Feb./March 1965. に拠る。

だちに輸出に不利な影響をうける。タイの政府は輸出砂糖 1kg 当り2.20バートの補助金を与えている。それにもかかわらず、1964年12月にタイの砂糖輸出者の得た価格は1袋当り260バート（補助金を含めて）であった。これは砂糖の生産費以下のものであった。

タイの糖業振興のためには輸出補助金の増加、甘蔗栽培者に政府が最低価格を保証すること、政府による砂糖の買上げなどいろいろ意見が出されているが、根本的にはタイの糖業の生産性を向上させ品質の優れた、低い価格の砂糖を生産させることが必要である。そのためには甘蔗栽培者の技術を指導し、また製糖工場では近代的な機械を使用して、品質の優れた砂糖を生産するようにしなければならない。現在では世界の糖価が上昇すれば雨後の筍のように小規模工場が続々と設立されるが、これらの工場は良質の砂糖を生産する設備を有していないのが普通であるから、規模や設備が一定の規格に達しない製糖工場は許可を停止することが得策である。

要するに良質廉価の砂糖を生産し得ない限りはタイの糖業は輸入代替産業であり得ても輸出産業とはなり得ないのではないかと思われる。

## （5）その他

その他最近に輸出が急増した品目に鉄鉱石、冷凍えび、および「こうりゃん」(sorghum) がある。

鉄鉱石は1965年には72万トン（1億2360万バート）を輸出したが、これは前年の11万トン（1830バート）に比べて約7倍の増加である。

鉄鉱石は1960年には年産1万トン程度に過ぎなかったが、1961年には5万トンを超えるようになり、64年には19万トン台にまで増加した。増加のきっかけはタイ湾のサムイ島における日本技術の開発援助であり、タイは61年に初めて鉄鉱石を日本に輸出するようになった、小島サムイの鉱床はまたたく間に掘りつくされたが、その後南タイのナコン・シータマラート県のタラサ鉱山や中部

タイのカンチャナブリ附近の魴床が日本技術陣によって注目され、開発され始めたのである。<sup>(4)</sup>

冷凍えびは1965年には4,800トン（1億972万パート）を輸出したが、これは前年の3,400トン（6880万パート）に比べてかなりの増加である。

タイでは沿岸とくにタイ湾内における外国人漁夫の就業を1953年以来禁止して来たが、漁業開発を目的として59年から技術者として外国人漁夫の操業を認めるようになった。しかし外国人一般漁夫の就業は依然禁止している。同時に最近では冷凍倉庫の新設や動力漁船の増加、漁業調査船の充実など漁業開発に力を入れている。タイの漁業開発における日本の技術協力を見逃すことはできない。<sup>(5)</sup>

こうりゃん(sorgum)は1965年には5万5000トン（6180万パート）を輸出したが、これは前年の1万3140トン（1320万パート）に比べて著しい増加である。

こうりゃんのこの急増は日本の技術指導によって生産が急増したためであり、（通商白書1965年各論，p.182）今後対日輸出の増加が期待されている将来有望な輸出品であると考えられる。

## 5. 結 語

タイの輸出が上に述べたように多様化したことはもちろんタイの生産条件が多様化に適していたことによるものであるが、日本の経済技術協力の成果があつて力があることを見逃してはならない。近年輸出の急増した品目は殆ど全てが日本の技術協力と関係があり、それらが対日輸出を主とするものであることが注目される。

この結果、輸出市場としての日本の地位は著しく上昇した。すなわち、1957年には輸出市場としての日本の比重は約8%であったが、1965年には19%まで

---

(4) ジェトロ貿易市場シリーズ，No. 40 タイ（改訂版）1966年2月。p. 5.

(5) ジェトロ貿易市場シリーズ，No. 40 タイ（改訂版）1966年2月。p. 5.

上昇した。1957年には日本はタイの輸出市場としてはアメリカ、マレーシア、シンガポールに次いで第4位にあったが、1965年には諸国を凌駕して日本は第1位を占めるに至っている。

要するにタイの持つ潜在的生産可能性が、先進国（主として日本）の経済・技術協力によって輸出の多様化を実現したものと<sup>(注)</sup>いえよう。

（注） タイに対する援助額ではアメリカが圧倒的地位を占めているが、アメリカの援助は軍事的なものや、道路、港湾など基礎的施設に向けられたものが大きな割合をしめている。

（付記） 本研究は文部省科学研究費による研究の一部である。ここに付記して謝意を表すものである。

## 書 評

### G. ステューフェル著「社会勘定の体系」

能 勢 信 子

#### 1. は し が き

「社会勘定の体系」 Systems of Social Accounts (Oxford: at the Clarendon Press in the University of Oxford, pp. xiv+270, 1965.) は、著者ステューフェル博士が、1949年「所得および富の研究」にかんする国際会議の第1回総会に発表以来、不断に発展させて来た社会会計の勘定理論に関する構想を、中核をなす国民勘定・地域勘定綜合体系を中心として、体系的に綜合・統一した書物である。本書の扉に、「正しく配列された事実は、自らを物語るものであり、さもなければ、それは死肉と同様に死んだものである」<sup>(1)</sup>(The Social Framework, 1942, p. 3) というサー ジョン ヒックスの文章を掲げているが、この言葉が本書におけるステューフェル博士の方法上の出発点となっている。

本書は三部から成立っている。第一部は、社会会計（以下ステューフェル博士の言葉に倣ってマクロ経済会計という）の勘定構造およびその会計的アプローチの特徴を、極めて単純な体系からはじめて、順次全経済活動を対象とする包括的かつ複雑な体系を説明することに充てられる。

第二部は、基本的な経済活動を叙述する上での理想型と、統計技術・資料の制約がある場合利用できる現実型とを対照し、ついで特殊な勘定領域である投入産出勘定、所得勘定、金融勘定、資金循環表および地域勘定を、上記の国民

---

(1) J. R. Hicks, The Social Framework — An Introduction to Economics (The Clarendon Press in the University of Oxford, 1942), p. 3. 酒井正三郎訳「経済の社会的構造」6頁。

勘定・地域勘定の部分領域として説明する。第1部と第2部とは、「事実の正しい配列方法」のうちもっとも知的な方法であるマクロ経済の勘定の本質を説明する、いわば原理編に相当する。

第3部は、みぎのマクロ経済の勘定に記録される「取引の流れ」 **transation flow** の内容の概念規定と、その計算基準の詳しい説明に充てられている。

以下において筆者は、これらの3部を構成する各章について、もう少し立ち入って紹介し、最後に注目される若干の点を指摘したいとおもう。

## 2. 「社会勘定の体系」の梗概

### 1 第一部 会計の基本構造

第一部の目的は、(イ)マクロ経済会計の特徴と(ロ)勘定の基本構造とを示すことにある。第1の点について、第1章では、まず、なぜ会計的アプローチがマクロ経済学に必要なとされるかの理由を明らかにし、つづいて第2章以下で、おなじく会計的アプローチをとる企業会計とマクロ経済会計との相異を示している。さて、経済の仕組みを、集計的大市場相互の間の相関関係として観察するマクロ経済学には、マクロ経済の均衡理論と、マクロ経済の非均衡理論とがある。前者は経済がどの方向に動くかについて事前 **ex ante** に仮設を樹立する学問であって、ヒックスのいう「価値の理論」または「経済生理学」に属し、後者は発生した事象を事後 **ex post** にあるままに分析する学問であって、「診断の理論」あるいは「経済解剖学」に属している。そして、マクロ経済会計は、後者の領域に所属している。ところで、マクロ経済における集計的市場の間の関係を示す方程式は、「国民勘定恒等式」 **national accounts identities** とよばれる。この恒等式を、現実の数字をいれて表示する方法には、方程式、流れ図表、勘定および行列がある。会計的アプローチは、国民勘定恒等式に集約される一定期間における取引の流れ **transaction flow** を、(イ)明瞭、(ロ)一般的、(ハ)詳細、(ニ)正確に、そして(ホ)取引の流れの発端 **end** と終点(相手方)とを対応・明示す

るという効用をもつために、マクロ経済の非均衡理論にとって、最適の方法であるとして採用されたとステューフェル博士はいう。博士によれば、マクロ経済会計の表示形式には、勘定と、行列との両方がある。しかし、(イ)取引の流れの二つの発端を対応・明示し、(ロ)国民勘定恒等式に還元することが容易であるという点で、行列が、勘定形式を凌駕するものであり、そしてこの二つの事柄が、マクロ経済分析にとっては不可欠であるということから、行列はマクロ経済会計の基本的表示形式であると説明される。このことは、第1節および第3節で展開される企業会計とマクロ経済会計との相異のうちの一つのポイントとなる。すなわち、企業会計は、所与の取引者だけを対象とし、取引の流れを当該取引者の立場から記録するにとどまるに対して、マクロ経済会計の目的は、一方の取引者だけでなく相手方との関係を記録すること、すなわち取引の流れの両端を対象とすることにある。なお、企業会計では、取引者の取引によって生じる物の動き(例、商品販売に伴う在庫減)と請求権の動き(例、現金増加)とを同時かつ等価で記録し、これを取引の二面性というのであるが、マクロ経済会計では取引者と相手方の双方で記録されることを取引の二面性と考え、単一の取引者については、物の動きを記録せず、これの反面である請求権一般の動きだけが記録せられるのである。なお、この取引の流れと国民勘定恒等式とをつなぐ機能が要求されるマクロ経済会計においては、その表示形式が行列にならざるを得ないことが明らかであるが、企業会計では、通常の勘定形式で足りる。ある取引者の取引の詳細な分類・計上・表示をもってこと足りるからである。

つぎに、マクロ経済会計の基本的勘定構造を、最も単純なものから順次複雑なものへと展開するステューフェル博士の手法にしたがって見て行こう。

まず最も単純化された経済体制は、部門分割を行わない封鎖体制の経済である。その取引連関をできるだけ単純化して示すと、 $Y \equiv X$ ,  $X \equiv Y$  ( $Y$ ,  $X$  は国民生産, 国民支出) の組で表現できる。前者は生産物とその費用に関する恒等

式，後者は生産物の支払い，すなわち購買力と生産物の売りに関する恒等式である。この二つを、「封鎖体制のための二勘定モデル」と呼ぶ。そして生産に関する恒等式，支出に関する恒等式は，それぞれ生産勘定，資金勘定の会計方程式となる。この勘定を行列で表示すれば，第1表が得られる。ちなみに，この表において，主対角線上の項目（斜線の部分）が空白であることは，当該取引が統合により相殺されていることを意味する。

第 1 表

	生産勘定	資金勘定
生産勘定		X
資金勘定	Y	

このモデルの応用形が，オープンシステムのための二勘定モデルであって，それは第三章で示されている。ここで部門分割 **sectoring** の問題と，輸出，輸入という経済活動の処理および各集計値について国民的な概念（例，国民所得）と地域的な概念（例，地域生産物）との差異が生じること，また封鎖体制では取引者がすべて体制内に属するために統合過程で相殺される取引である主対角線上の項目（例，中間生産物  $P$ ，資金の流れ  $F$ ）が，部分的に記録計上されることを注目せねばならない。

国民勘定恒等式のいまひとつの単純化された型は，第四章において与えられている。それは，「封鎖体制のための三勘定モデル」とよばれ， $Y \equiv C + I$ ， $Y \equiv C + S$ ， $S \equiv I$ （ $Y$ ， $C$ ， $I$ ， $S$  は国民生産，消費，投資，貯蓄）の三つの恒等式を一組としている。第1のものは一国の生産活動を，第2のものはおなじく所得の処分活動を，第3のものは資産形成活動をそれぞれ示す。二勘定モデルの国民勘定恒等式とを比較すると，第1の恒等式については，その恒等式の右辺の細分化にはかならないが，二勘定モデルの支出恒等式は，三勘定モデルでは二つの式に分解され，所得の消費と貯蓄への処分および資産形成とその資金源泉である貯蓄が明示されていること，かくて二勘定モデルの国民勘定恒等式では示されない経済活動と資本ストックとの関連付けが行なわれていることが

理解できる。この三勘定モデルの国民勘定恒等式は、周知のケインズ恒等式と同一物である。なお、生産恒等式から生産勘定がつくられることは、さきに見たとおりであるが、所得とその処分に関する恒等式が所得勘定 **income account** の、また資産形成と貯蓄に関する恒等式が、資本勘定 **capital account** のそれぞれ会計方程式となる。この三勘定体系を行列形になおすと、第2表が得られる。表にある取引のうち、所得と消費とは取引の流れに属するが、貯蓄と投資は、取引主体自身の勘定のバランス項目、すなわち内部の簿記記入項目 **internal book-keeping entry** であって、正又は負

の何れかの値をとるから、第2表の行列では、それぞれ二つずつの区劃を設けている。

三勘定モデルが、第5章では、開放経済体制に適用される。国境を境に、取引の流れを分割し、当該国と外国部門とに分類して行列で示すと、開放体制の三勘定モデルの勘定体系が出来る。これは、一国経済における国民および地域生産、

国民および地域支出、国民および地域消費、地域と外国との中間生産物および資金の出と入り、資産形成を包括する勘定体系であって、「国民勘定・地域勘定の総合三勘定体系」 **three-accounts system of national and domestic accounts** とよばれる。この体系から、国民勘定体系 **national accounts** と地域勘定体系 **domestic accounts** をそれぞれ導き出すことができる。現在の慣行では、国民勘定・地域勘定の総合体系は作られず、国民勘定と地域勘定とがそれぞれ独立して作られ、両者の間に交流が存在しない。これに比して国民勘定・地域勘定総合体系は、その一般性と、この二つの特殊な体系とを統合できるという性質をもつ故に、ステューフェル博士は、マクロ経済会計の一般形式としてこの方式を推奨している。

第 2 表

	生産勘定	所得勘定	資本勘定
生産勘定		C	I
所得勘定	Y		
資本勘定		S	

なおマクロ経済会計の行列を現実の取引数値で表現する場合、独立に推計されることを要する取引の数が何箇あるかを示す一般式が、著者によって示されている。すなわち、いま  $i$ ,  $m$ ,  $c$ ,  $n$  をそれぞれ必要とされる独立の推計値の数、行列における勘定の数、統合勘定を求めるとき統合される勘定の数、流れを純計にしたためまたはバランス項目であることの結果空白となる区劃の数とすれば、

$$i = (m - 1)^2 - (c - 1)^2 - n$$

ちなみに  $m = a \times s$  で、 $a$ ,  $s$  は異なるタイプの勘定の数と部門の数をそれぞれ示すものとする。

以上の勘定モデルで示されるかぎりの経済活動は、通常社会会計で取扱われている。しかし経済活動は、これらの経常的な国民生産にのみ根ざす活動にとどまらず、他に、投機活動があること、すなわち、物価上昇または与件変化による、資産保有にもとづく資本利得の収得とその処分活動があることをわれわれは無視できない。この種の経済活動を示す勘定として、「投機勘定」**speculation account** がつくられ、また投機による利得が消費支出と貯蓄との一資金源となることを考慮して、生産勘定からの資金だけを収入源とする通常の所得勘定に、投機勘定からの振替項目を追加した「拡大された所得勘定」**expanded income account** が設定される。なお、一国の資産と請求権の状態を示す貸借対照表の期間的変動分は、実物的な資産形成（又は負の形成）と貯蓄を示すところの資本勘定に記録されつくすものではない。名目的な資産増価（減価）と対応物である請求権変化分とが、国民資本の期間的変動を部分的に形成するからである。そこで資本変動分全体を記録する勘定として、「貸借対照表変動勘定」**balance-sheet mutation account** をつくるのが、経済活動を、全面的に示す上で望ましい。かくて、生産勘定、投機勘定、拡大された所得勘定および貸借対照表変動勘定を、国民経済のために、また海外勘定をこれと関係ある外国経済のために設定した行列は、現在いまだ存在しないが、将来マク

口経済会計が記録するであろう取引の完全な表示の体系を示すものである。これは、第3表で示される。

第 3 表

		1. 国民経済				2. 海外
		生産勘定	技機勘定	拡大・所得勘定	貸借対照表変動勘定	統合勘定
1. 国民 経済	生産勘定			$C_{11}$	$I$	$P_{12} + C_{12}$
	技機勘定			●	$I^* + A^*$	
	拡大・所得勘定	$Y_{11}$	$Y^*$		●	$Y_{12} + T_{12}$
	貸借対照表変動勘定	●	$L^*$	$(S + S^*)$		$N_{12}$
2. 海外	統合勘定	$P_{21} + Y_{21}$		$C_{21} + T_{21}$	$N_{21}$	

備考 i A,  $I^*$ , L, N,  $Y^*$ , T は、それぞれ実物資産形成、金融資産形成、金融負債増加、金融的請求権の純増、資産保有にもとづく利得および移転を意味する。添字 1, 2 は国民経済と外国。

ii 斜線、クロス印、点は、統合にさいして消去される主対角線上の項目、取引がないため記入がない項目、記入の可能性があるので空けておく項目（例、 $-S$ ）を意味する。

## 第2部 部門勘定の体系

第二部の目的は、(i)国民勘定・地域勘定綜合体系の理想型式と、実践可能な諸型式とを対比すること、(ii)国民勘定・地域勘定綜合体系に包括される特殊の勘定から展開される特殊領域を説明することにある。まず(i)の問題は、第7章の「綜合型式」と名付けられた理想型と、第8章以下第10章までで示される現実諸型式によってなされている。この「綜合型式」詳しくは「完全に連結され

た体系の「綜合型式」の設計に、不可欠である条件は、ステューフェル博士によれば、つぎのようである。まず、(イ)一切の取引の流れの受取りと支払いの両方について、相互に「同一の分類」 **identical sectoring** がなされること、(ロ)「誰から誰へ」 **'to whom from whom'** の経路が明示されるように取引の流れを分類し連結すること、および(ハ)国民経済を少くとも企業、家計、政府に分類して、取引の流れを詳示することである。このうち、重要な(ロ)についてつけ加えると、「誰から誰へ」の基準は、ある種類の取引に関して、支払い側では、誰が誰から支払われ、受取り側については誰が誰へ支払ったかを夫々分類し、支払いの流れと受取りの流れの各の発端と終点とを対応させることにある。ところで、支払い側と支払い先 **destination** との対応、受取り側とこれの支払い元 **origin** との対応を完全につけることは、統計技術上容易ではない。もちろん取引者の行う取引の形態が取引者ごとに単一である場合、取引者相互の収入・支出の連結は、容易である。投入産出勘定は、この典型である。他方所得勘定のように、取引形態が複雑であると、上の基準によって取引の流れを連結することは困難となる。さて一切の取引の流れを完全に連結した体系が、データの照会上、また経済分析上、もっとも理想的であることは、容易に理解できる。ステューフェル博士の「綜合型式」は、資料の利用可能性の限界という現実の制約を克服した場合のマクロ経済会計の理想型を示している。その型式は第4表のごとくである。

理想的な綜合型式にひきかえ現実の社会会計の体系は、「誰から誰へ」の基準を充さず、支払い側は、誰が支払い **payables from whom** 受取り側は、誰が受取る **receivable to whom** だけを示し、支払い側について支払われる相手、受取り側については支払い元と連結しないのが通常である。ステューフェル博士は、実際に作成されている体系を、「非連結体系」 **non-articulated system**、「準連結体系」 **semi-articulated system**、「擬似連結体系」 **pseudo-articulated system** の三つに分けている。非連結体系とは取引の両端の連結を全然行わない体系で

第 4 表

		生産勘定			所得勘定			資本勘定			統合勘定 海外
		個人	法人	政府	個人	法人	政府	個人	法人	政府	
生産勘定	個人	斜線	$P_{12}$	$P_{13}$	$C_{11}$	斜線	斜線	$I_1$	斜線	斜線	$P_{10}+C_{10}$
	法人	$P_{21}$	斜線	$P_{23}$	$C_{21}$	斜線	斜線	斜線	$I_2$	斜線	$P_{20}+C_{20}$
	政府	$P_{31}$	$P_{32}$	斜線	●	斜線	$C_{33}$	斜線	斜線	$I_3$	$P_{30}+C_{30}$
所得勘定	個人	$Y_{11}$	$Y_{12}$	$Y_{13}$	斜線	$\Delta T_{12}$	$\Delta T_{13}$	●	斜線	斜線	$Y_{10}+\Delta T_{10}$
	法人	$Y_{21}$	$Y_{22}$	$Y_{23}$	●	斜線	$\Delta T_{23}$	斜線	●	斜線	$Y_{20}+\Delta T_{20}$
	政府	$Y_{31}$	$Y_{32}$	斜線	●	●	斜線	斜線	斜線	●	$Y_{30}+\Delta T_{30}$
資本勘定	個人	●	斜線	斜線	$S_1$	斜線	斜線	斜線	$\Delta N_{12}$	$\Delta N_{13}$	$\Delta N_{20}$
	法人	斜線	●	斜線	斜線	$S_2$	斜線	●	斜線	$\Delta N_{23}$	$\Delta N_{20}$
	政府	斜線	斜線	●	斜線	斜線	$S_3$	●	●	斜線	$\Delta N_{30}$
統合勘定		$P_{01}+Y_{01}$	$P_{02}+Y_{02}$	$P_{03}+Y_{03}$	$C_{01}$	斜線	斜線	●	●	●	斜線

備考 添字 1, 2, 3, 0 は、個人、法人、政府、海外部門を意味する。斜線、点、クロス印については第 3 表備考を参照のこと。

あって、資料の正確性の検証が不可能な伝統的型式であり、経済分析上大きい効果を期待できない。他方、準連結体系と擬似連結体系は、連結への努力を実践可能な範囲で進めた体系であり、就中、後者の意義は大きいとステューフェル博士はいう。準連結体系は、(i)集計値同志を連結させる、(ii)集計値に、内容を示すための部門別資料をつけその構成を示す、(iii)ただし部門別の構成要素については連結を行なわない、体系である。集計値だけではあるが連結化がなされる点で、非連結体系より一步を進めているのである。さて擬似連結体系は、

部門勘定にあたる「取引者勘定」transactor account と、財ごとに需給額を対応させて記録する「市場勘定」market account とをもっている。市場勘定は、活動別ではなく財の種類別に作られており、資料面の困難さが少く、また市場では財の需給の恒等が事後的に成立しているという想定から、借方・貸方両側の照合ができる。市場勘定は、取引の流れの一つの端となった取引者から市場勘定の借方（又は貸方）側にその取引を振替えることによって取引の流れの「誰から誰へ」の関係を一心切断し、市場勘定の貸方（又は借方）側から取引の流れの他の端をなす相手取引者の勘定に連結するところの勘定である。市場勘定は、フランスで用いられ、「透映勘定」screen account の名で呼ばれており、取引の流れを間接に連結する機能をもつ勘定装置である。理想型である完全連結体系に対して、擬似連結体系と準連結体系とは、いわばオペレーショナルな体系であるとステューフェル博士はいう。

(四)の特殊勘定体系の解説は、投入産出勘定、所得勘定、金融勘定、資金フロー勘定と地域勘定が、11章から14章にかけて説明されている。

#### i 投入産出勘定

地域生産勘定の産業部門別分割と、他の全勘定の統合とによって作られる投入産出勘定 input-output account は、一国の産出・投入の技術的連関を示す体系である。この作成原理と手順は、ステューフェル博士によれば、つぎのようである。まず、(イ)会計期間の地域生産領域について、最終生産物と、中間投入物・生産物とが、確認される。(ロ)生産勘定の部門分割の基準は、生産物の同質性にある。かくて産業部門は、他の領域にぞくするマクロ経済会計とはことなり、事業所基準で行なわれる。ただし事業所基準をとっても、各事業所が、主要生産物以外に副次生産物を生産することが通常であるので、「誰から誰へ」という分類上の要請を充すために、つぎの調正を要する。これは、(ハ)副次製品はこれを主要生産物とする産業部門にふりかえ、副産物を、当該部門の負の産出すなわちこれのみ生産する部門の負の投入・正の産出となるように振替える

処理である。(二)輸入品中競争財については、国内の同種産業の負の産出即負の輸出とし、これを外国の負の投入・外国からの輸出となるように整理する。(三)この外、消尽ベース、統一生産者価格評価の実施が不可欠である。現行のイギリス投入産出表は、上記の諸基準を完全にみたしてはいないので改善が必要であるとステューフェル博士はいう。

ii 所得勘定

国民所得の形成・処分・支出を部門別に示す勘定を所得勘定 **income account** といい、国民勘定の部門分割と、海外勘定の統合とによって作られる。

ステューフェル博士によれば、この体系は、マクロ経済会計のうち歴史が最も古いにもかかわらず、その現状は、ブルーブック方式を含め満足すべきものではない。マクロ経済会計の所得勘定を作成する基準は、(一)完全に連結された国民勘定・地域勘定総合体系を分割した体系であること、(二)分配分はいずれも要素所得概念の正しい把握に立ち、利子配当は正の、公債利子は負の要素所得として分類表示されること、(三)取引を発生主義によって確認すること、(四)所得および貯蓄の純計で表示すること、(五)所得の流れと移転 **transfer** の流れとを別記し、前者は詳細に記録する反面、後者は資本的移転であると経常的移転であると問わず合算して簡単に示すこと、(六)国民支出は、市場価格表示によるべきであり、かつ収支不一致分を支出側に表示すること、である。

現行の英国国民所得・支出に関するブルーブックの方式は、以上の基準をみたさないで改善が必要であるとステューフェル博士はいう。

iii 金融勘定

部門間の金融的債務を確定し、資産形成を示す勘定が金融勘定 **financial account** であって、国民勘定・地域勘定総合体系の資本勘定を部門分割し、他の勘定を統合することによって作られる。金融勘定は、その目的が投資の資金源泉と使途を詳示することにあるので、つぎの基準が必要となる。すなわち、(一)金融資産の形成分および負債の形成分を統合せず別記すること、(二)部門分割

は制度基準によって行い、不可欠の部門である金融部門（例、銀行部門）を独立させること、(i)勘定項目の設定については、国民貸借対照表のそれと一致させること、(ii)項目の評価は現在価値を基準とすること、である。ステューフェル博士の考える金融勘定は、現行のそれに比較すると、資産形成に融通するために貨幣化 *monetization* を行う部門と、他の部門の取引連関が示されることに特徴がある。なお博士によると、英国の金融勘定は、近年部門分割と金融資産の分類の技術面で進んだとはいえ、ある取引をその相手部門の勘定に識別できない項目もあり、銀行部門の現金発行額を全部追求せず、また中央銀行を独立部門としないなど、改善の余地をもっている。

#### iv 資金フロー勘定と地域勘定

経済単位の勘定の統合がなされることは、マクロ経済会計に不可欠である。しかしながら統合も度を越すと、重要なディテールを見失なわしめる。そこで、統合勘定の分解が、二つの方向すなわち資金循環分析と地域分析において行なわれている。

資金フロー勘定 *flow of funds account* は、全体的な資金フローの詳細を、金融的な取引の流れと金融的ではない取引の流れの両面に表示する目的をもち、アメリカのコーブランドによって試作がなされた。これは、英国には未だ存在しない。資金フロー勘定は、制度別部門分割がとられる。この体系は、非金融的な取引を「流れ基準」で、金融的な取引を「純増加基準」で計上しており、基準の混合がみられるので、会計的アプローチとしては未完成であるとステューフェル博士はいう。

地域勘定 *regional account* は、地域ごとに統合勘定を分割し、任意の地域の取引の流れから当該地域の経済活動を観察することを目的とする。英国のそれは、ディーン・ストーンモデル以外にはない。このモデルは、完全連結体系ではない。

他方、海外勘定の地域別分割は、バランス オブ ペイメント方式によって

行われている。英国のものは、余りに対象が狭く、包含する取引の範囲が狭いため、分析上の価値を損っていること、これと国民勘定体系との調正 **reconciliation** が望ましいことをステューフェル博士は指摘している。

### 第三部 勘定に記入される流れの内容

第三部の目的は、「マクロ経済会計に示される流れの正確な概念的 content の定義を与えること」(p. 193)にある。かくて、生産、資産形成および資本消費を確定することが、15章以下3章の課題となる。まず市場経済における生産活動の意義が、生活活動と区別されつつ16章で説かれ、これに関連して、生産活動と見做される農家の自家消費などの帰属 **imputation** の意義と方法とが明かにされる。つづいて16章では、固定資産形成の概念として、生産者の手中にある諸種の目的に充当される資産のうち回帰性をもち、かつ小額である資産を除く部分の年間増大分という定義が与えられる。これに関連して、消費者の耐久財購入、防衛用政府資産形成、天然資源の成長などを固定資産形成概念から除く説明と、当期の固定資産形成の評価基準を固定資産の購入価格プラス諸種の課税プラス運輸・配給・設置の費用とすることが示される。一般に資産形成は、勘定内部の簿記記入項目であって、取引の流れとは異なり経済主体による推計が不可欠であり、しかもこの数値が投資の算定のみならず利潤および貯蓄の計算の基礎となる。固定資産形成は、資産形成のうちとりわけ評価上困難が多いことをステューフェル博士は指摘する。うえの定義に対応して、17章では資本消費の定義と推計方法が示されている。まず資本消費とは、生産に漸次固定資産を使用した事実に基き、当該生産額からみぎの費用を控除するために各会計期間において当該資産は償却すべき価値をいう。

マクロ経済会計のための資本消費計算の基準は、博士によれば、(イ)企業家が当該固定資産を購入するかいなかの避択の基準、(ロ)情勢が一定である場合、当該資産を漸次償却して行く計画の基準、(ハ)情勢変化の場合に要求される調正方

式の三つを内容としている。(イ)については、当該固定資産のもたらす収益と資産保有に不可欠のコストとを現在価値に還元するため必要な利率、当該資産を用いることによって得られる生産量・販売量、当該資産除去時の推計スクラップ価値、修繕費、当該資産と組合される生産要素の価格等を認識することによって求められる。(ロ)は、経済的耐用命数、使用にもとづく物理的摩損、廃用、正常な、又は偶然的な損耗等の推定によって得られる。この(イ)と(ロ)とは、企業家の主観的予測を推計上不可欠の要素をなすものである。ゆえに、マクロ経済会計の資本消費計算は、純粋理論家の使用者費用の計算法——主観的方法——に属していることが明かとなる。(ハ)は、(ロ)において一定とされた情勢の変化——技術および効用函数の変化、価格変化、異常な資本損失等——に対する(ロ)への調整である。以上の三つの基準から、マクロ経済会計の資本消費計算が、企業会計の資本消費計算、たとえば直線法減価償却と全く異質であることが理解できる。またそれは、当該資産の現物形態での取替を意図するものでもない。いわばそれは、当該資産の稼働能力維持に立った主観的計算である。

他方、支出側の評価方法として、18、19章では、支出・所得一般が市場価格において表示さるべきことと、分配に関する流れの評価方法を述べる。ステューフェル博士は、所得を要素費用表示で行う伝統的方法が、現実から離れており、支出側との一貫性を欠くとして排撃する。19章では、支出面で疑義の多い項目である利子、配当、未処分利潤、個人業主所得を定義し、この所得諸項目の定義との関連において、消費者利子、公債利子および銀行サービスの帰属を説明し、現行のブルーブックシステムを批判している。

以上で、流れの内容の原理の説明が終るのであるが、なお実際計算上明らかにする必要がある基準として、地域所得・国民所得の画定に必要な「領土」の概念とその適用例(大使等の俸給など)を示すこと、および発生した取引を確認する方法と評価基準、結合して購入された物品についての取引者の確認方法等が残っており、これらは20章と21章で示されている。

### 3. 本書の長所と問題点

本書は、すでに見たように、マクロ経済会計を、基礎的勘定構造、勘定体系別分析、取引の流れの概念規定および計算法の三面から、統一的に展開した書物である。この三面は、いずれも従前から社会会計学者が、個々にその一角だけを追求して来た問題に相当する。ゆえに本書の対象が、きわめて包括的であることが、まず理解される。つぎに、これらの対象の処理の方法を見ると、第一部で展開される基本勘定を、二勘定モデルから四勘定二部門モデルにまで単純な体系から漸次複雑化を加えつつ **step by step** に示す手法と、ミクロ経済会計に対するマクロ経済会計独自の会計的特徴の説明とは、きわめて緻密である。第二部でなされる理想型すなわち完全連結綜合体系と、オペレーショナルな具体型の差の説明、特殊勘定の部門化たとえば投入産出勘定のそれにおいて、特定の会計基準を必要とするかの説明は、いずれも詳細かつ一貫性を持っている。とくに第二部の問題は、従来一般的取引モデルとその特殊形だけを経済理論の角度からスケッチする方法が、殆どであったこと、これは一見スマートでいて結局社会会計の本質理解には役立たないことを顧みると、本書の手法のすぐれた点が理解できるのである。最後に第三部は、ステューフェル博士自ら認めるように、その展開が第一部・第二部ほど完全ではない。マクロ経済会計の評価原理を展開する第三部は、理論と具体的計算例との間の説明が少く、説明不十分である部分もあり、追加的説明がなされることを希望する。

全体を通読して、まず感じることは、本書が、著者の20年ちかい努力の結実であることである。博士の基本的な発想法は、過去に発表された博士の論文の中に部分的に散見され、とくに未刊の *The grand design of macro-economic accounts* には、第1部第6章および第2部の発想のアウトラインがみられる。しかしながら本書の特色は、社会会計の諸問題の全体を網羅しながら、しかも密度ある組立てを行ったところにあり、こうした体系化のための非常な努力が

投入されたことが予想される。筆者は幸いにもオックスフォード大学において、ステューフェル博士の御好意により博士の全論文を見る機会を得たのであるが、その際には、本書のように壮大な体系が創られようとは全く予想し得なかったのである。この高度の総合性と包括性が、本書の第一の長所である。

第二の長所は、とくに第1部と第2部で発揮されるように、論述が論理的、かつ体系的であること、および論題どおり社会会計の書物であることである。社会会計に関するおびただしい論述があることは周知であるが、基本的な勘定、応用形となる体系、取引の流れの処理法を一貫して体系立てた書物は少く、多くの経済学者側の説明か、会計学者側の説明かに終るのが通例である。本書は、社会会計（博士のいうマクロ経済会計）に関する本格的な最初の書物であるといえよう。

第三の長所は、この書が、図式を有効に用いるとともに、豊富な資料を駆使していることにある。かって OEEC 国民勘定部長であった実践家としてのステューフェル博士の武器は、各国の実際のデータの長所・欠点を知りぬいていることで、それは、第3部と第2部でのブルーブックへの批判、OEEC 標準国民勘定への批判となって現われている。

かように卓越した本書にも、問題がないわけではない。その第1点は、著者の文体および論述を進めて行く方法が、やや難解であることである。屢々説明を省略した箇所もあり、初学者には手引きとなる注があることが望まれる。この点は、一つには本書が、社会会計の専門書であって、そうした知識を前提していることから、やむを得ない欠点であるともいえる。

第2点は、本書には、社会会計をめぐる論争の紹介および、これへの著者の見解の呈示はなく、またこの体系の将来の利用方法に用する展望——とくに経済学の趨勢をふまえての——がない点である。たとえば、はじめの点は、国民所得会計を例とすれば、国民所得の概念規定についてわれわれは一連の論争史を持っているのであるが、こうした問題へのアプローチはなされていない。ま

た第2の点についていえば、社会会計の利用とくに応用経済学での役立ちに対するヴィジョンを示すについて、著者はきわめて抑制的であって、社会勘定の経済成長モデルや、統合モデル等を次々と提起するケムブリッジ大学のR・ストーン教授の方法とは、対照的でさえある。本書は、急激な刺激を与える書物ではなくきわめて冷静な論述であって、タネ拾いないし手引きを期待して本書を読むせい急な読者には、冷水を浴びせるものと思われる。

第3の点は、やや説明と展開が冗長であることである。これは第1点で指摘した文体の侮濼さとあいまって、本書の通読をやや努力を要するものとしている。ただし、かのバルザックの傑作「絶対の探求」を読むとき序章の語り口の冗舌に耐えられない読者がこの傑作を読了する機会を失うと同様に、本書とくに第一部の侮濼さに耐えることのできない読者は、社会会計の一般体系をマスターする機会を永遠に失うものとなるだろう。それ故に、著者の独自の展開方法をまず十分に会得した後に、本書を精読することが、本書理解に有効であると思われる。

以上指摘した諸点は、いわば望蜀というべきもので、ヒックスのいう「事実の正しい配列法」を体系化した本書の壮大さを決して傷つけるものではない。

# 研究会記事

## 所員研究会

第 19 回 (昭和40年12月15日)

### 沖縄の社会経済事情について

小 野 二 郎

本報告は、昭和40年度文部省夏季認定講習会に参加した機会に得た若干の資料を手掛りにして、最近の沖縄の印象をまとめたものである。

まず、沖縄をみると、忘れてならないのは、戦争の被害と、それに続いて早くも昭和21年春から始まった占領政策——沖縄を重要な第一線基地とみなし、本土とは異なって軍の直接統治下においた——とである。前者は、沖縄住民の戦争拒否の願いをより強固なものとし、本土の経済援助を要請する大きな動因となっている。また後者は、米国の対中共政策の一環として採られてきたものであり、土地収用、通貨としてのドルの採用など、沖縄経済に重要な影響を与えている施策も、またこの基本的な思想から出てきていると思われる。

つぎに、誰しもが指摘するところであるが、沖縄住民の生活水準は、日本本土に比して低いといえる。また、その所得の20% (直接には12~14%といわれる) が米軍基地からもたらされるものであることからみて、可成り不安定なものと思われる。そして、島内にしっかりした第2次産業のないことが、これについての見通しを悲観的なものとしている。

しかし、対策が皆無なわけではない。近年発展した保税工場地帯 (Trade Zone) は、カメラ、グローブ、トランジスタ・ラジオなどの軽工業の成長に一筋の曙光を与えるものであり、観光を中心とする第3次産業も大いに合理化の余地を残している。そして、教育によるマン・パワーの開発も期待されるべきことの1つであろう。経済援助あるいは個々の投資を通じて日本の政府・経済界の果すべき役割は極めて大きい。それが成功し、住民の生活水準が上昇し出したときに、始めて沖縄の社会経済は安定すると思われるのである。

## 国際経営とトップマネジメント

——中南米をみて——

米 花 稔

メキシコ、アルゼンチン、ブラジルなど、中南米の工業国においては、欧米各国の企業が、工場を設置して、それぞれの国の工業化政策のなかに入って、事業活動を営んでいる。欧米企業は、ひとり中南米に限らず、世界各地で海外投資のもとに工業活動を展開している。

このような現象は、とりわけ第2次戦後顕著になっているが、そのことはおのずから、このような海外企業のためのいわゆる国際経営についての経験を蓄積しつつ、その成果を漸次示しつつあることになるのである。

これに対して、わが国の場合、近年わずかに東南アジアとブラジルにこのことをみるにすぎない。それらの企業体は大きいけれども現地での事業自体は、その規模は大きくない。当然の過程であるけれども、欧米各国に比較して見劣りせざるを得ない。

しかもこのことは、このような外見上の問題の背後にある国際経営に関する経験上の問題さらにはそのための十分な研究の展開という問題についても、わが国の場合きわめておこなっているということと関連する。

中南米のわが国企業は、未経験の分野にむかって努力と工夫をかさねているのであるけれども、なにより海外企業についての経営理念なり経営の基本的考え方から、海外経営についての管理上の特殊性などについて、十分な研究が必要であることが痛感せられる。中南米における欧米企業、わが国企業の実態にふれることによって、これらの点について強く印象づけられたのである。

わが国の貿易の将来のあり方、中南米における海外企業の現在の動向、これらの国の国産化政策からさらに輸出振興に転じつつある現在の問題、これらと関連して、わが国の国際経営として、研究をつみかさねねばならない諸問題、これらをこの報告において指摘した。

第 21 回 (昭和41年 3 月22日)

## プリヴァティゼーションについて

岡 田 昌 也

今日、西独において多大の関心を惹いているプリヴァティゼーション(以下、Pと略称)とは、公企業の私有への移転であり、それは、その際に、公的営利活動の制限を目指す経済政策的目標と、広汎な財産分散を達成せんとする社会政策的目標とによって基礎付けられている。われわれは、その重点の如何によって、Pを私有化及び民有化として把握する。そして、本報告においては、Pが次第に民有化と称するものに変化しつつある状況を、具体的な2つのケースによって実証せんとした。また、このケース・スタディーにおいて、ヨリ改善されたる民有化への姿勢を浮き彫りにせんとした。それは、今後のPをうかがい知るための足掛りとなりうるであろう。

尚、本報告の詳細は、拙稿「西独における国有企業の民有化」(神戸大学経済経営研究所・経済経営研究年報第16号〔I〕, 1966)その他を参照されたい。(1966. 7. 25)

第 22 回 (昭和41年 5 月11日)

## 法人税の改廃

渡 邊 進

木下和夫教授「法人税廃止論の根拠」(日本租税研究協会発行「租税財政論集第一集」所載)は、現行法人税制は種々の欠陥を包有しそれから多くの弊害がでているとし、法人税を廃止し、個人所得税と統合することによって、これらの欠陥ないし弊害を解消すべきであるという。そこでは5つの欠陥ないし弊害が挙げられ、それらが法人擬制説と実在説との「妥協」に由来するものであると木下教授はいう。

本報告はこの見解を批判したものであって、木下教授の論文で指摘されている5つの弊害のうち4つまでは、法人及び法人税を如何なる性質のものと解するかには無関係であると論じ、他面法人の利益の全部が直ちに配当等として処分されるものでないかぎり、法人の段階における課税即ち法人税の必要は消滅しないと説く。

経済経営研究第17号（I）

第 23 回 （昭和41年 6 月29日）

## 1965-66年の海員ストについて

山 本 泰 督

海員スト前後における賃金体系の変化を中心として、海員組合の合理化運動への協力が、同組合の産業別単一組織を支える客観的条件を変化せしめつつあることを指摘し、あわせて海運業における合理化計画の進展と海員ストとの関連を分析した。

## 金融専門委員会

第 33 回 （昭和40年12月18日）

### 国際流動性問題の行方

名誉教授 田 中 金 司

最近の国際流動性論議についてはトリフィンとアンティ・トリフィンの方向に分類し、ファウラー発言にいたるまで論及しようとした。

第 34 回 （昭和41年 1 月29日）

### 国際通貨制度の基本問題

大阪府立大学 松 村 善 太 郎

1. フロー分析とストック分析
2. ドルの対外準備ポジション
3. 国際信用創造制度
4. 国際通貨制度のジレンマ
5. 過去の清算
6. ドルの地位の変化と I M F
7. I M Fを軸とする国際資金循環

第 35 回 (昭和41年 3 月 19 日)

## 金融政策の方向について

教授 新 庄 博

金融政策はイングランド銀行によって1844年ピール条例以後、発足したと考えられるが、当時は保証準備としての公債はほとんど一定だし割引手形は通常は割引市場で消化され、中央銀行の創出信用と必ずしも結びつかなかった。

金準備はかなり低い額に抑え過大になれば海外に出し過小になれば流出を防止するために割引政策を操作したのであり、国内の資金需要や経済成長を顧慮しての政策ではなかった。金融政策といってもそのような内容の通貨政策に止まっていた。

第一次大戦以後この状態が変わって来たが、Monetary Policy に対し銀行政策以外に財政政策が入ってきたのは30年代以後で特にアメリカが早かった。

しかし、そこでも尚、金融政策は金融資産の量に関する政策がほとんど資金フローに着目し、資金フローの調整が進むのは今後の課題であり、この方向の発展は必至であろうと思われる。

第 36 回 (昭和41年 4 月 23 日)

## 累積費用の概念と測定

神戸大学 能 勢 信 子

報告目的は、1. Dr Stuvell らオランダ系の学者によって開発された累積費用率の概念を明らかにし、2. これを日本経済とイギリス経済に適用すること、にある。

まず、ある生産物の累積費用とは、当該生産物の要素費用（これを非累積費用という）と、生産物の使用者費用に含まれる要素費用（これを中間費用という）の合計を意味する。累積費用率は、非累積費用の売上合計に対する比率である非累積費用率と、中間費用の売上高合計に対する比率である中間費用率の合計を、百分率で示した比率である。

累積費用率は、当該生産物の生産費を吟味することによって直接に計算せられる。こ

の計算を生産費累積計算という。この応用に、当該生産物に対する支出側から、最終需要が生産要素に与える衝撃を計算する方法がある。これを、生産使途別累積計算という。

以上の概念を、一般化して示せば、つぎのようである。

まず生産費累積計算について、いま、 $x_{ij}$  を産業  $j$  が産業  $i$  に支払う金額、 $y_{kj}$  を産業  $j$  が要素費用供給部門  $k$  (例、家計) に支払う金額、 $z_j$  を産業  $j$  の売上合計とする。収支

均等方程式は、
$$z_j = \sum_{i=1}^n x_{ij} + \sum_{k=1}^m y_{kj} \dots\dots\dots(1)$$

$p_{ij} = x_{ij}/z_j$ ,  $q_{kj} = y_{kj}/z_j$ ,  $r_{kj} = z_{kj}/z_j$  とすれば、

$$\sum_{k=1}^m r_{kj} = \sum_{i=1}^n p_{ij} + \sum_{k=1}^m q_{kj} = 1 \dots\dots\dots(2)$$

(2)式における  $r_{kj}$  は、 $j$  産業における  $k$  の非累積部分と累積部分の合計にひとしくなければならない。すなわち、

$$r_{kj} = q_{kj} + \sum_{l=1}^n r_{lj} p_{lj} \dots\dots\dots(3) \quad \begin{matrix} j=1, \dots, n \\ k=1, \dots, m \end{matrix}$$

ここで  $l$  は、 $j$  に中間生産物を供給するすべての産業を意味する。

(3)式は、マトリックス表示では、

$$R = Q + RP \dots\dots\dots(4)$$

$$Q = R(I - P) \dots\dots\dots(5)$$

$$\therefore R = Q(I - P)^{-1} \dots\dots\dots(6)$$

ただし、 $R = (r_{kj})$ ,  $Q = (q_{kj})$ ,  $P = (p_{ij})$ ,  $I$  は単位行列。

つぎに、使途別累積計算について、任意の最終需要  $k$  が、産業  $i$  に支払う代価を  $W_{ik}$ ,  $k$  が全産業に支払う代価合計を  $T_k (= \sum_{i=1}^n W_{ik})$ ,  $w_{ik}$  を  $T_k$  に対する  $W_{ik}$  の比率とする。さらに、 $k$  に向けられる財の要素費用  $j$  に関する累積費用率を  $s_{jk}$  とする。

$$s_{jk} = \sum_{l=1}^n r_{jl} w_{lk} \dots\dots\dots(8) \quad l=1, \dots, n$$

ちなみに、 $w_{lk}$  は  $k$  に供給する全産業  $l$  の  $\frac{W_{lk}}{T_k}$  の合計を意味する。いま、第1の生産費累積計算をこの計算に導入するために、 $S = (s_{jk})$ ,  $R = (r_{kj})$ ,  $W = (w_{lk})$  とすれば、

$$S = RW \dots\dots\dots(9)$$

(6)式を(9)式に代入すると、

$$S = Q(I - P)^{-1} W \dots\dots\dots(10)$$

この(6)式、(9)式を、日英両国の産業連関表によって具体的に計算することができる。結果は、以下のごとくである。

第一表 日本産業における平均累積費用率（1955年） 1000分率

	輸 入			純 間 接 税			賃 金			利 潤		
	D	I	T	D	I	T	D	I	T	D	I	T
平 均	57.0	59.1	116.2	28.5	26.3	54.7	161.2	177.0	338.1	161.3	251.1	413.4
D・Tの相関係数	0.921			0.983			0.831			0.823		
D・Iの相関係数	-0.162			0.003			-0.136			-0.531		

	減価償却費			調 正 項 目			付 加 価 値			合 計		
	D	I	T	D	I	T	D	I	T	D	I	T
平 均	35.5	47.8	83.4	-2.1	-2.3	-4.3	384.6	560.9	885.4	441.6	558.4	1000
D・Tの相関係数	0.900			—			0.516			—		
D・Iの相関係数	-0.174			—			-0.871			—		

第二表 日本における使途別累積費用率

費用範疇	消 費	政府消費	在庫形成	民間固定 資産形成	政府固定 資産形成	輸 出	特 需	最終需要 合計
輸 入	72	31	101	71	50	143	71	76
純 間 接 税	78	26	56	41	26	50	55	64
賃 金	308	158	214	409	433	363	331	319
利 潤	439	211	504	389	270	439	464	410
減価償却費	80	38	71	61	58	90	74	74
調 正 項 目	C R 2	0.4	C R 8	C R 0.004	1	C R 10	0.02	C R 2
付 加 価 値	904	436	837	902	789	934	926	865

第三表 イギリス産業における平均累積率（1954年） 1000分率

	輸 入			純 間 接 税			賃 金		
	D	I	T	D	I	T	D	I	T
平 均	106.7	49.4	156.1	28.1	18.6	46.6	314.8	196.7	511.5
D・Tの相関係数	0.981			0.993			0.918		
D・Iの相関係数	-0.307			0.022			-0.422		

	粗 利 潤			最終購売者による販売			合 計		
	D	I	T	D	I	T	D	I	T
平 均	175.4	108.0	283.4	2.7	1.2	3.9	627	373	1000
D・Tの相関係数	0.936			-0.110					
D・Iの相関係数	-0.188			-0.160					

第四表 イギリスの使途別累積費用率

10000分率

費用範疇	消費	政府支出	固定資産形成	在庫形成	輸出
輸入	123.9	60.4	99.96	786.8	140.6
純間接税	97.3	22.7	28.2	156.1	44.8
賃金	389.7	288.8	589.1	1897.9	483.9
粗利潤	252.2	152.3	264.3	990.6	267.9
最終購売者の売戻	11.0	1.4	3.2	14.6	3.6

第 37 回 (昭和41年 5月21日)

## 最近のフランス金融理論と金融制度

神戸大学 石井隆一郎

### I 最近のフランス金融理論

最近のフランス金融理論の特色の一つは貨幣的均衡という概念である。パリ大学のジャム (E. James) 教授によれば、この貨幣的均衡は次の式により表わすことができる。

$$C + I + \Delta L = C + S + \Delta M$$

$C$  は消費,  $I$  は投資,  $S$  は貯蓄,  $\Delta L$  は流動的な現金の保有 (保蔵),  $\Delta M$  は新貨幣の流れ。

### II 最近のフランス金融制度

1. 1966年 1月25日の法令による銀行制度の改革
2. 1965年 9月23日のフランス銀行理事会の決定による中期信用制度の改革
3. 最近の貯蓄金庫と預金供託金庫
4. 最近の金融市場 (marché monétaire)
5. 最近の証券市場

第 38 回 (昭和41年 6月25日)

## 企業の設備投資行動の実態調査

神戸大学 家本秀太郎

市場占有率を主軸とし加速度原理や利潤原理は一つの希望的観測要因としてしか考え

ない日本の大企業の設備投資態度を、株式取引所第1部上場会社からのアンケートと1産業1社原則で直接インタビューしてえた実感とから結論的に体得した。このことはかねてから他のいく度びかの機会に見聞していたところと一致するものであり、共同研究者3人（家本・三木谷・大野）の共通の体験であった。欧米先進国の場合と著しく相違するものであり、製品価格の下落と資本コスト・賃金コストの板ばさみ、自己資本率や企業収益率の不当な低下の招来も、所詮はこの市場占有率の徒らなる競争から来るものであることを思うものである。

なお、設備過剰ないし生産過剰とともに需要不足の現状に関して、耐久消費財普及の産業連関的効果が戦後日本経済推進における有効需要の基本的原因であると考えて、耐久消費財普及の景気波動から今日の有効需要不足を説明し計量的に検証しようとする試みについては、上記の報告にはこれを加えることができなかった。

## 国際経済専門委員会

国際経済専門委員会は、アジア経済研究委員会と南北貿易研究委員会の二つの分科会に分けて運営されている。それぞれの分科会の活動状況は次のとおりである。なお、開催場所は経済経営研究所である。

### 1. アジア経済研究委員会

文部省科学研究費補助金（AA特定研究）による研究グループを主体とするアジア経済研究委員会は、以下のとおり開催された。

第3回（昭和41年2月5日）

#### 東南アジアをめぐって

片野彦二

## ブラジルの地域開発

米 花 稔

ブラジルは、いま1964年の革命政権から、一層工業化国産化をいそいでいるけれども、同時に東北伯を中心とする低開発地域と、サンパウロを中心とする工業化地域との格差是正にとりわけ熱心にとりくんでいる。

これは新政権によって設置せられた計画省の当面对策（1964—1966）とならんで、10カ年計画（1967—1976）の検討のなかで、この問題を強く位置づけつつあるようであり、その実施は、既存の東北伯開発庁（SUDENE）なり、開発銀行（BNDE）の機能を十分発揮せしめることによって進めようとしている。産業界においても、全国工業連盟がこれに多少とも協力しているようである。アメリカのブラジル援助も、民生の安定を重視して、レシフェを中心とする東北伯地域に援助の重点をおいている。

わが国で以前から注意せられているアマゾン地方についても、アマゾン経済開発庁を設置して総合計画を準備し、地元はその進展を強く要望しているけれども、現在のブラジルの地域政策は、資源開発の問題以上に地域住民の問題により強い関心をもっているのが実情である。

このような実情を思うとき、一国としての経済発展の能率的な推進と、国内の特定地域の不均衡発展の是正との、政策上の難しい問題に当面しているのは、先進国、後進国を通じて、世界共通の今日の問題であることが知られる。

## 2. 南北貿易研究委員会

南北貿易研究委員会は、昭和41年度文部省科学研究費補助金（総合研究）の継続交付（主査川田教授）をうけ以下のとおり研究会を開催した。

## ソ連の後進国開発援助

海 道 進

第 7 回 (昭和41年 4 月16日)

## 国際信用乗数と資金循環

則 武 保 夫

第 8 回 (昭和41年 5 月20日)

## ブラジルの経済開発計画の背景

西 向 嘉 昭

第 9 回 (昭和41年 7 月16日)

## 国際投融資の系列化

藤 田 正 寛

# 企業経営科定例研究会

第 178 回 (昭和40年10月13日)

## リースの会計問題

小 野 二 郎

周知のように、米国はいう迄もなく、ドイツやわが国でも、近年リースが次第に広く用いられるようになった。特殊な性格をもつ資本調達手段または保険手段（所有危険の回避手段）として企業経営上大きな役割りを果たようになってきているのである。

そして、このリースの量的質的な発展に伴って注目され出したのが、その財務諸表上における表示の問題である。

すなわち、財務会計上、リースが、リースした資産（賃借資産）とそれに伴って生じる年々のレンタル支払義務をどのように処理するかについては、大きく分けて2つの

方法が考えられる。第1は、その資産の賃借料を営業費——売上原価、販売費および一般管理費——に計上し、その契約が特に重要な意義をもつときにのみ、脚注または付属明細表を用いて当該資産の種類、賃借料支払額、契約期間などの要項を示す。第2は、賃借資産の価額を、契約以後每期支払って行かなければならない賃借料の現価に拠って測定し、これを賃借対照表上の借方貸方にそれぞれ資産・負債として計上し、每期賃借料を支払う度に同額ずつ、この資産を償却し負債をなし崩し償却する。

ところが、この一見単純に見える会計処理の差の中には、(1) リースを「資本化」しないことからたらされる財務諸表解釈の混乱、(2) リース表示のための脚注や付属明細表の形式、(3) リースを「資本化」したときの社会経済的な影響、(4) リース契約を会計上資産・負債として計上することの可否など、極めて本質的な問題が含まれている。

これらの解明は、現在の段階ではなお容易なものではないが、リースの利用が増大しつつある現在、その性格を明確に認識しておくことは重要であると思われる。

#### 第179回 (昭和41年2月16日)

## 米国における経営管理機構の発展とその背景

井上忠勝

米国における経営管理機構の発展を (1) 18世紀末から19世紀中葉にまたがる時代、(2) 19世紀中期から20世紀初頭にかけての時代、そして、(3) それ以後の時代の3期に区分して概説したものである。

第1期は、アメリカの東北部ニュー・イングランドを中心に産業革命が始まり、商業資本主義から産業資本主義への移行が進行し、工場制生産に基礎をおく企業が勃興した時代である。この時期には工場の出現に伴って労務管理および作業管理が新しい経営管理上の問題として登場したが、しかしこの種の問題の大半はいわゆる内部請負組織ないし内部請負人によって解決された。概して当時においては経営管理はいまだ企業経営者の常時専念すべき独立の仕事とはなっておらず、したがってまた明確な経営管理機構の発展も見られなかった。

第2期は、鉄道網の普及による全国的市場の成立を背景に、アメリカの資本主義が産業資本主義より独占資本主義へと移行し、主要産業においてビッグ・ビジネスの形成をみた時代である。すなわち、この時期においてアメリカの企業は、量的拡大の戦略、地理的拡大の戦略、さらに垂直的統合の戦略によって、巨大な多職能企業へと発展してい

ったのであるが、このような変化に対応して、まず作業現場においては内部請負組織が衰退消滅し、請負人とその配下労働者よりなる集団は崩壊した。そしてそれに代るべき組織として、各作業部門に対する中央の集中的な統制が可能になるような組織が形成された。それは中央に人事、訓練、技術、計画などの部門を設け、そしてこれらの部門に従来請負人が思いのままにしていた労働者の雇用、解雇、昇進、作業計画などの権限を付与した。そして各作業部門には請負人に代って職長を配置したが、彼は単に中央の指令および勧告の下に行動するところの一種の限られた監督者であった。

作業部門における管理の合理化につづいて、経営管理のより上位の階層における管理機構の整備が問題となった。すなわち、19世紀後期に成立した大企業は、地理的拡大の戦略によって、本拠を遠く離れた地方に多くの作業現場をもつにいたっていた。そこで全国各地に広がるこれらの作業現場の活動を計画、調整、評価する組織を確立せねばならなかった。またそれは、自社販売組織の創設や企業合同を通じて、主として1種類の最終製品の製造のための原料生産から販売活動まで、過程的に連続する諸職能を大規模に包含する一大多職能企業に発展しておった。そこでこれらの複数の職能を全体として管理する機構を發展させなければならなかった。そしてこの問題に対処する過程の中からいわゆる中央集権的職能別部門組織と呼ばれる管理機構が生れた。

ビッグ・ビジネスの成立は経営管理面に多くの新しい問題を提起し、それに対応する新しい管理機構の形成を要求したが、同時にまた新しい型の経営担当者、すなわち専門職業的経営者の擡頭を促した。この新しい型の経営担当者の特徴は、所有の故にはなく、経営管理能力の故に、大会社の経営管理を委ねられているところにあった。

第3期は、アメリカの資本主義と企業がさらに新しい発展をとげた時代である。これが要因としては多くのものがあげられるが、中でも重要なものは過去半世紀の間に次第にその速度を早めつつ進化した技術上の変革、とくに世紀転換期頃の電気と内燃機の発明と利用ならびに第2次大戦後においてとくに活発となった自然科学の産業への組織的導入であった。これらの技術変化は電機、自動車、電子などの新産業を生み、また化学、ゴム、石油などの伝統的産業に革新をもたらし、新しい資本財への投資を促進した。たしかに、技術的変革が進行する限り、経済は「成熟」を知らなかった。

大企業がこの新しい情勢に対応して採用した成長の戦略のうち、もっとも特徴的なものは多角化のそれであった。この戦略は企業内外に多くの影響を及ぼしたが、経営管理の面においてもまた重要な問題を惹起した。当時アメリカの大企業は中央集権的職能別部門組織をもっとも進んだ管理機構として採用していたが、多角化にともなる製品種類の増加（企業の関係する市場ないし産業の数の増大をともなるような製品種類の増加）

は、この管理機構にいろいろと問題を提起し、ここにこれに代るべきストラクチャとして、事業部制として知られる分権的な製品別管理機構の形成をみた。この機構がデュポン会社その他によって創出されたのは1920年代初期であったが、その後における多角化の進行にともなって、化学、ゴム、電気・電子、自動車・動力機、石油の諸産業における主要企業は、ごく少数の例外をのぞいて、事業部制を採用するようになった。

第180回 (昭和41年3月14日)

## 引当金の検討

渡 邊 進

企業会計では、引当金とは、将来における特定の支出に対する準備額であってその負担が当該事業年度に属し、その金額を見積ることができるものであると考えられており、商法では引当金は特定の支出又は損失に備えるために貸借対照表の負債の部に計上することができることとなっている。そこで本報告は企業会計上の引当金と商法上の引当金の異同を究明したものである。更に「損失に備えるための引当金」の例として商法家によって返品引当金が掲げられているが、果して返品引当金は「損失に備えるための引当金」であるかについて検討した。

現在のところ商法上の引当金の解釈については定説はなく、また企業会計上の引当金についても、その範囲計算方法について必ずしも見解は一致していないので、両者の側からする一層の研究が必要であると説く。

第181回 (昭和41年4月13日)

## 累積費用による産業分析

能 勢 信 子

生産費累積計算は、産業別に要素所得と輸入とがいかにかに形成されるかを分析する上で有効である。通産省「昭和30年産業連関表による日本経済の産業連関分析」の表を用い、 $R=Q(I-P)^{-1}$  を計算すると、つぎの表が得られる。

第一表 日本産業における累積費用率分率（1955年） 1000分率

第一表の付表

輸 入			純 間 接 税			賃 金			利 潤			減 価 償 却 費			調 正 項 目			付 加 価 値																							
D	I	T	D	I	T	D	I	T	D	I	T	D	I	T	D	I	T	D	I	T																					
業種係数	業種係数	業種係数	業種係数	業種係数	業種係数	業種係数	業種係数	業種係数	業種係数	業種係数	業種係数	業種係数	業種係数	業種係数	業種係数	業種係数	業種係数	業種係数	業種係数	業種係数																					
34	1	13	14	30	18	34	—	34	6	34	6	34	—	13	40	34	54	12	13	50	13	179	35	13	13	34	16	* 7	CR36	14	CR21	15	CR39	12	75	13	111	13	562		
30	2	30	16	4	27	35	1	13	10	6	18	35	—	34	54	13	77	29	24	34	89	12	198	34	34	16	35	36	15	CR32	7	CR20	14	CR37	18	120	34	164	6	584	
3	3	4	22	32	29	29	2	6	12	18	22	13	37	4	72	35	145	2	35	32	123	2	213	26	3	4	20	25	50	8	CR20	8	CR14	8	CR34	8	161	4	238	12	758
4	5	32	23	3	35	18	3	4	13	1	24	12	42	1	76	1	167	18	48	30	128	31	228	24	3	1	27	24	50	14	CR16	15	CR07	16	CR08	19	162	30	304	8	762
28	5	2	24	2	39	19	4	2	14	32	27	18	50	6	85	6	172	19	53	4	132	29	284	25	4	30	30	13	51	16	CR04	11	CR04	11	CR03	14	182	1	309	18	763
29	5	6	24	33	43	8	5	1	15	19	27	19	82	2	121	5	209	8	62	31	158	3	314	27	5	6	31	23	51	34	16	CR04	23	CR02	6	222	2	351	14	797	
32	6	1	29	34	49	32	6	18	19	4	28	5	82	30	125	18	216	14	68	3	172	6	339	28	5	31	33	5	53	25	35	CR02	27	CR02	21	237	31	354	19	832	
33	6	3	32	29	56	28	6	3	20	29	28	14	85	5	127	21	264	31	70	2	178	5	348	23	8	35	36	6	56	24	9	CR02	1	CR02	7	249	32	360	5	870	
20	7	33	37	1	60	14	6	32	21	8	31	6	87	31	129	19	281	5	74	35	186	14	349	10	8	3	37	28	58	13	1	CR02	9	CR02	15	248	3	361	15	871	
24	12	17	37	28	65	6	6	30	21	22	35	21	88	3	131	10	288	10	79	1	193	32	350	8	11	5	39	26	58	23	27	CR02	5	CR01	9	252	6	362	16	875	
25	12	5	39	31	67	11	7	20	22	11	35	1	91	18	166	8	314	28	86	12	198	22	375	20	11	33	41	30	60	5	23	CR02	6	CR01	10	252	35	413	21	877	
27	12	10	47	25	67	7	7	21	22	2	37	7	101	35	145	30	322	22	89	33	203	33	377	5	14	2	41	20	60	6	4	CR01	26	CR01	16	264	33	445	11	889	
19	13	34	48	17	68	1	9	19	23	20	37	8	103	10	150	14	326	26	96	6	235	8	377	16	16	32	41	27	60	28	2	CR01	20	CR01	28	280	5	482	22	904	
2	15	31	49	23	72	16	10	10	23	27	38	9	110	33	163	16	327	9	97	23	241	11	384	18	19	23	43	10	64	26	12	CR01	10	CR01	26	286	23	493	27	906	
22	15	12	49	9	77	22	11	22	24	24	39	15	111	32	175	25	346	6	104	17	249	26	385	12	21	18	47	18	66	30	33	CR01	33	CR01	27	323	17	525	26	907	
23	17	29	51	24	98	31	12	27	25	7	39	16	111	21	176	15	346	27	104	29	260	15	395	19	22	25	46	21	69	20	10	CR01	12	CR01	22	333	20	529	20	909	
31	18	16	52	35	81	24	13	29	26	28	39	25	127	20	181	20	347	21	107	11	268	27	396	21	23	21	46	16	71	27	20	CR01	2	CR01	11	355	11	534	10	913	
9	20	35	53	10	87	27	13	8	26	21	40	10	138	11	190	9	366	15	108	5	274	4	405	29	24	24	47	29	72	10	26	CR01	34		25	359	29	535	7	914	
26	20	11	53	20	91	12	13	24	26	3	41	26	142	23	185	7	366	11	116	20	277	23	408	6	25	29	48	8	74	18	6	CR01	25		24	377	24	544	35	919	
8	26	25	55	26	93	9	14	23	26	12	42	20	166	24	193	24	371	7	120	24	278	17	411	30	30	20	49	19	80	21	5	CR01	24		20	380	22	571	24	921	
35	28	23	55	27	94	4	15	17	27	30	43	24	178	17	197	17	385	13	129	25	279	25	418	22	32	11	51	1	81	29	34		13		5	388	25	574	23	928	
1	31	9	57	22	96	20	15	11	28	14	43	28	182	19	199	11	387	16	131	15	281	7	419	9	32	17	51	22	84	19	25		28		17	407	27	583	17	932	
17	31	21	57	11	111	15	17	12	29	9	44	17	188	29	200	26	390	25	139	22	286	16	428	11	34	22	52	11	85	1	24		30		29	409	18	643	21	933	
10	40	28	60	7	113	21	18	26	29	31	46	11	197	22	210	32	402	3	142	15	287	28	428	17	35	28	53	17	86	22	13		22		23	435	8	601	25	933	
7	44	15	65	21	123	3	21	9	30	17	48	30	197	8	211	23	402	17	162	26	289	9	440	13	38	26	55	4	90	17	28		31		13	451	16	611	28	935	
11	58	24	67	16	125	17	21	25	31	35	49	22	200	27	213	20	410	23	167	27	292	19	442	14	38	27	55	33	96	33	30		3		35	506	14	615	1	940	
15	64	7	69	15	129	30	22	7	32	10	50	27	201	16	216	28	410	33	174	16	297	18	457	15	45	16	55	9	104	9	22		32		33	512	26	621	29	944	
21	66	26	73	5	130	2	23	28	33	15	55	23	217	25	219	12	413	24	183	7	299	24	461	1	54	10	56	12	106	12	31		18		31	579	15	623	34	951	
16	73	22	81	19	168	10	27	31	34	16	58	32	227	28	228	27	414	20	188	8	315	20	465	33	55	19	58	15	114	2	3		19		3	604	21	640	9	952	
5	91	27	82	14	203	33	29	14	37	33	68	33	254	15	235	33	417	32	227	28	342	21	499	7	58	8	63	14	117	31	32		29		2	610	28	655	33	957	
14	112	20	84	18	237	23	43	15	38	23	69	3	297	14	241	4	424	4	273	9	343	10	512	4	70	15	69	2	118	3	18		17		32	611	10	661	2	961	
18	129	14	91	8	238	26	45	33	39	26	74	4	352	26	248	3	428	30	429	19	389	30	557	2	77	9	72	7	146	32	19		21		1	631	7	665	3	965	
12	193	18	108	12	242	25	88	5	43	25	119	29	358	9	256	31	495	1	477	21	392	1	670	31	131	14	79	31	164	11	29		35		30	671	19	670	32	971	
6	392	19	155	6	416	5	218	35	48	13	256	31	366	7	265	29	558	35	496	18	409	35	682	3	144	12	85	3	181	35	17		4		4	735	12	683	4	973	
13	424	8	212	13	438	13	246	16	48	5	261	2	474	12	371	2	595	34	787	10	433	34	876	32	151	7	88	32	192	4	21			34	787	9	700	30	982		

産 業	コード 番 号
農 林 水 産	1
石 炭・亜 炭	2
原 油・天 然 ガ ス	3
金 属・非 金 属 鉱 物	4
食 料	5
天 然 繊 維 紡 績	6
化 学 繊 維 紡 績	7
織 物・織 維 製 品	8
紙・パ ル プ	9
製 材 木 製 品	10
雑 貨	11
石 炭 製 品	12
石 油 製 品	13
化 学 肥 料	14
基 礎 中 間 化 学 製 品	15
最 終 化 学 製 品	16
窯 業	17
鉄 鋼 一 次 製 品	18
鑄 鍛 鋼 圧 延 鋼 材	19
金 属 二 次 製 品	20
非 鉄 金 属	21
産 業 用 一 般 機 械	22
精 密 機 械	23
産 業 用 電 気 機 械	24
民 生 用 軽 電 機 械	25
自 動 車	26
船 舶・車 輛	27
建 築	28
土 木	29
商 業	30
運 輸	31
電 力	32
サ ー ビ ス・そ の 他	33
ス ク ラ ッ プ	34
分 類 不 明	35

備考：D. I. Tは、それぞれ非累積費用率，中間費用率，累積費用率を意味するものとする。

第二表 1951年と1959年における累積輸入率と累積賃金率 1000分率

コード番号	M 1951	M 1959	W 1951	W 1959
1	39.6	60.2	129.6	193.2
2	42.3	30.3	477.7	496.6
3	60.9	36.8	411.1	336.9
4	63.0	23.9	443.2	438.8
5	117.3	96.2	152.8	230.2
6	564.8	459.7	143.0	182.2
7	116.1	125.7	332.9	301.9
8	340.3	244.6	533.3	323.7
9	106.1	93.4	331.1	338.5
10	56.6	101.5	287.3	287.8
11	220.0	138.8	337.9	331.9
12	234.9	312.1	343.4	341.3
13	470.9	352.9	102.7	48.1
14	201.1	185.3	295.3	335.5
15	177.1	149.3	317.0	330.7
16	101.1	119.1	326.5	314.1
17	90.8	73.5	415.3	367.5
18	256.8	285.2	312.3	200.0
19	188.2	187.4	365.4	269.6
20	135.2	99.0	391.1	343.7
21	165.5	237.3	294.3	251.7
22	115.2	102.8	445.6	371.2
23	70.1	80.5	468.8	423.4
24	99.6	94.5	446.5	396.7
25	103.5	68.8	443.2	248.1
26	110.6	113.4	441.0	374.0
27	107.0	108.3	438.2	398.6
28	70.1	68.0	367.7	375.0
29	71.8	64.1	328.6	440.6
30	29.2	16.6	296.5	350.9
31	80.5	73.1	530.4	458.2
32	53.1	38.5	484.3	325.3
33	63.4	42.1	327.8	385.5
34	150.1	65.9	275.4	78.9
35	145.9	50.9	205.9	123.6
平均	143	125	341	314

備考：M, Wは、累積輸入率、累積賃金率を意味する。

資料出所：通産省，昭和26年，34年産業連関表，同投入係数表，同逆行列表。

この表で注目できる点は、つぎの如くである。イ 非累積輸入率、累積輸入率は、石油工業が最高、サービス業では低い。ロ 非累積賃金率、累積賃金率は、石炭鉱業が最高、石油工業が最低。ハ 非累積利潤率、累積利潤率ともにスクラップ業が最高、石油工業が最低。ニ 一般に高度の化学工業では、非累積費用率が低く、中間費用率が高いが、第1次産業ではこの逆である。ホ 一般に、累積費用率と非累積費用率の相関係数は、大である。

なお、第二表は、日本の累積費用率の趨勢を輸入と賃金について計表した表である。数値の変化は、相対価格、交易条件、生産技術の各変化によるものであり、概して累積輸入率の方がより変動的であることが知れる。

第182回 (昭和41年6月1日)

## 合理的選択の理論と組織影響力の理論

——サイモン (H. A. Simon) 組織論の基本構造——

吉原英樹

この報告は、「メンバーの決定の合理性と組織」という観点からサイモンの組織論を捉えようとした試みである。報告は三つの部分から構成されている。

### 一 メンバーの行動の合理性と組織

ここでは、まず、サイモンにおいてはなぜメンバーの行動の合理性が組織にとって重要であると考えられているかが、明らかにされる。その理由は次の三つの命題で示される。

1. 組織は一定の目的を達成するために形成されている。
2. メンバーの行動の合理性は、彼の能力の制約のために不完全である。
3. 組織は、メンバーの行動の合理性のレベルを左右する最大の要因である。

次に、この三つの命題との関連から、サイモン組織論の課題が次の二つであることがみちびかれる。

1. 能力に制約をもつ現実のメンバーの合理的な行動の解明。
2. 組織がメンバーの行動の合理性のレベルに対してもつ効果の解明。

そして、以下で、この二つが展開されている合理的選択の理論と組織影響力の理論が

とりあげられる。

## 二 合理的選択の理論

まず、経済学や統計的決定理論などにみられる古典的な選択の理論の内容とその欠陥が明らかにされる。古典的な選択の理論の致命的な欠陥は、人間の能力の制約を理論構成上無視していることである。

次に、人間の能力の制約に注目した制限された合理性の原理と、これにもとづいて展開されている新しい合理的選択の理論が提示される。この新しい合理的選択の理論は、次のような特色もっている。

1. 決定の環境はリアルな情況の単純化モデルである。
2. 単純化モデルの形成過程の重視。
3. 意志決定過程のルーチン化の重視。
4. 意志決定は最適基準ではなくて満足基準に従ってなされる。

最後に、メンバーの決定の合理性のレベルをきめる単純化モデルが組織を通して形成されるということから、次の組織影響力の理論への関連付けがなされる。

## 三 組織影響力の理論

まず、サイモンの人間行動の分析メカニズムが明らかにされる。それは、決定と決定前提と影響力（インフルエンス）の三つの概念から構成されている。

次に、影響力の観点からは、組織がメンバーの決定にたいしてもつ効果が、フォーマル・インフルエンスの行使による決定前提の統御によってメンバーの決定を組織にとって有利な方向にコントロールすることに求められることが明らかにされる。

つづいて、合理的選択の理論の中核的概念である単純化モデルが、組織影響力の理論の中核的概念である決定前提と基本的には同じであることが示される。

そして最後に、合理的選択の理論と組織影響力の理論の二つの統合から、組織がメンバーの決定の合理性のレベルにたいしてどのような効果をもつかが、次のように明らかにされる。組織は、いろいろのフォーマル・インフルエンスの行使によって決定者の単純化モデルの形成過程に参加し、このことを通してメンバーの決定の合理性のレベルを高める効果をもつことができる。

（註） この報告では、サイモンのイノベーションの理論の部分が割愛されている。筆者は、イノベーションの理論をも含めたサイモン組織論の基本構造の解明を、近い機会に発表する予定である。

## 米国の初期株式会社における取締役

井上 忠勝

アメリカにおいては株式会社制度が古くから発達し、植民地時代にすでに数社の株式会社企業が成立していたが、1790年代に入って急速に普及し、1800年までの10年間に300社に上る多数の株式会社が設立の認可を受けていた。もっとも、その大部分は水運会社、有料道路、水道、銀行、保険であって、製造企業はわずかに8であった。ところで、これらの株式会社は、その資産の管理を株主によって毎年選出される取締役会に委託するというイギリスの伝統的方式を継承していたのであるが、しかしごく初期の時代から、ニューヨーク銀行（1784年開業）のような会社では、取締役の持株はほんのわずかであった。同銀行が最初に発行した500株のうち、12人の取締役の持株総数はわずかに68株にしかすぎなかった。

しかしながら初期においては、株式会社制度にともなう所有と経営の新しい関係が、しばしば不正利得のための新しい可能性を開いた。その根源は経営担当者と株主の利害を一致させる保証がないことにあった。経営担当者による不正は、アメリカ内外から大資本を動員して建設された鉄道においてとくに顕著であった。例えば、大陸横断鉄道の建設にさいして、その株式を少ししか所有しない取締役が、路線工事を引き受ける建設会社を別に設立してその独占的な株主となり、鉄道会社から建設会社に法外な代価を支払ったり、またある幹線鉄道の取締役が、それに接続する成績のよくない支線鉄道の株式をひそかに買い占め、やがてはるかに高い値段で、その支線鉄道を、幾千の株主をもつその幹線鉄道に買収せしめるなど、実際にしばしば行なわれたところであった。この報告はアメリカ経営史上に著名なジェイ・グールドをとりあげ、この種の会社重役の行動の態様をうかがわんとしたものである。

執筆者紹介（執筆順）

- わた なべ すすむ ..... 教 授 ・ 経 営 経 理 部 門  
渡 邊 進 ..... 経 営 学 博 士
- の せ のぶ こ ..... 助 教 授 ・ 経 営 経 理 部 門  
能 勢 信 子 ..... 経 営 学 博 士
- べい か ゐのる ..... 教 授 ・ 経 営 機 械 化 部 門  
米 花 稔 ..... 経 営 学 博 士
- かわ た ふ く お ..... 教 授 ・ 国 際 貿 易 部 門  
川 田 富 久 雄 ..... 経 済 学 博 士

## 経済経営研究（既刊）目次

### 第15号（Ⅰ）昭和40年2月発行

地域開発と中堅企業……………	米	花	稔
アメリカの企業評価における若干の問題点について……………	小	野	二郎
西独における直接原価計算の諸形態……………	小	林	哲夫
ハックス経営維持論の基本構造……………	中	野	勲
アメリカにおける労使協力に関する若干の考察……………	岡	田	昌也

### 第15号（Ⅱ）昭和40年3月発行

日本における国際私法の変遷過程……………	川	上	太郎
国際流動性論の新展開……………	藤	田	正寛
レオンチェフ径路とマハラノビス径路……………	片	野	彦二
イギリス船員常置計画の制度的特質……………	山	本	泰督
ラテン・アメリカの貿易と国際収支……………	西	向	嘉昭

### 第16号（Ⅰ）昭和41年1月発行

本邦内航海運の特殊性……………	佐	々	木誠治
内航の自動化専用船における就労状態……………	山	本	泰督
国際流動性効果の一考察……………	藤	田	正寛
テイク・オフの過程における有効な資本蓄積の径路について……………	片	野	彦二
西独における国有企業の民有化……………	岡	田	昌也

### 第16号（Ⅱ）昭和41年3月発行

フランスの低開発国援助政策……………	川	田	富久雄
ブラジルの外資導入政策の問題点……………	西	向	嘉昭
ラテンアメリカにおける米国バナナ企業の経験……………	井	上	忠勝
海運合理化と定員問題……………	山	本	泰督
特定引当金について……………	渡	邊	進
リースの会計に関する一考察……………	小	野	二郎

THE RESEARCH INSTITUTE FOR  
ECONOMICS & BUSINESS ADMINISTRATION  
KOBE UNIVERSITY

Director: Minoru BEIKA  
Secretary: Hirotake SAKAI

GROUP OF INTERNATIONAL  
ECONOMIC RESEARCH

Fukuo KAWATA	Professor of International Trade Dr. of Economics
Seiji SASAKI	Professor of Maritime Economy Dr. of Economics
Tarō KAWAKAMI	Professor of Private International Law Dr. of Law
Jiro YAO	Professor of International Finance Dr. of Economics
Masahiro FUJITA	Associate Professor of Regional Study on Latin America
Hikoji KATANO	Associate Professor of International Trade
Hiromasa YAMAMOTO	Associate Professor of Maritime Economy
Yoshiaki NISHIMUKAI	Associate Professor of Re- gional Study on Latin America

GROUP OF BUSINESS  
ADMINISTRATION RESEARCH

Susumu WATANABE	Professor of Accounting Dr. of Business Administration
Minoru BEIKA	Professor of Business Administration and Business Mechanization Dr. of Business Administration
Tadakatsu INOUE	Professor of International Management
Nobuko NOSÉ	Associate Professor of Accounting Dr. of Business Admini- stration
Jiro ONO	Associate Professor of Business Administration and Business Mechani- zation
Hideki YOSHIHARA	Research Associate of International Management

Office: The Kanematsu Memorial Hall,  
THE KOBE UNIVERSITY  
ROKKO, KOBE, JAPAN

昭和41年10月31日印刷  
昭和41年11月7日発行

編集兼発行者  
神戸市灘区六甲台町  
神戸大学経済経営研究所

印刷所  
奈良県天理市川原城町  
天理時報社

# Annual Report on Economics and Business Administration

17 (1)

1966

## CONTENTS

Periodical Allocation of Depreciable Cost under the  
Corporation Income Tax Law.....Susumu WATANABE

On the Budgetary Reform in Japan.....Nobuko NOSÉ

Firm and Establishment in Industrial Regional  
Development..... Minoru BEIKA

Export Diversification and International Economic  
Co-operation —The Case of Thailand—.....Fukuo KAWATA

[Review]

Systems of Social Accounts by Dr. G. Stuvell.....Nobuko NOSÉ

THE RESEARCH INSTITUTE FOR ECONOMICS  
AND BUSINESS ADMINISTRATION  
KOBE UNIVERSITY